

短期大学機関別認証評価

自己評価書

平成17年7月

新見公立短期大学

目 次

対象短期大学の現況及び特徴	1
目的	2
基準1 短期大学の目的	4
基準2 教育研究組織（実施体制）	7
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	29
基準5 教育内容及び方法	34
基準6 教育の成果	56
基準7 学生支援等	62
基準8 施設・設備	69
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	73
基準10 財務	79
基準11 管理運営	83

I 対象短期大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 短期大学名 新見公立短期大学
 (2) 所在地 岡山県新見市西方1263番地の2

(3) 学科等の構成

学科：幼児教育学科，看護学科，地域福祉学科
 専攻科：地域看護学専攻科

(4) 学生数及び教員数（平成17年5月1日現在）

学生数：学科404人，専攻科15人
 教員数：44人

2 特徴

岡山県の北西部で鳥取県と県境を接する地域にある新見市（当時）において、昭和48年5月に地域の振興を目的として「短期大学の誘致」が策定された。しかし、私立短期大学の誘致は種々の理由で困難であることから、昭和51年5月に市長が「短期大学設置」に関する意向を表明した。これを受けて、昭和53年1月に新見市に「新見市立女子短期大学創設準備室」が発足した。市の財政力等から自治省（当時）の行政指導により、新見市及び阿哲郡の4町（大佐町，神郷町，哲多町，哲西町）（いずれも当時）で構成される阿新広域事務組合立（設置者：代表理事）として、昭和55年4月に新見女子短期大学が開学した。開学当時の学生定員は看護学科（3年課程）50人，幼児教育学科（2年課程）50人，であった。開学に先立って、文部大臣から「幼稚園教員養成課程」の認定，厚生大臣から「保母を養成する学校」の指定，文部大臣から「看護婦学校」の指定をそれぞれ受けた。開学時の将来構想として，設置者から短期大学に，（1）将来の学園都市構想：安定的・効率的な規模とし，男女共学を目指すこと。（2）大学の整備拡充：学生会館等の整備。（3）学生定員増加の方策：看護学科の定員を80人とすること。（4）大学の地域貢献が提起された。看護学科の定員については，実習病院が遠隔地であり80人は困難であることなどから昭和61年4月に60人に増員された。

平成4年4月に学内に新見女子短期大学学科増設準備室が設置され，平成8年4月厚生大臣から「介護福祉士養成施設」の指定を受けた地域福祉学科（2年課程：定員50人）が設置された。

平成11年4月から幼児教育学科及び看護学科について男女共学化が行われ（地域福祉学科は平成12年4月），大学名が現在の新見公立短期大学に変更された。

将来計画を策定する中で，専攻科の設置を行うこととなり，平成16年4月に文部科学大臣から「保健師学校」の指定を受けた地域看護学専攻科（1年課程：定員15人）が設置され，平成17年2月に大学評価・学位授与機構から学士の学位を受けられる専攻科として認定された。平成17年3月31日に旧新見市及び阿哲郡の4町が対等合併し，新たに新見市として発足した。これに伴い本学の設置母体が新見市に，設置者が新見市長に変更になったが，短期大学名の変更はなかった。

本学は，旧新見市立商業高等学校の跡地にその設備を利用して開設されたものであるが，開学時に4階建校舎1棟（現3号館）を建築し，その後平成3年に学生会館，平成8年に4階建校舎（現1号館）及び学生食堂等の施設を逐次建築・改築した。また，平成12年に学内コンピュータネットワーク及び専用線によるインターネット接続が完成した。

現在，本学は設立時の目的である地域振興に大きく貢献している。しかし，入学生は西日本を中心に全国の広い地域に分布し，地元出身者は少数に留まっている。その理由は，高学歴志向，都市志向，少子化等に求められる。

学生は女性が大部分を占め，共学化後も男子学生の割合は数%で推移している。開学以来，平成17年3月までに3,094人の卒業生を世に送り出し，初期の卒業生には，各職場の中堅として活躍中の者もみられる。看護学科卒業生で進学者（大学編入，保健師・助産師養成校，養護教諭養成課程）が比較的多い傾向にあるが，就職者の大部分は教育の目的とする保育士または幼稚園教諭（幼児教育学科），看護師（看護学科），介護福祉士（地域福祉学科）の職に就いている。

地域貢献については，昭和57年から毎年公開講座を実施している。また，幼児教育学科の表現発表会を市内のホールで開催している（「地域とつくる にいみこどもフェスタ」）。近年では本学教員がインターネット（非公開掲示板及び電子メール）を介して，地元住民からの健康・生活相談に助言・指導を行う「新見まごころネット」（平成15年），地域の幼児教育者の申し出により，研修・指導・助言等を実施する「教育支援センター」の設置（平成16年），地元私立高等学校との連携授業（平成16年）等を実施している。

II 目的

1 本学の目的は、教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、広く教養を高め、看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成することにある。目的を達成するために幼児教育学科（2年課程）、看護学科（3年課程）及び地域福祉学科（2年課程）と地域看護学専攻科（1年課程）を設置している。

幼児教育学科では、卒業要件として保育士登録資格に必要な単位修得を課し、必要な単位の修得によって卒業時に幼稚園教諭2種免許状の取得ができる教育課程を開講している。幼児・児童を取り巻く家庭や地域の環境が著しく変化していることに対応して、保育・教育・福祉における専門職種の需要が増大し、またその職能の多様化・高度化が求められていることから、これらに対処できる人材の養成を目的としている。

看護学科では、卒業要件として看護師国家試験受験資格に必要な単位修得を課している。看護師として必要な知識と技術を修得することのみならず、幅広い人間性を養い科学的思考に基づいた看護職として成長することを目標としている。

地域福祉学科では、卒業要件として介護福祉士登録資格に必要な単位修得を課している。同時に社会福祉主事任用資格が取得できる。介護福祉士として必要な知識と技術を修得することのみならず、高齢者が過ごしてきた地域の文化、伝統（木工芸、備中神楽、草木染、陶芸）を学ぶための科目を開講している。

地域看護学専攻科では、修了要件として保健師国家試験受験資格に必要な単位修得を課している。1年間で公衆衛生及び関連科目を集中して学習できる。各学生が、自分のフィールドをもち、保健福祉行政論、疫学、疫学演習、地区活動論、健康教育、保健統計学等を修得できる科目を開講している。

2 教育の目的として教養教育の重視がある。各学科の専門科目から得る知識のみならず、広い分野の教養と社会人として求められる思考の方法を養うことが重要であり、時代や民族の文化概念の変遷に応じて異なる幅広い教養を身に付けた優れた人材を養成することを目的としている。そのために教養科目を担当する教員からなる教養科を開学時から設置している。平成15年に、各学科の教養関連科目を担当する教員を含む教養教育委員会を設置し、実践を通じて教養教育改善に資することを目的として活動を行なっている。

3 教員の教育活動は研究活動の裏づけを必要とするとの理念から、教員の研究活動に対するモチベーションを高めることを目的に掲げている。平成17年度から研究経費の競争的配分を実施し、前年度の教育・研究実績及び大学・社会貢献に応じた教員個人研究費の傾斜配分制度、研究課題申請による重点配分等を行った。

4 教育改善を行い、学生にとって魅力的な教育活動を実践することを目的としている。そのための取組として第1回のファカルティディベロップメント研修会（FD集会）を平成15年度に実施して以来、毎年1回のFD集会を実施している。また、検証の取組として学生による授業評価を平成14年度から実施している。平成17年度からは実施方法の一部を改正して実施する計画である。教員の教育研究活動について、学科ごとに、外部の有識者による評価を平成16年度に実施した。

（準学士課程・専攻科課程等ごとの独自の目的）

幼児教育学科

幼児教育に関する専門的な理論と実際の技能を教授研究し、保育者であるとともによき社会人として、幼稚園・保育所・福祉施設などでの質的充実・発展につくすとともに、地域における保育の振興に寄与することのできる人材を育成することを目的とする。その目的のために次の教育目標を掲げる。

1 保育者として必要な資質を向上させるために不可欠な理論を求め、技能を高めようと主体的に取り組む態度を

養う。

- 2 保育の本質を理解し、学問的な裏づけをもった実践を行うことのできる能力を養う。
- 3 保育者にふさわしい人間的魅力と円満な人格、豊かな情操をそなえた人材を育成する。
- 4 保育に対する理解に支えられて、地域社会における幼児の生活環境や、生活文化の浄化向上につとめようとする能力や態度を養う。

看護学科

社会における看護の役割を認識し、幅広い教養と豊かな人間性を養い科学的思考に基づいた看護専門職としての基礎的能力を習得させることを目的とする。その目的のために次の教育目標を掲げる。

- 1 生命の尊重と人間の尊厳を基に、対象を多面的に理解するため、看護学と関連諸科学に主体的に取り組む能力を養う。
- 2 看護の本質を理解し、人々の健康に関する諸問題を科学的に査定し、個別性のある総合的な援助活動が行える基礎的能力を養う。
- 3 社会の変化に柔軟に対応できる多様な価値観を認識し、看護者として生涯にわたり資質の向上を図ることのできる能力を養う。
- 4 保健医療チームの一員として他職種と協調し、地域社会における看護の役割を果たす能力を養う。

地域福祉学科

地域社会における介護の役割とは何かを理解しながら、より広角的に介護を展開し、実践できる基礎能力を養うことを目的とする。その目的のために次の教育目標を掲げる。

- 1 保健・医療・福祉・文化の4つの角度から、高齢者・障害者の文化生活の創造に積極的にとりくむための基礎的態度と能力を養う。
- 2 介護とは何かを常に模索し、介護の対象となる人々のニーズの把握とともに、援助活動を実践する姿勢と能力を養う。
- 3 介護を必要とする人々のアセスメントと、介護計画、介護実践とそれらの評価ができる能力を養う。
- 4 地域社会における介護展開の必要性を捉え、他の関連職種との連携をとりながら、自らの介護の役割を理解し展開できる能力を養う。

地域看護学専攻科

人間愛に根ざした深い教養を持ち、生命尊厳を有する視野の広い看護者として、さらに基礎看護教育で学んだ知識・技術をもとに、保健師として創造的、主体的能力を修得できるように専門的知識・技術を学ばせ、地域の実情に合わせた地域保健活動の進展、向上に貢献する人材を育成することを理念とする。その目的のために次の教育目標を掲げる。

- 1 地域の健康問題を生活の場で把握し、適切な地域看護活動を展開する基礎的能力を養う。
- 2 地域住民の健康問題を組織的に解決する意義・必要性が理解でき、地域・職場・学校など集団間における連携や保健医療福祉の連携におけるコーディネート能力を養う。
- 3 地域住民が自ら健康問題の解決のため社会資源の活用ができるよう支援する能力を養う。
- 4 地域看護の発展・向上のため、自ら研鑽するための研究的態度を養う。

III 基準ごとの自己評価

基準 1 短期大学の目的

(1) 観点ごとの自己評価

観点 1-1-1 : 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学では、昭和 55 年の開学時に基本的な方針を示した短期大学の理念を策定し、学則（別添資料 1-1 参照）及び『学生便覧』（別添資料 1-2 参照）に記載することによって、短期大学の目的を明示している。平成 17 年からは「ホームページ」（資料 A 参照）及び「大学案内」（別添資料 1-3 参照）にも記載している。さらに平成 8 年の地域福祉学科の設置に伴い、文言の見直しを行ってその明確化に努めてきた。また、短期大学の理念に基づいて、各学科及び専攻科の理念を定め、学生便覧に記載している。

資料 A

本学の目的

本学は教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、広く教養を高め、看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成することを目的とする。

（出典 新見公立短期大学ホームページ <http://www.niimi-c.ac.jp/official/mokuteki.html>）

【分析結果とその根拠理由】

短期大学の理念を学則、学生便覧及びホームページに記載することによって明示し、各学科及び専攻科の教育目的とそれに伴う教育内容を具体的に定め、学生便覧に記載することによって明示している。以上のことから短期大学として目的を明確に定めている。

観点 1-1-2 : 目的が、学校教育法第 69 条の 2 に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

本学の理念は上記資料 A のとおり掲げており、各学科及び専攻科の教育目的及びこれに基づく教育内容は『学生便覧』（別添資料 1-2 参照）記載のとおりである。

【分析結果とその根拠理由】

本学の理念は、「広く教養を高め、看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成すること」を目的とするものであり、短期大学設置の目的に鑑み「深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必

要な能力を育成することを主な目的」とすることに対応していることから、本学の目的は学校教育法の定め以外れるものではない。

観点 1-2-1： 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

本学の目的及び目的に基づく具体的な教育内容を記載している『学生便覧』（別添資料 1-2 参照）を、全教職員に配布することによって周知を行っている。また、全学生にも配布し、入学時のオリエンテーションに各学科においてこのことについて説明することによって周知を行っている。

なお、教職員及び学生が、目的を実際に把握しているかどうかということについての取組みは行っていない。ただし、目的は、本学の教育課程を具体的に表したものである。本学は専門的な職業に関連する資格・免許の取得を目指して入学してくる学生が大部分であり、卒業後の進路もそのことを反映していることから（『自己評価書』56-57 頁）、このことは教職員及び学生に周知されているものと考えている。しかし、本学としては周知した目的が、実際に把握されているかどうかについて具体的な調査を実施する必要があると認識している。

【分析結果とその根拠理由】

全教職員及び学生に対して冊子を配布し、学生に対しては、入学時のオリエンテーションで説明することによって、目的を周知している。

観点 1-2-2： 目的が、社会に広く公表されているか。

【観点到係る状況】

本学の目的及び活動方針は、「ホームページ」（資料 A 参照）に記載することによって、社会に対して公表している。また、本学の「大学案内」（別添資料 1-3 参照）にも記載し、東海・北陸地方以西の高等学校約 2,400 校を中心に配布するとともに、年に 1 回実施しているオープンキャンパスで参加者に配布している。また、大学案内は近隣地域で開催される進路説明会や卒業生の就職先を開拓するための訪問時にも教員等が持参して配布することによって周知を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学のホームページ及び大学案内に目的を記載することによって、社会に対して広く公表している。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では医療・教育・福祉の専門職業教育を目的とする短期大学であるところから、設置の目的が具体的で明確である。

【改善を要する点】

目的に掲げている「広く教養を高め、看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成すること」が、教職員及び学生に認識されているかどうかを把握するための調査が必要であると考えている。

(3) 基準 1 の自己評価の概要

本学では、昭和 55 年の開学時に基本的な方針を示した短期大学の理念を策定し、学則及び学生便覧に記載することによって、短期大学の目的を明示している。平成 17 年からはホームページ及び大学案内にも記載している。さらに平成 8 年の地域福祉学科の設置に伴い、文言の見直しを行ってその明確化に努めてきた。また、短期大学の理念に基づいて、各学科及び専攻科の理念を定め、学生便覧に記載している。

本学の理念は、「広く教養を高め、看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成すること」を目的とするものであり、短期大学設置の目的に鑑み「深く専門の学芸を教授研究し、職業または实际生活に必要な能力を育成することを主な目的」とすることに対応していることから、本学の目的は学校教育法の定め外れるものではない。

本学の目的及び目的に基づく具体的な教育内容を記載している学生便覧を、全教職員に配布することによって周知を行っている。

また、本学の目的及び目的に基づく具体的な教育内容を記載している学生便覧を、冊子として全学生に配布し、入学時のオリエンテーションに各学科においてこのことについて説明することによって周知を行っている。

本学の目的及び活動方針は、ホームページ及び大学案内に記載することによって、社会に対して公表している。

本学の目的の周知に関して、本学の理念は、専門的な職業に関連する資格・免許の取得を目的とした教育課程を具体的に表したものであり、教職員及び学生によく周知されているものとは考えているが、実際に把握されているかどうかについて具体的な調査を実施する必要があると認識している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの自己評価

観点 2-1-1： 学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学の教育研究の目的は学則第 1 条に規定するとおりである（自己評価書 2 頁参照）。本学に設置する学科は学則第 3 条に定めるとおり、看護学科、幼児教育学科、地域福祉学科であり（資料 A 参照）、各学科において取得することができる資格及び免許状等の種類は学則第 29 条に定めるとおりである。看護学科においては文部科学大臣から看護師学校として指定、幼児教育学科においては厚生労働大臣から保育士を養成する学校として指定及び文部科学大臣から幼稚園教員養成課程の認定、地域福祉学科においては厚生労働大臣から介護福祉士養成施設として指定をそれぞれ受けている。

資料 A

学則

第 3 条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学科名	入学定員	総定員
看護学科	60 人	180 人
幼児教育学科	50 人	100 人
地域福祉学科	50 人	100 人

第 29 条 本学において取得することのできる資格及び免許状等の種類は次のとおりとする。

学 科	取得資格及び免許状の種類
看護学科	看護師国家試験受験資格
幼児教育学科	保育士資格 幼稚園教諭 2 種免許状
地域福祉学科	介護福祉士登録資格 社会福祉主事任用資格

（出典 新見公立短期大学学則の該当箇所）

【分析結果とその根拠理由】

本学に設置した学科においては、看護学科では看護師国家試験受験資格、幼児教育学科においては保育士資格及び幼稚園教諭 2 種免許状、地域福祉学科においては介護福祉士登録資格及び社会福祉主事任用資格の資格及び免許状等の取得を目的とした学科構成となっていることから、学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものになっている。

観点 2-1-2： 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学における教養教育は、学則第1条に「教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、広く教養を高めるとともに」と規定しているとおり、全学科において教養教育が適切に行えるような仕組みが開学以来整備されている。教養教育を重視する本学では、教養教育が適切に行えるように教養科及び教養教育委員会を設置し、真に優れた人材は偏った教育からは生まれ得ない、をモットーに、アカデミックな教養教育を与える中心的な機関としての役割を果たしている（別添資料2-1：『学生便覧』、2-2：「シラバス」、及び2-3：「教養教育委員会規程」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

本学に設置した学科における教養教育関連科目は、看護学科では基礎分野、幼児教育学科・地域看護学専攻科では教養科目、地域福祉学科では基礎科目としてカリキュラムが組み込まれている。本学における教養科の存在は教養教育推進の点からも重要で、他大学にない特色となっている。さらに、教養教育向上のための全学をあげたシステムとして、教養教育委員会が設立され（平成15年1月15日の一般教授会で承認）、平成16年度より教養教育の研究推進に努めている。以上のように、本学では、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能している。

観点2-1-3： 専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

地域看護学専攻科の教育目的は、「地域の人々が自らの健康を守り向上することができるように支援する能力を養うため、専門的知識・技術及び態度を学ばせ、地域看護の役割を果たすことができる人材を育成する」とし、短期大学の目的である「地域社会における保健医療福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材の育成」に力を注いでいる（別添資料2-1参照）。

【分析結果とその根拠理由】

地域看護学専攻科の設置は、昭和55年の本学の開学時より長年の懸案とされ、地域に貢献できる専門職の育成を目指し、平成16年4月に念願の開設となった。少子高齢化の進む地域において、施設内の臨床看護を学ぶだけでなく、ローカルかつグローバルな視点を持ち合わせた専門職を目指して教育を行っている。

観点2-1-4： 別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

観点2-1-5： 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

観点 2-2-1 : 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学の教授会は、学則第 38 条（資料 B 参照）に規定されているとおり、教育活動に関して、教育職員の人事及び予算に関する審議権、教育研究、学籍の異動、試験及び単位の認定、厚生補導並びに賞罰等に関する議決権を有している。実際の教授会の運営においても教育活動に関する議題がその多くを占めている（訪問調査時に教授会議事録を参照されたい）。

資料 B

（審議、決定事項）

第 38 条 教授会は、次の事項を審議する。

- （1）学則の改廃に関する事。
- （2）教育職員の人事に関する事。
- （3）教育予算に関する事。

2 教授会は、次の事項を決定する。

- （1）教育研究に関する事。
- （2）学生の入学（転入学及び再入学を含む。）退学、転学、休学、復学、除籍、卒業及び修了に関する事。
- （3）学生の試験及び単位の認定に関する事。
- （4）学生の厚生、補導に関する事。
- （5）学生の賞罰に関する事。
- （6）条例、学則に基づく学内諸規定に関する事。
- （7）その他教育研究上必要と思われる重要事項に関する事。

3 教授会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（出典 新見公立短期大学学則の該当箇所）

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教授会において、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。

観点 2-2-2 : 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では新見公立短期大学委員会規程別表（資料 C 参照）において定められている通り、教務委員会の教務部

会（および教育改善部会）が、教育課程や教育方法等を検討する組織として機能している。構成員は教養科を含む各学科より1名の委員及び学務課長からなっている。会議は、原則的に毎月第1水曜日14時40分からが定例会議の時間として設定されており、その他必要に応じて臨時会議、持ち回り会議、電子メールによる会議等も開かれている（平成16年度「教務委員会議事録」を訪問時に参照されたい）。

資料C

名 称	所 管 事 項	構 成	
		委員長	委 員
教務委員会	1. 教育計画に関すること。 2. 学生の入学（転入学及び編入学を含み、入試委員会の所管事項を除く。）退学・転学・休学・復学・除籍及び卒業に関すること。 3. 人権教育に関すること。 4. 単位認定に関すること。 5. その他教務に関すること。	部長 構成員の互選 （教務委員長を兼務する）	各学科（教養科を含む）より1名及び学務課長

（出典 新見公立短期大学委員会規程別表 関連部分を抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

平成16年度は計10回の教務委員会を開き、教育計画に関すること、学生の退学及び休学に関すること、人権教育に関すること、単位認定に関すること、その他の事項に関することなどにつき、十分かつ実質的な協議を行った。従って、教務委員会が適切に機能していると考えられる。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学の目的として掲げる「看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成すること」に即して、3学科及び1専攻科を設置しており、それぞれ看護師国家試験受験資格（看護学科）、保育士資格及び幼稚園教諭2種免許状（幼児教育学科）、介護福祉士登録資格及び社会福祉主事任用資格（地域福祉学科）、保健師国家試験受験資格（地域看護学専攻科）の資格・免許の取得するための法令上の指定・認定を受け、そのための教育研究に係る組織構成が明確であることを挙げることができる。

【改善を要する点】

該当なし。

（3）基準2の自己評価の概要

本学の目的として掲げる「看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人

として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成すること」に即して、3学科及び1専攻科を設置しており、それぞれ看護師国家試験受験資格（看護学科）、保育士資格及び幼稚園教諭2種免許状（幼児教育学科）、介護福祉士登録資格及び社会福祉主事任用資格（地域福祉学科）、保健師国家試験受験資格（地域看護学専攻科）の資格・免許の取得するための法令上の指定・認定を受けている。そのための教育研究に係る組織を有している。また、全学科において教養教育が適切に行えるよう教養科が開学以来整備されているが、特に平成15年度からは教養教育委員会が設置されている。

運営体制としては、教授会が、教育活動に関して、教育職員の人事及び予算に関する審議権、教育研究、学籍の異動、試験及び単位の認定、厚生補導並びに賞罰等に関する議決権を有している。実際の教授会の運営においても教育活動に関する議題がその多くを占めている。さらに、教務委員会が、教育課程や教育方法等を検討する組織として機能している。構成員は教養科を含む各学科より1名の委員及び学務課長からなっている。会議は、原則的に毎月1回の定例会議が開会され、必要に応じて臨時の委員会が開催されている。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの自己評価

観点3-1-1： 教員組織編成のための基本方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

【観点到る状況】

本学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成することを目的として、新見公立短期大学教員の級別定数に関する規定（平成17年新見市規則第250号第3条）に基づき教養科5人、看護学科18人（助手5人を含む）、幼児教育科9人（助手1人を含む）、地域福祉学科9人（助手1人を含む）、地域看護学専攻科3人からなる教員組織編成をとっている（資料A、B参照）。

資料A 新見公立短期大学教員の級別定数に関する規定（趣旨）

第1条	この訓令は、新見公立短期大学教員の給与等に関する規則（平成17年新見市規則第250号）第3条の規定により、新見公立短期大学に勤務する教育職員の級別定数を定めるものとする。（級別定数）
第2条	級別定数は、別表のとおりとする。 一の職務の級の定員に欠員がある場合には、その欠員数の範囲内でその定数を下位の職務の級の定数に流用することができる。 学長職にある者が授業を担当する場合には、教授を兼任するものとする。
附 則	この訓令は、平成17年3月31日から施行する。
備 考	級間における定数の流用は、区分欄の各科において、下位への流用のみ可能である。ただし、教養科の他学科への流用は、可能とする。

資料B 新見公立短期大学教員の級別定数に関する規定（第2条関係別表）

区分	学長職	職務の級					計
		5	4	3	2	1	
教養科	1	3	2	0	0	0	
看護学科		5	3	5	5		
幼児教育学科		3	3	3	0		
地域福祉学科		3	3	3	0		
地域看護学専攻科		1	1	1	0		
計	1	15	12	12	5	0	45

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教員組織編成の基本方針として教育目的に沿い、新見公立短期大学教員級別定数の規定を設け、各学科、専攻科にそれぞれ専門の専任教員を配置し、教育課程を遂行するための編成が適切にとられていると判断する。

観点3-1-2： 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。**【観点到係る状況】**

本学の教員構成は、教授、助教授、講師、助手から成り、各学科、専攻科に専門職育成のための教員を配置している。各学科とも専門科目を充実させるための非常勤講師及び非常勤助手を配置している。以下に平成17年4月現在の各学科・専攻科別の教員構成を示す。なお、看護学科では、主要科目には教授、助教授8人で対応し、助手5人の内3人の学内非常勤講師が実質的に講師職の役割を担い、必要な教員数を確保している(資料C参照)。

資料C 平成17年度新見公立短期大学の教員構成人数

区分	学長	教授	助教授	講師	助手	計	非常勤講師	非常勤助手
学長	1					1		
教養科		3	2			5		
看護学科		3	5	5	5	18	34	7
幼児教育学科		3	3	2	1	9	19	5
地域福祉学科		3	1	4	1	9	31	3
地域看護学専攻科		1	1	1		3	14	
計	1	13	12	12	7	45	98	15

非常勤教員は延べ人数で示す。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、各科および専攻科の教育課程を遂行するための教員について資料Cの通り配置している。また、量的、質的両面において教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

観点3-1-3： 各学科に必要な専任教員が確保されているか。**【観点到係る状況】**

短期大学における専任教員数は、短期大学設置基準第22条で保健衛生学関係1学科の入学定員100人までは7人、教育学・保育学関係1学科の定員50人までは6人、社会学・社会福祉学関係1学科定員100人までは7人を必要としている。本学では、短期大学設置基準に基づき各学科・専攻科に必要な数の専任教員を配置している。

教養科では、5人の専任教員がおり、教授3人、助教授2人の構成である。

看護学科では、専門職の育成として保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条4号、看護師等養成所の運営に関する指導要領に基づき看護師の資格を有する専任教員8人以上とされている。現在、18人の専任教員がおり、教授3人、助教授5人、講師5人、助手5人の構成で、その内16人が看護師の資格を有する専任教員で構成されている。学科長は、看護師資格を有する専任教員より選出している。分野別の内訳は以下に示す(資料D参照)。

幼児教育学科では、9人の専任教員がおり、教授3人、助教授3人、講師2人、助手1人の構成である。本学

科は、幼児教育学科は、指定保育士養成施設および教員養成課程（幼稚園教諭 2 種免許）として認可を受けている。

資料 D 看護学科分野別教員構成の内訳

分野	専門基礎科目	基礎看護学	成人看護学	老年看護学	小児看護学	母性看護学	地域看護学	精神看護学
教員	宇野 斎藤	小野 杉本 土井	逸見 金山 真壁 白神 太田	古城 木下	上山	貞岡 岡	栗本 岡本	塚本

指定保育士養成施設としては、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成 15 年 12 月 9 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の「指定保育士養成施設指定基準」において、専任教員を入学定員 50 人につき 6 人以上置くこと、保育士養成課程の「保育の本質・目的の理解に関する科目」、「保育の対象の理解に関する科目」「保育の内容・方法に関する科目」「基礎技能」「保育実習」の 5 系列に最低 1 人とするのが望ましいことが定められている。系列別の内訳は以下に示す（資料 E 参照。系列は略称）。

資料 E 幼児教育学科系列別教員構成（保育士養成課程）の内訳

系列	保育の本質・目的	保育の対象理解	保育の内容・方法	基礎技能	保育実習
教員	矢藤 東	石橋	片山 金山 三好	桑原 安達 山中	高月

教員養成課程としては、「教員免許課程認定審査基準」（平成 13 年 7 月 19 日文部科学省教員養成部会決定）において、「教科に関する科目」（国語，算数，生活，音楽，図画工作及び体育）の 3 科目以上にわたりそれぞれ 1 人以上，計 3 人以上，「教職に関する科目」（「教職の意義等」「教育の基礎理論」「教育課程及び指導法」「生徒指導，教育相談及び進路指導等」）の 2 分野にわたりそれぞれ 1 人以上，計 2 人以上が求められている。分野別の内訳は以下に示す（資料 F 参照。区分は略称）。

資料 F 幼児教育学科系列別教員構成（幼稚園教諭養成課程）の内訳

区分	教科に関する科目			教職に関する科目			
	音楽	図画工作	体育	教職の意義	基礎理論	教育課程	教育相談
教員	安達 山中	金山	桑原	矢藤	石橋	片山 高月 三好	東

地域福祉学科では、平成 17 年 4 月 1 日現在、各職位における専任教員数は、教授 3 人、助教授 1 人、講師 4 人、助手 1 人である。「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等要請施設指定規則」第 7 条第 4 号に基づく別表第 2 に定める専任教員は、学生総定員 80 人までは、3 人と規定されており、第 7 条第 6 号では、専任教員のうち 2 人は介護福祉士、保健師、助産師、または看護師の資格を有するものと規定されている。本学科の専任教員 9 人のうち 2 人は看護師の有資格者、2 人は介護福祉士の有資格者である（資料 G 参照）。

資料 G 地域福祉学科の科目別教員構成の内訳

科目名	社会福祉に関する科目	介護福祉に関する科目	文化に関する科目	心理に関する科目
教員	伊藤 大竹	井関 松本 藤井 松永	岩崎 吉村	村中

地域看護学専攻科では、保健師看護師助産師学校指定規則第2条4号及び看護師等養成所の運営に関する指導要領に基づき、学生定員20人以下では3人以上の専任教員が必要である。現在、教授1人、助教授1人、講師1人の構成で、3人とも保健師免許を有している。

【分析結果とその根拠理由】

教養科では、専門教育を行うための教養科目の充実を図る目的で、教授、助教授で対応している。

看護学科では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条4号、看護師等養成所の運営に関する指導要領に基づき適切に教員が配置されている。また、各看護学領域の単位認定者は講師以上で担当しており、領域内での教員への教育研究に関するスーパーバイザーを決めており、教員間の指導へも力を注いでいる。

幼児教育学科では、保育士養成課程、幼稚園教諭養成課程とも、基準に従って適切に教員が配置されている。

地域福祉学科の専任教員数は定められた員数9人を充足するものである。職位は、助教授枠2を講師に、講師枠1を助手にそれぞれ下位流用している。これは転出にともなう補充の際に若手教員を採用した結果であり、一時的な現象であることから問題はないと考えて考える。助手に対しては領域内で教育に関するスーパーバイズを行っているが、定められた職位の定数に近づける努力も今後の課題となる。また、「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」第7条第4号に基づく別表第2に定める数(3人)以上の専任教員を有し、第6号で求められる有資格者の員数も満たしている。

地域看護学専攻科は、保健師看護師助産師学校指定規則第2条4号及び看護師等養成所の運営に関する指導要領に基づき各職位、有資格者の教員も配置されている。

以上より、「短期大学設置基準」第22条に基づく別表第1に定められた必要教員数および要件、専門職育成のためのそれぞれの規定を満たしており、これらのことから各学科の教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

観点3-1-4： 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

【観点に係る状況】

教養科では、男性5人で、年齢構成は、60歳代1人、50歳代2人、40歳代2人である。

看護学科では、男性2人、女性16人で、年齢構成は、60歳代1人、50歳代5人、40歳代7人、30歳代5人である。

幼児教育学科では、男性4人、女性5人で、年齢構成は、50歳代4人、40歳代3人、30歳代2人である。

地域福祉学科では、男性3人、女性6人であり、年齢構成は60歳代が1人、50歳代3人、40歳代2人、30

歳代 2 人，20 歳代 1 人となっている。

地域看護学専攻科は，女性 3 人で，年齢構成は，50 歳代 1 人，40 歳代 2 人である。

【分析結果とその根拠理由】

教養科では，男性で占められているが性別の構成は問題ない。

看護学科では，看護職資格を持つ教員が不可欠であるため，女性が多いことは看護学科の特徴である。年齢構成は各年代のバランスがとれている。

幼児教育学科では，年齢および性別の構成は問題がない。

地域福祉学科では，学科開設時の専任教員の性別構成は男性 2 人，女性 7 人であり，年齢構成は 50 歳代 4 人，40 歳代 2 人，30 歳代 1 人であった。学科開設時は年齢構成に多少の偏りが見られ，また年齢層が高くなってきたこともあった，その後，教員の転出にともなう補充の際に，教員組織の活動をより活性化するため，学科全体及び領域別の年齢構成あるいは性別構成を考えた公募による採用を行なってきた。介護福祉系教員は全員が女性であるが，これは領域による特徴であるため，現時点において，年齢及び性別構成のバランス等はとくに問題ないとする。

地域看護学専攻科では，保健師の資格を必要としており全員女性であるが，年齢および性別の構成は問題がない。

以上より，「短期大学設置基準」第 22 条に基づく別表第 1 に定められた必要教員数および要件，専門職育成のためのそれぞれの規定を満たしており，これらのことから各学科の教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

観点 3-2-1： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ，適切に運用がなされているか。 特に，教育上の指導能力の評価が行われているか。

【観点到る状況】

本学における教員の採用及び昇格については，「新見公立短期大学教員選考規程」（別添資料 3-1 参照）において，選考の基準，候補者の求め方および提出書類の種類，選考組織，選考方法が定められている。さらにその細目については，「新見公立短期大学教員選考に関する申し合わせ」（別添資料 3-2 参照）が定められ，職位ごとの研究歴・研究業績，教育歴・教育業績等の基準が定められている。教育上の指導能力の評価については，「教育業績書」（別添資料 3-2 参照）の提出を求め，その中で担当授業科目，教材の開発・作成，教育方法の開発・改善，FD 等への参加経験，その他の特記事項の記載を行うこととなっている。

教員の採用・昇格が行われる場合には，教授会において選考委員会が組織されて公募等の選考方法が決定され（別添資料 3-2：「公募要領例」参照），上記の提出書類に基づいて書面審査が行われる。必要に応じて候補者の面接が行われた後，選考結果が教授会に報告される。教授会での審議に基づいて教員候補者が決定される（訪問調査時に教授会議事録を参照されたい）。

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用基準や昇格基準等は新見公立短期大学教員選考規程及び新見公立短期大学教員選考に関する申し合わせに明確かつ適切に定められ，教員の採用及び昇格時に組織される教員選考委員会及び教授会において適切に運用がなされている。教育上の指導能力の評価については，選考時に提出を求め教育業績書に基づいて行われ

ている。

観点3-2-2： 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学における教育活動の評価に関連しては、教務委員会教育改善部会があり、教育活動に関する定期的な評価を実施している（資料H参照）。実施の結果は、『学生による授業評価』（別添資料3-3参照）として刊行され、教職員及び各クラスに配布され、並びに図書館で閲覧されることによって学生にも開示されている。また、1年に1度以上のファカルティディベロップメント（FD）集会を実施している（『自己評価書』73-74頁参照）。

資料H 教務委員会の概要

名 称		所管事項	構 成	
			委員長	委 員
教務委員会	教育改善部会	1. 学生の授業評価に関すること。 2. 教員相互の授業評価に関すること。 3. 教員の研修の企画運営に関すること。 4. 授業改善の勧告に関すること。	部会長	学長、各学科（教養科を含む。）より1人及び学務課長名による
			学長の指名による	

（出典 「委員会規程別表」該当箇所）

【分析結果とその根拠理由】

教育活動の評価に関連しては、教務委員会教育改善部会があり、教育活動に関する定期的な評価を実施している。その結果は、学生による授業評価報告書及びFD集会記録として刊行・開示されていることから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているものと認識している。

しかし、本学の教育活動に関する評価としては全体的にはおおむね適切に実施されているが、学生の授業評価に関する質問事項、適切な教員相互の授業評価の方法、特定の授業改善の勧告に関する事項等の教員の教育活動へのフィードバックの方法については、なお検討の余地があり、改善を要することを認識している。

観点3-3-1： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

教養科では、各教員が個別の研究を中心として担当する科目についても教材研究を実施している。

看護学科では、各担当科目に関する看護基礎研究や、看護教育に関する研究など着実に積み重ねており、その結果を教育に還元している。

幼児教育学科では、各教員が個別の研究上の関心だけでなく、本学の教育の質を高めるための研究活動を積極

的に展開している。

地域福祉学科では、各担当科目に関する研究や関連する研究を行っている。

地域看護学専攻科では、各担当科目に関する研究や、保健および公衆衛生看護に関する研究を行っている。

下表（資料Ⅰ）にその内容を示す。

資料Ⅰ 教育内容と研究活動

<教養科>

教員名	研究活動及び主な研究業績等	授業科目名
桑原一良	1 スポーツについての教材研究を実施。 2 スポーツのチーム員数に関する史的考察, スポーツ史研究,14:25-36,2000. 3 野球は狩猟型のスポーツか, 新見公立短期大学紀要,25:1-10,2004.	生涯スポーツ論 (看1 幼1) スポーツ実習A (看1) スポーツ実習B (看2) スポーツ実習 (幼1 福2) 幼児体育 (幼2) 文化人類学 (看2) 身体と文化 (福2)
石田純郎	1 小児についての症例収集を実施。 2 『蘭学医書の原著者とオランダの訳者たちの医学世界』, 吉備洋学資料研究会,全250頁,1998. 3. オランダの外科医ギルドの終焉—医師資格の均質化へ, 洋学,12:1-16,2004.	医学概論 (看2) 小児看護学Ⅱ (看2) 小児保健Ⅰ (幼1) 医学一般Ⅰ (福1) 医学一般Ⅱ (福2)
田邊 洋	1 生活化学についての教材研究を実施。	生活化学 (幼2)
原田信之	1 文学・国語についての教材研究を実施。 2 『キャリアアップ国語表現法 四訂版』,嵯峨野書院,分担執筆,2004. 3 『今昔物語集南都成立と唯識学』,勉誠出版,全480頁,2005.	文学 (看1 幼1 福1) 国語 (幼2)
山内 圭	1 英語についての教材研究を実施。 2 『ウィズダム英和辞典』,三省堂,分担執筆,2003. 3 The Last Scene of <i>The Grapes of Wrath</i> , <i>Steinbeck Studies</i> ,27:31-39,2004.	英語Ⅰ (看1) 英語Ⅱ (看2) 英語コミュニケーション (幼1 幼2) 英語 (福2) 英会話 (福1)

<看護学科>

教員名	研究活動及び主な研究業績等	授業科目名
宇野文夫	1 各種ウイルスの粒子形成及び放出機構に関する研究 (Poxvirus virions:their surface ultrastructure and interaction with the surface membrane of host cells, J. Electron microsc.48:937-946, 1999. 2 看護基礎教育における薬物療法に関する教育内容に関する研究.	微生物学 薬理学

	<p>3 新見公立短期大学看護学科学生の高専学校における理科履修科目と科学リテラシーに関する調査(2),新見公立短期大学紀要,25:43-51,2004.</p> <p>4 電子カルテ教育システムに関する研究</p> <p>5 「学生用ITマニュアル」作成.</p>	<p>自然科学Ⅰ・Ⅱ</p> <p>医療情報B 情報処理(幼児教育学科)</p>
逸見英枝	<p>1 オレムセルフケア理論の活用,阿新看護研究,4:3-10,2002.</p> <p>2 看護基礎教育における成人看護学の考え方,新見公立短期大学紀要,20:35-46,1999.</p> <p>3 倫理的感性を育てる看護学実習—成人看護学実習における一学生の実習内容を振り返って—,岡山臨床看護研究会,11(1),38-44,2004.</p>	<p>成人看護に関する研究</p> <p>成人看護学Ⅰ・Ⅱ</p> <p>成人看護実習</p>
古城幸子	<p>1 「回想を語ること・聞くこと」の高齢者ケアにおける意味,臨床看護研究の進歩,9:19-25, 医学書院,1997.</p> <p>2 老年看護学の授業による学生の高齢者イメージの変化—第1報 老年看護学の授業評価—,新見公立短期大学紀要,22:53-60,2002.</p> <p>3 老年看護学の授業による学生の高齢者イメージの変化—第2報 老年看護学演習の授業評価—,新見公立短期大学紀要,24:25-33,2003.</p> <p>4 老年看護学実習での学生の看護ジレンマ,新見公立短期大学紀要,25:63-71,2004.</p>	<p>高齢者理解に関する研究</p> <p>老年看護学Ⅰ</p> <p>老年看護学Ⅱ</p> <p>老年看護学実習</p>
塚本千恵子	<p>1 『高齢者のケア(精神症状をもった高齢者の対応)』あゆみ出版,40-48,1998.</p> <p>2 『癒しの時代』,西日本法規,122-123,2000.</p> <p>3 精神看護学の授業展開—学生が「患者と出会う」体験の意味,新見公立短期大学紀要,24:83-91,2003.</p> <p>4 精神疾患患者と接しての学生のイメージ変化と実習の学び—精神看護学1日実習を体験して—,新見公立短期大学紀要,24:171-180,2003.</p>	<p>精神看護学Ⅰ</p> <p>精神看護学Ⅱ</p> <p>精神看護学実習</p>
小野晴子	<p>1 看護管理に関する婦長の認識,臨床看護研究,5(1):46-57,1998.</p> <p>2 基礎看護学—日実習の効果と位置づけの検討—実習記録の内容分析を通して(PartⅡ)—,新見公立短期大学紀要,22:53-63,2001.</p> <p>3 『術後患者の観察急性期・周手術期の看護』,中央法規出版,104-153,2001.</p> <p>4 静脈注射に関する看護基礎教育の現状,臨床看護研究,10(1):61-7,2003.</p> <p>5 基礎看護学実習Ⅱにおける看護過程の展開を中心とした学生の学びと指導の課題—実習記録の内容分析—,新見公立短期大学紀要,25:81-8,2004.</p>	<p>看護管理に関する研究</p> <p>看護学概論Ⅰ・Ⅱ</p> <p>臨床看護学総論Ⅰ・Ⅱ</p> <p>援助技術論</p> <p>基礎看護学実習</p>
金山弘代	<p>1 歯科治療を受ける患者への安全性・安楽性を配慮した「2連式口腔内バキューム管」の考案,岡山県教育・管理総合看護学会集</p>	<p>成人看護に関する研究</p>

	<p>録,27-32,2000.</p> <p>2 松木の生活行動様式に基づく看護診断・看護過程 松木の生活統合モデルの活用「終末期にある非ホジキンリンパ腫患者の予期的悲嘆に関する看護」,日総研,5(3),43-60, 1996.</p> <p>3 臨地実習における医療事故防止に向けての教育上の課題—SHEL モデルを用いたインシデントの分析から—,新見公立短期大学紀要,24:75-82,2004.</p>	<p>成人看護学Ⅱ</p> <p>成人看護学実習</p>
上山和子	<p>1. 対象の健康レベルの違いによる小児看護学実習の学習内容の分析と構造化—病院実習と学校保健室実習の学習内容の検討—,日本小児看護学会誌,9(2):73-78,1999.</p> <p>2 看護学生の子どもに対するイメージ変化と小児看護学の授業方法について,新見公立短期大学紀要,20:125-133,1999.</p> <p>3 看護学生の子どもの健康に対する認識(1)—小児看護学実習後に調査して—新見公立短期大学紀要,22:73-80,2001.</p> <p>4 小児看護学の教育方法に関する研究(1)—授業方法にグループワークを導入した効果と教育上の課題—,新見公立短期大学紀要,23:123-131,2002.</p>	<p>小児看護学実習</p> <p>小児看護学Ⅱ</p> <p>小児の健康に関する研究</p> <p>小児看護学Ⅰ</p>
杉本幸枝	<p>1 卒業後における援助技術論演習の活用度と教育上の課題, 新見公立短期大学紀要, 21, 91-99, 2000</p> <p>2 基礎看護学一日実習の効果と位置づけの検討—実習記録の内容分析を通して (PartⅡ) —, 新見公立短期大学紀要, 22, 53-63, 2001</p>	<p>援助技術論A・B・C・D</p> <p>基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ</p>
貞岡美伸	<p>1 分娩期の看護—産婦が望む看護と学生が行なった援助の分析,新見女子短期大学紀要,18:5-13,1997.</p> <p>2 母性看護実習における看護診断を分析して—無効な母乳栄養,看護展望,25(5):106-110,メヂカルフレンド社,2000.</p> <p>3 改訂版ウエルネス看護診断による母性症状分類看護過程と援助技術,日総研,126-138,2003.</p> <p>4 学生の考えるリプロダクティブ・ヘルス・ライツ—10代の出産を素材にして—,第21回岡山県母性衛生学会収録集,10-12,2004.</p>	<p>母性看護学実習</p> <p>母性看護学Ⅰ</p> <p>母性看護学Ⅱ</p> <p>母性看護に関する研究</p>
真壁幸子	<p>1 『わかる授業をつくる看護教育法3 シミュレーション・体験学習』,女性生殖器疾患患者のための体験学習—自分の母親に「乳癌の自己検診法」を指導する,医学書院,145-156,2000.</p> <p>2 更年期女性への保健指導を課題とした授業展開の教育効果—ヘルスプロモーション・エンパワーメントの観点から—,看護教育,41(4):286-291,2000.</p> <p>3 成人看護学慢性期実習における透析センター見学実習の意義,新見公立短期大学紀要,20:151-158,1999.</p>	<p>成人看護学Ⅱ</p> <p>成人看護学実習</p>
木下香織	<p>1 高齢者施設における Incident の特徴,新見公立短期大学紀要,24:161-169,2003.</p>	<p>老年看護学Ⅱ</p>

	<p>2 老年看護学で取り上げた高齢者援助技術演習の効果,ナースエデュケーション,4(2):19-27,日総研,2003.</p> <p>3 老年看護学実習での学生の看護ジレンマ,新見公立短期大学紀要,25:63-71,2004.</p>	<p>老年看護学実習</p>
白神佐知子	<p>1 成人看護学慢性期実習における ICU 見学実習の意義,新見公立短期大学紀要,20:143-150,1999.</p> <p>2 成人看護学実習での学生のジレンマ—ジレンマの対処過程と教育的対応—,第35回日本看護学会論文集,看護総合,64-66,2004.</p>	<p>成人看護学Ⅱ</p> <p>成人看護学実習</p>
栗本一美	<p>1 公的介護保険制度の未利用者の状況—A郡O町の調査から—,新見公立短期大学紀要,23:133-139,2002.</p> <p>2 本学看護学生の卒業期における地域看護に対する看護概念の認識構造,新見公立短期大学紀要,23:61-68,2002.</p> <p>3 訪問看護ステーション管理者の訪問看護師への学習支援に対する考えと実際,千葉大学看護学部紀要,26:45-49,2004.</p> <p>4 地震災害後の継続的地域支援への課題—鳥取県西部地震の被災在宅高齢者への関わり—,第9回日中看護学会論文集,日本看護協会,46-50,2004.</p>	<p>地域看護学Ⅰ</p> <p>地域看護学Ⅱ</p> <p>地域看護学実習</p>
土井英子	<p>1 「療養上の世話」中心の看護業務概念に関する一私論—看護業務への主体的な取り組みを目指して—Quality Nursing,9(2):63-74,2003.</p> <p>2 患者のプライバシーの権利に関する看護師の意識,新見公立短期大学紀要,24:57-66,2003.</p> <p>3 新見女子短期大学看護学科卒業生の床上排泄の援助における意識と実態—排泄の援助がケアとなるために—新見公立短期大学紀要,20:77-85,1999.</p> <p>4 静脈注射に関する看護基礎教育の現状,臨床看護研究,10(1):61-71,2003.</p> <p>5 基礎看護学における援助技術の到達度—基礎看護学Ⅱ終了時の経験率と自己評価から—,新見公立短期大学紀要,23:97-106,2002.</p>	<p>看護学概論</p> <p>援助技術論</p> <p>臨床看護学総論</p> <p>基礎看護学実習</p>
斎藤健司	<p>1 『生化学』,分担執筆,三共出版,第1,3,5,7章,2003.</p> <p>2 Differential Expression of Mouse α5(IV) and α6(IV) Collagen Genes in Epithelial Basement Membranes. J Biochem. 128(3):427-434,2000,Saito K, Naito I, Seki T, Oohashi T, Kimura E, Momota R, Kishiro Y, Sado Y, Yoshioka H and Ninomiya Y.</p>	<p>生化学</p>
太田浩子	<p>1 新手術手順の作成とアンケートによる考察,オペナーシング,5(7):51-56,メディカ出版,1990.</p> <p>2 臨地実習における学生の行動変容を促した要因の分析,新見公立短期大学紀要,21:137-143,2000.</p> <p>3 臨地実習前の看護学生の MST の特徴,新見公立短期大学紀要,24:67-73,2003.</p>	<p>成人看護学Ⅱ</p> <p>成人看護学実習</p>

岡 宏美	1 次世代育成に関する母性意識調査—看護学科と幼児教育学科の1年次生を対象に—,新見公立短期大学紀要,25:99-105,2004. 2 学生の考えるリプロダクティブ・ヘルス・ライツ—10代の出産を素材にして—,第21回岡山県母性衛生学会集録集,10-12,2004.	母性看護学Ⅱ (演習) 母性看護学実習
岡本亜紀	1 持続血液浄化法(CRRT)中の体温低下に対する四肢保温の効果,日本集中治療医学会誌,日本集中治療医学会第29回大会,9(1):203,2002.	地域看護学実習・精神看護学実習 基礎看護学実習

<幼児教育学科>

教員名	研究活動及び主な研究業績等	授業科目名
片山啓子	1 保育士養成校における女子短大生のスポーツ活動について,保育士養成研究,21:95-100 共著,2004. 2 創造的身体表現活動の保育内容及び方法について—「リズム運動」を作ることに焦点をあてて—,新見公立短期大学紀要,21:11-22,共著,2000. 3 幼児の身体表現を育てる, 新見女子短期大学紀要,18:23-28,1997.	体育 保育内容「表現」 幼児体育
安達雅彦	1 自然との対話Ⅱ “OHOKUNINUSHI 2003”,新見公立短期大学紀要,25:206-212,2004. 2 自然との対話Ⅰ”TANJYOJI 2002”,新見公立短期大学紀要,24:182-185,2003. 3 音楽表現へのアプローチ—フルート奏者のボディー・アクション—,新見女子短期大学紀要,13:83-87,1991.	音楽
石橋由美	1 家庭での読書環境が心の理論の発達に及ぼす効果,琉球大学教育学部障害児教育実践センター紀要,6:87-97,共著,2004. 2 探索活動と乳幼児保育,琉球大学教育学部紀要,第54:501-513,共著,1999. 3 保育実践のための「子どもの発達と学ぶこと」の原理:全米幼児教育協会「発達的に適切な実践」(1997)の分析,新見女子短期大学紀要,19:149-157,1998.	教育心理学 乳児保育 発達心理学
高月教恵	1 モンテッソーリと倉橋惣三(1)—環境構成を中心に—,モンテッソーリ教育,37:75-84,2005. 2 戦後の児童観の歴史的変遷と児童家庭福祉,ノートルダム清心女子大学紀要,29(1):37-46,共著,2005. 3 奈良女子高等師範学校附属幼稚園の保育の実際(2)—昭和18年度四之組保育日誌を中心に—,新見公立短期大学紀要,25:11-21,2004.	保育方法論 保育実習 教育実習/保育課程総論
山中文	1 幼児と音楽的発達—仮想“音楽発達論”,日本音楽教育学会第7回音楽教育ゼミナール報告書,86-88,共著,2002. 2 『ゲームでつくる音楽の授業』,共著,2001,学事出版. 3 音楽的表現手段の獲得に関する一考察,新見公立短期大学紀	音楽

	要,21:23-30,2000.	
矢藤誠慈郎	<p>1 『教育原理』(第2版),第1章2・3節「教育と人間の文化」「教育と児童福祉の関連性」,14-31,分担執筆,全国社会福祉協議会,2005.</p> <p>2 USA-Japanese Teacher Preparation Programs in Early Childhood: A Comparative Study, Association of Management / International Association of Management 2004 Conference Proceedings,21(1):183-188,共著,2004.</p> <p>3 『保育原理』,第1章「保育の本質」,1-14,分担執筆,北大路出版,2003.</p>	<p>教育学総論</p> <p>保育者論</p> <p>保育原理</p>
東 俊一	<p>1 『子どもの養護』,第2部「社会的養護の現状と課題」第2章「心身の発達・行動に援助を求める子どもの養護」2)「成人期障害者への援助」,171-183,分担執筆,みらい,2005.</p> <p>2 知的障害児の相互作用拡大に関する小集団指導の検討,新見公立短期大学紀要,25:89-97,2004.</p> <p>3 施設実習における実習生の目的・課題意識と学習内容に関する研究,保育士養成研究,20:25-40,共著,2000.</p>	<p>養護原理</p> <p>社会福祉援助技術</p> <p>保育実習</p>
金山和彦	<p>1 美術教育における『鑑賞』学習のカリキュラム開発に関する研究(平成16年度報告),幼児教育領域における鑑賞的活動の扱いについて(平成15-16年度科学研究費研究基盤(B)(1)課題番号15330194,共著,2005.</p> <p>2 村上三郎と幼児造形の関係について,美術教育,288:34-39,2005.</p> <p>3 『幼児と造形—造形活動による子どもの育ち—』,1章2節「子どもの活動を読み取る」,138-142,4節「保育者の援助,環境づくりとの関わり」,148-153,分担執筆,保育出版社,2002.</p>	<p>美術</p> <p>保育内容「表現」</p>
三好年江	<p>1 授業評価と保育所保育実習との関係についての予備的研究:授業「乳児保育Ⅱ」改善のために,新見公立短期大学紀要,25巻:111-120,共著,2004.</p> <p>2 『月案「あそびごよみ」指導計画実践例』,10-11, 20-21, 30-31, 40-41, 50-51, 60-61, 70-71, 80-81, 90-91. 100-101, 110-111, 120-121,代表執筆者との共同執筆,西日本法規出版,共著,2004,</p> <p>3 学内実習指導方法についての一考察Ⅱ,新見公立短期大学紀要,24:155-160,共著,2003.</p>	<p>乳児保育</p> <p>保育課程総論</p> <p>保育実習</p>

<地域福祉学科>

教員名	研究活動及び主な研究業績	授業科目名
村中哲夫	<p>1 狒犬の年齢(9)～習俗に関する心理学的研究～,日本社会心理学会第45回大会論文集,724-725,2004.</p> <p>2 狒犬の年齢(8)～習俗に関する心理学的研究～,中国四国心理学会</p>	<p>ヒューマン・タウン ウォッチング</p> <p>人間関係論</p>

	<p>論文集,36:100,2003.</p> <p>3 仙厓残稿,新見公立短期大学紀要,25:261-273,2004.</p>	心理学 (看護学科)
伊藤博康	<p>1 地域で老いを支えるために—生野区高齢者地域支援システムについて—,第54回日本公衆衛生学会,日本公衆衛生雑誌,42(10):1080,1995.</p> <p>2 都市地区における地域医療のネットワーク作りの試み,第51回日本公衆衛生学会,日本公衆衛生雑誌,39(10):349,1992.</p> <p>3 老人保健事業に対する老人クラブの協力の実情に関する調査,第50回日本公衆衛生学会,日本公衆衛生雑誌,38(10):687,1991.</p>	<p>社会福祉概論</p> <p>地域福祉論</p> <p>老人福祉論</p> <p>社会福祉援助技術</p> <p>社会福祉援助技術演習</p>
井関智美	<p>1 終末期の介護,『新・介護福祉概論』,244-256,学文社,2003.</p> <p>2 特養におけるおむつ利用者の心身障害状況とおむつ介護形態の分析,日本看護研究学会誌,27(2):77-84,2004.</p> <p>3 高齢者の仕事と生きがい,四国老人福祉学会誌,20:61-66,2000.</p> <p>4 『介護技術マニュアル 第1版改訂版』新見公立短期大学地域福祉学科介護技術グループ,西日本法規出版,2004.</p> <p>5 家事の実態調査その2—高齢者と学生の洗濯と掃除行動の検討—,四国老人福祉学会誌,22:77-80,2002</p> <p>6 『介護過程ガイドブック第3版』,新見公立短期大学地域福祉学科介護技術グループ,2003.</p>	<p>介護概論</p> <p>介護技術</p> <p>形態別介護技術</p> <p>介護実習</p> <p>介護実習指導</p>
岩崎竹彦	<p>1 フォークロリズムからみた節分の巻ずし,日本民俗学,236:72-81,2003.</p> <p>2 『瑞穂の国・日本—四季耕作図の世界—』,淡交社,共著,1996</p> <p>3 『福祉と文化のまちづくり—回想法で輝く,人・時間・空間—』(編),備北新聞社,2003.</p>	<p>民俗学</p> <p>地域文化論</p> <p>生活文化史</p> <p>社会学</p> <p>文化人類学</p>
吉村淳子	<p>1 森田翠玉の音の世界,新見公立短期大学紀要,23:69-73,2002</p> <p>2 岡林染里の音の世界,新見公立短期大学紀要,22:11-15,2001</p> <p>3 阿新地域の音調査～世代別による分析から～,日本サウンドスケープ協会,1998.</p>	<p>環境音楽論</p> <p>音の文化論</p> <p>療養音楽</p>
松本百合美	<p>1 介護保険の施行状況に関する調査報告書,2(1),広島県介護福祉士会,2001.</p> <p>2 『介護福祉概論』,第7章,介護過程の展開,分担執筆,基礎からの社会福祉編集委員会編,ミネルヴァ書房,2005</p> <p>3 『リーディングス介護福祉学 15 介護技術』,第5章,移乗・移動の技術,分担執筆,建帛社,2005.</p>	<p>形態別介護技術</p> <p>介護技術</p> <p>介護実習</p> <p>介護実習指導</p>
大竹晴佳	<p>1 日本型ワークフェア体制の形成:1960年代後半以降の老後生活保障の展開,一橋大学大学院一橋研究編集委員会,一橋研究,26(1):109-126,2001.</p>	<p>公的扶助論</p> <p>社会福祉行財政論</p> <p>社会保障論</p> <p>社会福祉調査</p> <p>障害者福祉論</p>
松永美輝恵	<p>1 痴呆症高齢者のコミュニケーション量と感情の分析,新見公立短</p>	形態別介護技術

	期大学紀要,25:171-177,2004.	介護技術 介護実習 介護実習指導
--	------------------------	------------------------

<地域看護学専攻科>

教員名	研究活動及び主な研究業績等	授業科目名
福岡悦子	1 企業の安全配慮義務について—過労自殺の民事責任,プライバシー—守秘義務との関係—,岡山大学修士論文,1-52,2003. 2 高齢化社会での産業保健婦の活用,健康保険組合連合会,105-123,1992. 3 口腔保健と全身的な健康,口腔保健協会,(平成8年度厚生科学研究),134-137,1996. 4 NTT岡山健康管理所における喫煙対策の実施—禁煙マラソンの取り組みとその評価—,第42回中国四国合同産業衛生学会,50-51,1998.	地域保健指導論・産業保健 保健計画論
金山時恵	1 地区特性を生かした高齢者のケア対策—新見市の高齢者の意識及び在宅寝たきり率から—,新見女子短期大学紀要,15:95-106,1994. 2 健康な高齢者の日常生活習慣と健康行動に関する研究—A 地域の老人クラブのゲートボール参加者の調査—吉備国際大学保健科学研究科保健科学専攻修士論文,2004. 3 公的介護保険サービス未利用者の現状と看護職の役割,第7回日本在宅ケア学会学術集会報告要旨集,96-97,2003.	地区活動論 健康教育論 家族援助論
矢庭さゆり	1 地域看護学専攻科学生の高齢者支援への教育上の課題—高齢者の望ましい暮らしとその支援—第35回日本看護学会論文集,76-78,2005. 2 ケアマネジメントの見直しから地域包括ケアへ,介護支援専門員,7(3):33-39,メディカルレビュー社,2005.	地域保健指導論・高齢者保健 在宅ケアシステム論

【分析結果とその根拠理由】

教養科では、個別の研究を中心に活動が行われ、その結果が教養科目の充実や担当科目の質の向上に反映されている。

看護学科では、特に授業や演習に対する教育方法や内容を検討したもの、また、臨地実習での学生の学びや教育的な対応に関する研究が多く、常に学生に視点を置いた教育研究が多く見られるのが特徴である。一方で、担当科目に関する臨床的あるいは基礎看護学的なエビデンスを作り上げる研究については、専門基礎科目担当者以外にはまだ十分であるとは言えず、今後の課題となる。

幼児教育学科では、幼児教育の質を高めるための研究が行われており、教育計画にも反映されている。

地域福祉学科では、介護系の研究で技術などの演習に関連した研究や実習における指導に直接的にする研究が主としてなされており、介護福祉士養成に向けた実践的な教育につながっているものと考えている。また、福祉系の研究では概論や制度に関連したものが主となって教育面からは相関性を持っていると考えるが、広範囲の領域をカバーする必要性から鑑み非常勤講師群の応援を得て教育が展開されている。域福祉学科の教育の特長とも

いべき文化系では、介護教育のバックグラウンドとして相関する研究がなされていると分析できる。

地域看護学専攻科では、実践経験を基に保健や公衆衛生看護に関する研究を中心に研鑽されていると考える。

以上より、各学科では各専門性に基づいた研究活動を実施しているが、今後とも基礎研究や担当科目に関する研究の深化や広がりに関しては一層の努力が必要である。

観点3-4-1： 短期大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

【観点に係る状況】

準学士課程では、どの学科においても実践教育が行われているため、演習、実習において非常勤助手を採用している。また、平成16年度より実習指導者に対しては「学外実習指導講師」の称号を授与し、指導者としての認識を高めてもらうようにしている(別添資料3-4:「新見公立短期大学学外実習指導講師称号授与規程」参照)。

看護学科では、実習施設が分散しているため、専任教員以外に非常勤助手を継続で4人、専任教員の産前産後休暇および育児休暇に伴って臨時で2人を雇用し、円滑な実習が行えるよう人員を配置している。また、実習施設の臨床実習指導者との連携を強め、臨床実習指導者が教育に対する意識や学生への理解を深めるために、年1回の「臨地実習施設連絡会議」(『自己評価書』41-42頁)を開催し、講演やグループワークなどの研修を企画し、実習施設から多くの参加を得ている。学外実習指導講師は、平成17年度は、15施設52人である。

幼児教育学科では、教育職員免許法施行規則(第5条別表第1)の改正を受けて、平成13年度より非常勤実習助手4人(年間を通じて1人+実習事前事後の指導において保育所・児童福祉施設・幼稚園の3人)を任用している。また、年間を通じた1人は、「表現指導法・総合表現」の授業援助にもあたる。

地域福祉学科では、介護技術、形態別介護技術の演習及び介護実習指導を行うにあたり、非常勤助手3人を置いている。施設介護実習では、施設における指導者を学外実習指導講師として称号を授与し、平成17年度は42施設48人の実習指導者から実習指導を受けることになっている(資料J参照)。

資料J 演習・実習科目での教員及び教育支援者の配置

学科名	科目	専任	人数	非常勤助手	学外実習指導講師
看護学科	専門基礎	宇野 斎藤	2		
	基礎看護学	小野 杉本 土井	3	2	4
	成人看護学	逸見 金山 真壁 白神 太田	5	2 (産休・育児 休暇に伴う)	14
	老年看護学	古城 木下	2	1	10
	地域看護学	栗本 岡本(精神看護学 と兼務)	1.5		19
	小児看護学	上山	1	1	4

	母性看護学	貞岡 岡	2		1
	精神看護学	塚本 岡本(地域看護学と兼務)	1.5		
	看護学臨地実習	専門科目全教員	18	6	15施設52人
幼児教育学科	保育実習Ⅰ(保育所)	高月 三好	2	4	1施設1人
	保育実習Ⅰ(施設)	高月 東	2	1	1施設1人
	保育実習Ⅱ	高月 三好	2	2	1施設1人
	保育実習Ⅲ	高月 東	2	1	1施設1人
	教育実習	高月 矢藤	2		
地域福祉学科	介護技術Ⅰ	井関 松本 松永	3	3	
	介護技術Ⅱ	井関	1	3	
	形態別介護技術Ⅰ	松本	1	3	
	形態別介護技術Ⅱ	井関	1	3	
	介護実習	井関 松本 松永	3	3	42施設48人
	介護実習指導	井関 松本 松永	2 3	3	
	地域文化演習	村中 吉村	2		

【分析結果とその根拠理由】

看護学科、地域福祉学科では、実習については、短大所在地から遠隔地へ実習場を求めていることもあり、講義と実習を両立させていくことに専任教員のみではかなり無理が生じる。そのため、非常勤助手を配置し、学内の教育と臨地実習場面での教育に不足がないよう配慮している。しかしながら、昨今の実習施設側の個人情報保護やリスクマネジメントなどの状況および学生の資質の変化に伴って、今後非常勤の増員など検討する必要がある。

看護学科における「臨地実習施設連絡会議」は、他大学ではおもに連絡報告会として行われることが多い会である。本学の連絡会議は、教員と指導者がともに学ぶ研修としての意義を持っており、毎年、教員と臨床の共通のテーマで企画し、参加者からも好評を得ている。「学外実習指導講師」については、実施2年目を迎え、その効果について今後明らかにする予定である。

幼児教育学科では、非常勤実習助手は、保育・福祉の現場経験者あるいは現在も勤務している者であり、実習施設業務内容、指導案及び教材の分析、実習中の具体的な問題点等についての小グループでの演習学習の指導補助、及び表現指導法・総合表現や季節行事の指導補助にあたる。さらに、幼稚園・保育所・施設の各実習の事前事後指導において、各担当者が、実習施設業務内容、指導案及び教材の分析、実習中の具体的な問題点等についての小グループでの演習による学習の指導補助にあたる。このことにより、本学幼児教育学科の実習指導は、現場の実態に即した充実したものとなっており、実習における成果につながっていると思われる。また「表現指導法・総合表現」や表現発表会において、学生指導上、きめ細かい支援が実現している。

地域福祉学科における介護技術、形態別介護技術、実習指導では、非常勤助手3人を含めた6人の教員で、1クラスを4～6グループに分けて演習させ、きめ細かな演習が行えている。地域文化演習では新見市内における

伝承文化を継承している指導者5人から、神楽や紙漉きなどの指導を受け、地域の文化に対する理解を深めるとともに、実体験することによって文化に触れることができおり、学内の教員だけでは対応できない広い学習に役立っている。

以上より、3学科とも専門職養成の学科で授業、演習、実習の授業形態をとっており、遠隔地実習を行っているため、教育を充実させるためには、非常勤助手や技術職員の配置が必要である。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では、教養科目を充実させるために教養科が置かれ、幅広い教養と人間性豊かな専門職の人材を輩出する教員組織が構成されていると考えられる。また、各学科とも実践経験を積んだ専門の専任教員を配置しており、さらに専門教育を充実させるために学外非常勤講師を依頼し、専門知識と技術を備えた人材育成の教員組織編成が行われていると考える。

さらに実習に伴う学外実習指導講師の称号を現場の指導者に授与することで、本学と実習現場の一体型教育が可能となり、実践場面での判断能力や人間関係能力の育成及び社会人としての人間的成長を促す支援が行われていると考える。

【改善を要する点】

本学の学科構成として専門職養成課程をとっているため、昨今の個人情報保護やリスクマネジメントなど社会的状況および学生の資質の変化に伴い、実習施設側との連携が特に重要になると考える。そのためには、専任教員数だけでは十分な対応が難しく、今後も非常勤の教育支援者の増員などを検討する必要がある。

(3) 基準3の自己評価の概要

本学の教育課程を遂行するために法令等にのっとりた教員組織が編成されている。

また、各学科・専攻科においては、各資格・免許に係る養成課程の指定規則等に基づいて教員を配置している。教員の年齢・性別構成は、編成上問題ないと考えられる。

教育活動の評価に関しては、教務委員会教育改善部会があり、教育活動に関する定期的な評価を実施している。教員の採用基準や昇格基準等は新見公立短期大学教員選考規程及び新見公立短期大学教員選考に関する申し合わせに明確かつ適切に定められ、教員の採用及び昇格時に組織される教員選考委員会及び教授会において適切に運用されている。

教育の目的を達成するための研究活動は、各専門性に基づき研究活動を実施している。今後とも基礎研究や担当科目に関する研究の努力が必要である。

教育課程を遂行するために必要な教育支援者として3学科とも専門職養成の学科で授業、演習、実習の授業形態をとっており、学内の教育と臨地実習場面での教育に不足がないよう非常勤助手を配置し配慮している。また、平成16年度より実習場における指導者を学外実習指導講師として称号を授与し、実習指導者が教育に対する意識や学生への理解を深めるとともに本学と実習施設との連携を強める機会となっている。

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの自己評価

観点4-1-1： 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

各学科及び専攻科では、それぞれの教育目的に沿って望ましい学生像を定め、入試選抜ごとに学生募集要項の最初のページに記載して公表している（別添資料4-1：「学生募集要項」、及び4-2：「専攻科学生募集要項」参照）。学生募集要項は、毎年7月上旬に新潟・山梨・静岡県以西の全高等学校約2,400校に大学案内とともに配布するほか、本学に請求のあった場合（約200部）、全国学校案内資料管理事務センターを介しての配布（約1,500部）、オープンキャンパス参加者への配布（約200部）、入試実施時期に岡山県内及び近隣の高等学校に再度配布（約300部）を行い周知している。教員が高等学校を訪問し、本学で求める学生像について説明を行っている（別添資料4-3：「府県別高校訪問一覧」参照）。平成17年度からは本学ホームページにも掲載している（URL: <http://www.niimrc.ac.jp/>）。専攻科学生募集要項は、本学に請求のあった場合に配布している（約70部）。また、本学の入学者の出身地が、東海地方以西を中心に全国に分布していることから、これらが周知しているものと推測している（別添資料4-4：「出身高校の所在地別入学者数」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

教育の目的に沿って、求める学生像や入学選抜の基本方針をアドミッション・ポリシーとして明確に定め、学生募集要項に掲載し配布すること及び本学ホームページに掲載することにより公表周知している。ただし、周知しているかどうかについての系統的な調査の取組は行っていない。

観点4-2-1： アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到係る状況】

アドミッション・ポリシーに沿って、各学科及び専攻科では多様な入学選抜方法を実施している。幼児教育学科では推薦入試（指定校、小論文選抜及びピアノ選抜）及び一般入試、看護学科では推薦入試（指定校を含む）、特別選抜入試（社会人及び帰国生）、一般入試及びセンター入試利用入試、地域福祉学科では推薦入試（指定校を含む）、特別選抜入試（社会人のみ）及び一般入試を実施している（別添資料4-1及び4-2参照）。専攻科では特別選抜入試及び一般入試を実施している。各入学選抜への出願者数、合格者数、入学者数は別添資料に示すとおりであり、看護学科の帰国生特別選抜入試及び地域福祉学科の社会人特別選抜入試を除いて、毎年募集定員を上回る出願者があり（別添資料4-5：「学生受入れ状況」参照）、機能していると認識している。

【分析結果とその根拠理由】

各学科及び専攻科では多様な入学選抜方法を実施し、一部の入試選抜を除いて毎年募集定員を上回る出願者があることから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能している。出願者が少な

い看護学科における帰国生特別選抜においても、出願に至らない問い合わせは少なからずみられることから、社会的には認知されているものと認識している。

観点 4-2-2 : アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点到に係る状況】

看護学科及び地域福祉学科においては、社会人の受入に関する基本方針を示している。看護学科では 22 歳以上で 4 年以上の社会人経験（就業または家事）を有する者または 4 年制大学の卒業者を出願資格としている。地域福祉学科では 21 歳以上で 3 年以上の社会人経験（就業または家事）を有する者を出願資格としている。いずれも社会人経験を入学後の学修に活かすことができる人材を募集することを示し、履歴書・志願理由書等の書面、面接、小論文による選考を実施している（別添資料 4-1 参照）。

【分析結果とその根拠理由】

看護学科及び地域福祉学科では、アドミッション・ポリシーにおいて、社会人の受入等に関する基本方針を示し、これに応じた選考方法（書面審査、面接、小論文）を講じている。

観点 4-2-3 : 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到に係る状況】

入学選抜の実施は教授会の下に設置された入試委員会（資料 A 参照）及び学長の下に設置された入試問題作成委員会（別添資料 4-6 : 「日程表」参照）により実施される。前者においては入学者選抜にかかわる企画、入学者選抜試験実施要項の作成、入学者の選考基準の作成等を担当し、後者においては入試問題の作成、採点及び成績の管理等を担当する。入試問題作成委員会委員では、学長により委嘱された入試主任 1 名及び副主任若干名、入試作問委員及び採点委員が事務に従事する。入試の実施は入学者選抜試験実施要項に従い、学長を実施委員長とし、その指揮監督の下で全学教職員が各業務に従事する（別添資料 4-7 : 「入学者選抜試験実施要項」参照）。合格者の決定は、各学科長及び専攻科長の提案に基づき、教授会で審議して決定している（別添資料 4-8 : 「学則」参照）。事務は学務課入試係において管理している。

緊急の場合には、学長、学生部長、入試委員長、入試主任、関係学科長が協議しこれに対応している。

資料 A

入 試 委 員 会	1.入学者選抜にかかわる企画に関する事。 2.入学者選抜試験実施要項の作成に関する事。 3.入学者の選考基準の作成に関する事。 4.その他入学者の選抜に関する事。	構成員の 互選	各学科長、各学科より 2 名以内、入試主任及び入試副主任
-----------	--	------------	------------------------------

(出典 「委員会規程別表」の該当箇所)

【分析結果とその根拠理由】

教授会の下に設置された入試委員会及び学長の下に設置された入試問題作成委員会において入試選抜の企画・

準備等を行い、入試当日は学長を実施委員長とする全学の教職員によって実施される。合格者の決定は、各学科長及び専攻科長の提案に基づき、教授会で審議して決定している。緊急の場合には、学長、学生部長、入試委員長、入試主任、関係学科長が協議しこれに対応している。以上より、実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されている。

観点 4-2-4： アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

各学科では、毎年入学選抜実施後に、その年度の入学試験の結果を各学科で検証し、入試委員会で全学的に検討し、次年度の入学選抜の改善に役立てている。在学生に関する大規模な調査を平成 14 年度に実施し、『自己点検・評価報告書 第 1 回学生生活実態調査』の中で報告した（別添資料 4-9 参照）。学生選抜に関連する部分のみの系統的な調査を平成 16 年度に実施し、その結果を「新見公立短期大学在学生の受験動向」（『新見公立短期大学紀要』25：195-204, 2004）として発表した（別添資料 4-10 参照）。看護学科では、平成 16 年度の卒業生について、学内の履修状況等について入学選抜の種類別に集計を行っている。これらの結果は、入学選抜の改善に役立てている。

【分析結果とその根拠理由】

在学生を対象に入学時の受験動向及び在学中の学修成績等の検討を行い、これらの活動により、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れが実際に行なわれているかどうかを検証するための取組が行われている。また、これらの結果を各入試選抜における募集定員の変更、選抜方法の改善、合格判定基準の検討等に役立てている。

観点 4-3-1： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

看護学科では、過去 6 年間の入学定員に対する実入学者数の割合は、103%~125%であり、そのうち 4 年間では 103%~106%の範囲内に、他の 1 年は 110%である。幼児教育学科では、過去 6 年間の入学定員に対する実入学者数の割合は、106%~118%の範囲内にある。地域福祉学科では、過去 6 年間の入学定員に対する実入学者数の割合は、106%~126%の範囲内にある。専攻科では設置後の 2 年とも定員どおりの実入学生である（別添資料 4-5 参照）。実入学者数が、入学定員を 20%以上超過したのは延べ 2 回のみであり、これらの年度では一般入試の辞退者の割合が前後の年度に比較して、予想に反して低かったことが原因である。その他の年度では概ね 10%以内の超過にとどまっている。現在までのところ実入学者数が、入学定員を下回った年度はない。

【分析結果とその根拠理由】

実入学者数が、入学定員を 20%以上超過したのは延べ 2 回のみであり、その他の年度では概ね 10%以内の超過

にとどまっている。現在までのところ実入学者数が、入学定員を下回った年度はない。本学では、実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況にはなっていない。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では、教員と事務職員が連携して学生募集活動を行ない、入学者選抜の基本方針の公表周知、入学者選抜の適切かつ公正な実施等が円滑に行われている。

看護学科では、早期から社会人の受入を実施するなど、社会的需要に応え、多様な個性をもち、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入に努めている。幼児教育学科では、ピアノ実技を取り入れた推薦入試を実施することにより、表現力に富む学生などの多様な個性をもった学生の受入に努めている。

多くの短期大学で学生募集に困難を生じている社会的状況の中で、本学では年々きびしさを増しつつあるとはいえ、過去6年間において実入学者数が入学定員にほぼ一致した状態を維持している。

【改善を要する点】

アドミッション・ポリシーを明確に公表周知したのは平成17年度からであり、今後その取組を継続しつつ、実際に周知しているかどうかについての系統的な調査の取組を実施する必要性を認識している。

アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能しているが、なお総合的な観点から、多角的取組を行うために改善の余地があると認識している。

実際の入試実施について、適切な体制により、実施要項等のマニュアルによって公正に実施されていると認識しているが、不測の事態に備える危機管理体制に関しては、なお不十分な点があり、これらについての改善の必要性を認識している。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行なわれているかどうかの検証については実施され、これに基づいた改善が行われているが、その内容についてはなお不十分な点があり、これらについての改善の必要性を認識している。

(3) 基準4の自己評価の概要

本学では、教育の目的に沿って、求める学生像や入学選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーを明確に定め、学生募集要項に掲載し配布すること及び本学ホームページに掲載することにより公表周知している。これに沿って、各学科及び専攻科では多様な入学選抜方法を実施している。幼児教育学科では推薦入試(指定校、小論文選抜及びピアノ選抜)及び一般入試、看護学科では推薦入試(指定校を含む)、特別選抜入試(社会人及び帰国生)、一般入試及びセンター入試利用入試、地域福祉学科では推薦入試(指定校を含む)、特別選抜入試(社会人のみ)及び一般入試を実施している。専攻科では特別選抜入試及び一般入試を実施している。各入学選抜への出願者数、合格者数は、看護学科の帰国生特別選抜入試及び地域福祉学科の社会人特別選抜入試を除いて、毎年募集定員を上回っており、入学者数は入学定員にほぼ一致している。

運営体制としては、教授会の下に設置された入試委員会及び学長の下に設置された入試問題作成委員会において入試選抜の企画・準備等を行い、入試当日は学長を実施委員長とする全学の教職員によって実施される。合格者の決定は、各学科長及び専攻科長の提案に基づき、教授会で審議して決定している。緊急の場合には、学長、

学生部長，入試委員長，入試主任，関係学科長が協議しこれに対応している。

実施状況については，実入学者数が，入学定員を20%以上超過したのは延べ2回のみであり，その他の年度では概ね10%以内の超過にとどまっている。また，実入学者数が，入学定員を下回った年度はない。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの自己評価

<準学士課程>

観点5-1-1： 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系的性が確保されているか。

【観点到る状況】

本学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、広く教養を深め、看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成することを目的としている。また各学科・専攻科がそれぞれ、専門性に応じたより具体的な教育目的と教育目標を掲げている（別添資料5-1：『学生便覧』参照）。

看護学科は、社会における看護の役割を認識し、幅広い教養と豊かな人間性を養い科学的思考に基づいた看護専門職としての基礎的能力を習得させることを教育目的としている。

看護学科の教育課程は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき編成している。現在のカリキュラムは、平成9年指定規則の改正により編成したもので、「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」により構成している。卒業要件は100単位以上、3,350時間である。卒業要件単位は、「基礎分野」は必修科目9単位、選択科目8単位以上で計17単位以上、「専門基礎分野」は必修科目21単位、「専門分野」は、看護学を7領域に分類し、それぞれ講義と実習で構成し、講義は必修科目39単位、臨地実習は23単位計62単位である。平成17年度から、医療現場の変化や学生の能力の変化に対応するため、「医療情報」等科目の新設と「病態治療学」等科目の細分化、教育方法の明確化、総時間数の減少等カリキュラムを一部改正し、卒業要件を104単位3,300時間とした（別添資料5-2：『学修ハンドブック』、5-3：「看護学科教育計画（科目構成図）」参照）。

幼児教育学科は、幼児教育に関する専門的な理論と実際的な技能を教授研究し、保育者であるとともによき社会人として、幼稚園・保育所・福祉施設などの質的充実・発展につくすとともに、地域における保育の振興に寄与することのできる人材の育成を目的としている。幼児教育学科では、幼稚園・保育所・福祉施設などの質的充実・発展、地域における保育の振興に寄与することのできる人材養成という目的のもとに、保育士登録資格科目をベースに、幼稚園教諭2種免許を同時に取得できるカリキュラムを構成している。設置している授業科目・単位総数は、児童福祉法及び教育職員免許法に基づく、合計67科目110単位である。その内、教養教育科目は13科目24単位、専門教育科目は54科目86単位（うち選択科目は22科目32単位）である（別添資料5-2参照）。

地域福祉学科は、地域社会における介護の役割とは何かを理解しながら、より広角的に介護を展開し、実践できる基礎能力を養うことを目的としている。地域福祉学科の教育課程は、介護福祉士養成施設等の指定基準に基づく科目（社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第3項で定められた別表第4の介護福祉士養成カリキュラム、以下「指定科目」という）及び地域福祉学科の教育目的・教育目標を達成するために必要な授業科目を基礎科目・専門教育科目に配当し、短期大学設置基準に則り体系的な編成を行なっている。基礎科目は、「指定科目」の教育内容に示された、人間とその生活および専門分野の基礎的な理解を目的とし、併せて本学教養教育の目的である、流動化する社会に柔軟に対応することのできる人材育成を盛り込んだ編成内容としている。科目群として、「基礎的科目」「外国語科目」「保健体育科目」「情報化社会関連科目」を配して、人

間、自然、社会、文化、環境、情報、健康、体育、外国語を組み合わせて幅広く学習できるシステムとしている。必修科目は4科目6単位、選択科目は11科目20単位、合わせて15科目26単位から構成されている。なお、必修科目4科目6単位135時間を「指定科目」の基礎分野に充当させており、これは指定基準で求められた時間数120時間を充足するものである。また、基礎科目については卒業要件単位数を7単位以上としている。専門教育科目は43科目98単位から構成され、その内24科目62単位が「指定科目」である。「指定科目」に加え、社会福祉・介護福祉に関する科目を10科目18単位、人文・社会科学系の関連科目を8科目16単位、また「地域福祉研究」2単位を設けて、学習の総括と応用・発展を図っている。必修科目は28科目70単位、選択科目は15科目28単位である。専門教育科目の卒業要件単位数は76単位以上であり、基礎科目の7単位を合わせた83単位以上の修得が卒業要件となる。83単位修得の場合、最大時間数は1,995時間となり、介護福祉士養成施設の卒業要件時間数(2,000時間以内)の基準を満たしている(別添資料5-2参照)。

【分析結果とその根拠理由】

看護学科においては、良き社会人として、また、看護専門職として幅広い教養と豊かな人間性を養い、対象を多面的に理解するという教育目的を達成するため、「基礎分野」に多くの科目を置いている。また、選択科目については、より多くの科目履修ができるように、時間割を作成している。「専門基礎分野」と「専門分野」は、すべて必修科目とし、基礎的知識や技術の習得科目を1・2年次に置き、領域実習を統合科目として3年次に位置づけ、段階的に構成している。このことは、科学的思考に基づいた看護専門職としての基礎的能力を習得するという教育目的に合致しており、教育効果を考慮した妥当性のある適切なカリキュラムといえる。

幼児教育学科では、「観点に係わる状況」で述べた目的および教育目標に照らして、特に表現する力と実習指導の充実を中心にカリキュラムの体系を整えている。また、上に記載した選択科目数の内訳により、授業科目の配置は適切であると考えられる。

地域福祉学科では、適宜カリキュラムの検討を行ない、必要に応じて見直しを実施してきた。介護福祉士養成に係わる諸法規類の制約から、カリキュラムに独自性を創出することは難しいが、そうした状況にあつて、学科の教育目標に適合した、本学独自のカリキュラムを策定している。「指定科目」外にも社会福祉・介護福祉に関する科目、あるいはその他の関連科目を幅広く開講していることは、教育目的・教育目標に掲げられた人材の育成に貢献する取り組みである。

以上より、適切な授業科目の配置がなされていると判断する。

観点5-1-2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

看護学科では、『基礎分野』の教育内容は科学的思考の基盤、人間と人間生活の理解である。「生物学」(平成17年度からは「自然科学Ⅰ」)を必修とし、「医用英語」(同17年度からは「英語Ⅱ」)を設けているのが特徴である。『専門基礎』の教育内容は、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、社会保障制度と生活者の健康についてである。『専門』は、看護学をライフサイクル別に7領域としている。「地域看護学」は、指定規則の「在宅看護論」に相当する科目である。「精神看護学」「地域看護学」は、生命の尊重と人間の尊厳を基に、生活している人を対象としてとらえ、看護の場の理解を深めることをねらいとして、開学時より開講している特色ある科目である。臨地実習目標は、健康問題を科学的に査定し、個別性のある看護を行えることとし、1, 2, 3年

次に段階的に配置している。「看護研究」はゼミ方式で行い、論文としてまとめ、発表会を行っている（別添資料 5-2 参照）。

幼児教育学科では、上述の教育目的に照らし、また、幼稚園教員養成課程と保育士養成課程の整合性にかんがみながら、以下のような教育課程を編成している。よき社会人として保育の振興に寄与する人材育成のために、「教育総合セミナー」（幼稚園教員養成課程）では、現代的な課題について少人数による討議中心の授業を展開し、「総合研究」では、各自の関心に応じた教育・福祉の課題に関する卒業研究を実施している。保育士養成課程においては、厚生労働省が示すシラバスに依拠して各教科目の教育内容を編成している。保育福祉の現場を意識して、理論と実際的な技能を関連づけて学ぶために、多くの教科目において、グループワークや調査、プレゼンテーション、作品制作が取り入れられている。「社会福祉援助技術」「保育課程総論Ⅰ」「精神保健」などでは、グループワークやディスカッション、「保育原理Ⅱ」「発達心理学演習Ⅰ・Ⅱ」「幼児心理学演習」「教育心理学」「保育課程総論Ⅱ」「乳児保育Ⅰ・Ⅱ」「音楽Ⅱ・基礎音楽Ⅱ」などでは、調査とレポートまたはプレゼンテーション、「『表現』指導法（身体表現、造形表現、表現技術、総合表現等）」などでは、作品の制作を行っている。「教育実習指導」「保育実習指導」においては、現場経験がある複数の非常勤助手が授業に加わることで、少人数指導を実現している。教科専門科目の音楽関連科目では、必修・選択あわせて 6 科目を設置しており、保育の質的充実・地域貢献に寄与することができる人材養成という趣旨から、音楽の専門教養的な器楽演習・音楽理論系内容のみならず、それらをベースに、幼児の音楽的活動の理解、保育現場の音楽活動構成・音楽教材論まで踏み込んだ科目構成としている（別添資料 5-2 参照）。

地域福祉学科の授業内容は、「指定科目」については「介護福祉士養成カリキュラム」（社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第 7 条第 3 項で定められた別表第 4）に示された内容、及び「介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容」（昭和 63 年 2 月 12 日 社庶第 26 号 各都道府県知事あて 厚生省社会局長）に準拠したものである。「指定科目」外のうち、基礎科目の「社会学」「心理学」「法学」及び専門教育科目の社会福祉・介護福祉に関する科目である「地域福祉論」「社会保障論」「児童福祉論」「公的扶助論」は、「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容」（前記 社庶第 26 号）に基づき、地域福祉学科の教育目的・教育目標及び本学教養教育の目的を加味した内容構成となっている。人文・社会科学系の関連科目である「生活文化史」「現代社会論」「地域文化論」「地域文化演習」「音の文化論」「人間関係論」「コミュニケーション論」「環境音楽論」は、一人ひとりの高齢者によりよい今日と明日を提供することのできる、豊かな感性と教養を兼ね備えた介護福祉士の育成、及び「暮らし」をキーワードとした新たな介護福祉を実現する上に必要であると考えられる内容を盛り込んだ構成となっている（別添資料 5-2 参照）。

各学科の教育内容については、別添資料 5-4：「教育内容の概要」に示す。

【分析結果とその根拠理由】

看護学科では、それぞれの分野に必要な科目が配置してあり、教育課程の編成の趣旨に沿ったものといえる。

幼児教育学科では、それぞれの分野に必要な科目が配置してあり、教育課程の編成の趣旨に沿ったものといえる。過密な教育課程の中、各教科目担当者間で連携して課題内容を精選することが必要と考えるが、充実した教育内容を備えていると判断できる。

地域福祉学科では、「指定科目」の授業内容は、介護福祉士養成に求められる法規類に準拠しており、「指定科目」外のうち、社会福祉士養成に係る授業は該当法規類に示された授業内容に基づいている。その他の科目は、地域福祉学科の教育理念・目的に即した授業内容であり、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものとなっている。

観点 5-1-3 : 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

【観点に係る状況】

看護学科では社会における看護の役割を認識し、幅広い教養と豊かな人間性を養い科学的思考に基づいた看護専門職としての基礎的能力を習得することを目的としている。関連する研究活動として看護の基盤となる基礎看護学では、一日実習での学びをまとめ、初学段階から専門職の役割を認識できるように方向付けをしている。また、褥瘡発生のメカニズムに関する研究活動の成果を、援助技術論Ⅱや臨床看護学総論Ⅱの教育に生かしている。成人看護学では、現在の社会情勢を踏まえ、ヘルスプロモーションの考え方を教授している。また、老年・地域看護学では平成 12 年から、過疎地域への訪問ボランティアによる学びや、平成 15 年から、IT を使った健康・生活相談に関する研究活動の成果をまとめ、またその活動を基に、平成 16 年度からは、地域の高齢者を対象に「サテライト・デイ」を企画し、在宅元気高齢者への介護予防支援を学生主体で実施している。さらに、こうした一連の活動は老年・地域看護学実習に取り入れられ、平成 17 年度から学生が参加している。

幼児教育学科では、各教員が、個別の研究上の関心だけでなく、教育の質を高めるための研究活動を積極的に展開している。

地域福祉学科では、教員個々人の研究活動の成果を各人が担当する授業科目の内容に反映させるとともに、教材作成にも活かしている。とくに、介護過程の理解のために研究グループをつくり、介護過程ハンドブックを作成し、「介護技術」「形態別介護技術」「介護実習」等で活用している。以上について、資料 A を参照されたい。

資料 A 研究活動の成果の授業内容への反映例

学科名	代表的な研究活動	授業科目名	研究活動の成果の授業内容への反映例
看護学科	基礎看護学に関する研究	基礎看護学実習 援助技術論	基礎看護学のカリキュラムの研究で基礎看護学教育の初期の学習過程で実施する一日実習による体験は、対象の生活状況を学び看護学に対する理解を深め、今後の授業への動機づけとなっている。 褥瘡発生のメカニズムについての研究によると高齢者の軟部組織厚の違いが褥瘡発生に影響するので、学生は演習前に仙骨部他の体圧を測定し、褥瘡予防に対する関心を高めている。
	成人看護学に関する研究	成人看護学	成人看護学のカリキュラムの研究として、成人看護学の現状と今日の医療や社会の変化から、人々の生活しているすべての場において QOL を目指し、ヘルスプロモーションの考え方や医療、保健、福祉との連携についての考え方を教授している。
	老年・地域看護学に関する研究	老年看護学 地域看護学	被災高齢者支援に関する研究で、震災で被害を受けた高齢者世帯への訪問活動を通してボランティアの意義について学習する機会となっている。 在宅高齢者に関する研究として、在宅高齢者の健康・生活相談に IT を活用した新見介護ネットワークの実施および生きがい対策をねらいとしたサテライト・デイを実施しており、学生が高齢者理解を深め、地域住民との連携を学

			習する機会となっている。
幼児教育 教育学科	子どもの文化的発達と学習、子ども観・家族観及び子育て環境の地域比較	教育心理学 発達心理学	子どもの発達や学習のあり方を踏まえた子育て状況についての知見を、教育計画に組み込んでシラバスや教材を作成している。
	保育実習の効果を高める研究	保育実習 保育実習指導	実習における学習効果を高める要因を調査により分析し、その成果を、実習の事後のグループ演習等における学生相互の気づきを促すような指導上の配慮に生かしている。
	パソコンを用いた作曲に関する研究	音楽 I・基礎音楽 I 表現指導法・総合表現	授業における作曲演習で、作曲スキルの教授に資しているほか、教材やプリント等として活用しており、保育者としての実践的力量的の育成に努めている。
地域福祉学 科	老人保健事業に対する老人クラブの協力の実情に関する調査 都市型老人保健施設の新しい試み	社会福祉概論 老人福祉論	社会福祉の法体系、制度を理解し、基盤としての所得保障、医療保障、老人保健施設、介護保険制度の概要を把握させるべくこれらの研究結果を紹介しながら講義を展開した。福祉専門職の必要性、老人クラブ等との公私協働について理解の深まりを狙いとしたものである。 また、生きているシステムを作るには、保健、医療、福祉、地域が障害を持つ老人に関わる共通の援助視点が必要である。ケースワーカーは、その媒介者として、地域の社会資源を活用し、他の専門職種とのよいチームワークをとり、ネットワーク(地域支援システム)を組織化し、地域と福祉の機能を高める。これらの研究は、居宅サービス計画を実際におこない、クライアントとの援助方法と地域支援システムの理解を深化させるべく紹介した。
	都市地区における地域医療のネットワーク作りの試み 地域で老いを迎えるための高齢者地域支援システムについて	地域福祉論 社会福祉援助技術 社会福祉援助技術演習	
	日本における福祉国家の制度的特質に関する研究	社会保障論 社会福祉行財政論 公的扶助論	本研究は、福祉受給と就労促進との関連性という視点から、日本における福祉国家の制度的特質を探るものであり、特に高度経済成長期以降の所得保障を中心とした諸制度の形成・展開過程を辿っている。研究の中で得られた制度史に対する考察結果は、各講義の中で、現行制度の概要を理解すると共に、その制度に内在する日本の経済・社会の特質や、その変容を踏まえた政策課題を理解するための視点として提示している。
ケアに関する研究 高齢者介護に関する研究 介護過程に関する研究 おむつ介護に関する研究 介護制度に関する研究	介護概論	本科目の最重要点となるものは、「介護とは何か」に関する哲学的な課題を学生に伝え、思考させるところにある。介護の対象となる人々の生活の理解を過去、現在、未来といった時間軸から生活の構造を理解させるべく、これらの研究結果を参考にしながら展開している。また介護の構造については、価値観・倫理を土台にし、その上に順次専門的知識、専門的技術を置く構造であることを主題として、介護の質に関する研究が反映されている。同時に介護専門職者の倫理、他職種との連携等の理解も合わせて教授している。 介護の方法については、身体介護、生活援助、相談援助がありその実践方法として、介護過程やケアプラン等の考え方ある。介護過程の研究はより実	

		<p>践的な方法論として介護過程の展開を重視しており、介護過程に関する研究は地域福祉学科の介護教育にとっては心臓部となっている。介護制度に関する研究は介護概論の中で展開、反映されている。</p>
介護技術マニュアル作成	介護技術	<p>基礎的な介護実践を行うことが出来る学生を育てるために介護技術では34の基本的な技術の意義と手順を掲載した技術マニュアルを作成し、これを使用して介護技術演習を実施し演習時の学習や課外での自己学習時に役立てている。</p>
介護保険制度に関する研究	形態別介護技術	<p>高齢者介護の講義においては、介護保険の施行状況に関する調査研究の結果、介護保険施行後の介護現場で働く介護福祉士が感じている、介護保険の長所短所等の結果を紹介し、介護保険制度と介護福祉の関わりや、高齢者介護の現状の理解、学生の介護観などを深めていく材料として紹介している。</p>
認知症（痴呆症）高齢者の介護に関する研究	形態別介護技術	<p>ユニットケアと従来型ケアにおける痴呆症高齢者のコミュニケーション量と感情の分析については、ユニットケアの効果やコミュニケーションの量が認知症高齢者に与える影響などについて、講義やロールプレイング演習時に伝達している。また、認知症高齢者の介護の講義において、高齢者介護研究会報告書2003年「2015年の高齢者介護」の骨子を一部抜粋して、認知症高齢者の介護を取り巻く今後の制度的変化および介護福祉の方向性を示すものとして、資料として配布し活用している。</p>
介護過程に関する研究	介護実習 介護実習指導	<p>介護過程は介護実践を行う行程である。2年間という短い期間にいかにか効果的に学生に介護過程を教えるかを課題として、実習担当教員全員の教え方を統一するためや、また、学生の実習や演習での自己学習を促進するために、「介護過程ガイドブック」を作成し、介護技術の演習、実習指導、介護実習で活用し効果を上げている。また、2005年度には国際生活機能分類における考えや、「ICFの構成要素間の相互作用」を介護過程に反映できるように改定を行っているところである。</p>
習俗にみる世代間交流とその機能に関する社会・発達・臨床心理学的研究および教育相談、育児相談、思春期相談などの臨床での相談活動	心理学（兼看護学科） 老人・障害者の心理 人間関係論 臨床心理特論 （看護学科）	<p>心理学における人間と理解の仕方と方法に関する知識や技術を、青年期にある学生に講義することの意味を伝えることに主眼を置いている。介護の対象であれ、看護の対象であれ、自分とは異なる時代背景や環境を背負った人々へのアプローチであることを、従来の研究活動の結果や相談活動の事例あるいは「こころの科学」「そだちの科学」「臨床心理学」などの雑誌論文、また「心理学研究」「発達障害研究」「社会心理学研究」などの学会誌の情報を利用して伝達している。</p>
伝承文化、耕作図及び福祉文化に関する研究	民俗学、地域文化論、	<p>日本人なら誰もが経験している民間伝承、あるいは伝統的な人生観、労働観、宗教観などを高齢者理解の基本におき、その延長線上に回想法での活用</p>

	生活文化史，社会学他	を考えている。また，社会現前の問題に対処するための歴史知識，地域社会の絆を生み出し，支えてきた互助共同組織や緒集団，それらの精神的支柱であったシステムなどを伝えることによって，地域の文化を反映させた介護環境作りを考えている。
音の文化に関する研究	環境音楽論，音の文化論，療養音楽 他	地域福祉学科では，対象者が過ごしてきた環境や社会，さらに個人の文化を理解することを重要な観点のひとつにあげている。関連する研究として地域の音の調査および職人の音の文化について調査を行い考察することで，人が音を聴くといこうことに関して追求している。そして，それぞれ個人の持つ音の文化から人間を理解をし，また音の環境を考えることの重要性を伝えている。 その成果として作成した CD-ROM「阿新の音」や環境庁が行った調査を基に作られた「日本の音風景 100 選」のビデオ等を教材として使用している。

【分析結果とその根拠理由】

看護学科では，資料 A のように研究活動と授業内容との間に相当の関連があり，研究活動の成果が授業内容に反映されている。教育研究を通して授業改善が行われ，学生の授業評価も高くなっている。老年看護学や地域看護学では，地域性や対象の生活・歴史・健康観など対象理解の深まりや在宅で生活する意義，地域での社会資源のシステムや他職種との連携の必要性を学んでいる。教育目的を達成するための基礎となる研究活動の成果は着実に教育に反映していると判断する。

幼児教育学科では，別添資料の通り，各教員の担当教科目と研究活動が密接に対応しており，教育と研究が相互に発展を促し合うような取組みを行っている。

地域福祉学科における教員個人の研究活動と授業内容の間には相当程度の関連が認められる。とくに介護対象者を理解する上で，民間伝承や音文化などの基層文化や心理学における人間理解の仕方と方法を基礎にすえ，それらを介護福祉の基盤においた教育は，地域福祉学科の教育目的・目標にそったものである。さらに経済的側面から社会保障について考え，保健・医療・福祉の連携と統合を視野に入れた介護のあり方を展開している。これらのことから，授業の内容が全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものと判断する。

観点 5-1-4： 学生の多様なニーズ，学術の発展動向，社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば，他学科の授業科目の履修，他短期大学との単位互換，インターンシップによる単位認定，補充教育の実施，専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点に係る状況】

他短期大学との単位互換，インターンシップについては，現在実施していない。

看護学科では，4 年制大学を卒業した社会人入学生の割合は約 1 割である。他大学で修得した単位の認定は，審査の上で 23 単位を超えない範囲で卒業要件となる。学生に対しては，学生便覧に明記し，入学時のガイダンスで説明している（別添資料 5-1，5-2 参照）。

幼児教育学科では，学生のニーズと社会からの要請に応じて，学生ボランティア活動支援を始めたところであ

る（別添資料5-5：「2004年度新見公立短期大学幼児教育学科課外活動扱い学生ボランティア活動一覧」）。学術の発展動向及び社会的要請に配慮した教育課程の編成については、学科内に「教育改善委員会」を設置して、見直しを開始している（訪問時に学科会議議事録を参照されたい）。

地域福祉学科では、「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」等の一部改正（平成16年3月26日付け社援発第0326014号厚生労働省社会援護局長通知）によって、平成16年4月1日より介護福祉士養成施設において一部科目の合同授業または合併授業の実施は可能となったが、地域福祉学科においては学生の教育効果を考慮し、他学科との合併授業は行っていない。

【分析結果とその根拠理由】

他の短期大学等との単位互換については、現時点では交通の便などから実施が困難である。今後の通信環境の変化などに応じて検討が必要である。インターンシップについては、各課程とも学外における実習を重視しており、インターンシップに代わる、現場での学習及び進路について考える機会となっている。

看護学科では、社会人入学生の修得単位状況と本学の授業内容を踏まえて審査を実施、看護教育に応じて適切に単位認定されていると判断する。また、専攻科との連携として特に関連する科目で実施されていると判断する。

幼児教育学科では、いずれも取組みが始まったところであり、教育改善委員会による過密な教育課程の再編成により、多様な学生の学習成果の確保と自主的な学習活動を促す取組みが期待される。

地域福祉学科では、学生の多様な学習ニーズに対応したカリキュラム作りを行っている。多彩な科目群に加え、少人数・フィールド型授業を重視し、学生に実践的学習の機会を提供しているのは、その表れとして評価できよう。学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

観点5-1-5： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

GPA制については、平成16年度に検討して平成17年度に導入し、今後検証を重ねて、教育内容及び教育方法の改善に向けて、有効な運用を図ることになっている（別添資料5-2参照）。

履修登録の上限設定はない。

看護学科（「看護研究」）と幼児教育学科（「総合研究」）では卒業研究が必修科目として、地域福祉学科（「地域福祉研究」）では選択科目として設定され、学生の興味・関心による研究活動が各担当教員の指導のもとで行われている。論文作成は、学生の主体的な活動によって行われており、教員は、定期的な指導に加えて、随時、学生の課題に対応している。

授業時間外の学習時間の確保については、学科によって事情が異なるが、特に幼児教育学科では、ほとんど午前9時から午後5時50分まで授業が組まれており、十分に確保されているとはいえない。

【分析結果とその根拠理由】

どちらかといえば配慮しているといえる。

卒業研究では、他短大にほとんど見られない主体的な研究活動が行われており、専門職養成における成果が大きく、単位の实質化に寄与しているといえる。

特に幼児教育学科では、教育課程を再編成して、授業時間外の学習時間を確保し、履修登録の上限設定をする

などの措置を検討する必要がある。

観点 5-1-6： 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし。

観点 5-2-1： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

【観点到に係る状況】

準学士課程の授業形態については、学則に定められた単位の基準及び教育目的に基づき、各学科においてそれぞれの分野の特性に応じた構成がとられている。

看護学科では、学則に定められた卒業要件 104 単位以上修得の基準を踏まえ、看護師養成の特性に応じて基礎分野、専門基礎分野、専門分野の構成をとっている。授業形態として科学的思考に基づいた看護専門職としての基礎能力を習得させるために講義、演習、実験、実習を段階的に取り入れている。特に実習では、少人数のグループを編成し、病院実習では各領域に特徴的な患者を受け持ち、主に看護過程を中心とした実習を展開している。教員は、学生と共にほぼ毎日実習現場に出向き、学外実習指導講師である施設の実習指導者と連携をとりながら指導を行っている。教員は、学生、患者の安全を守ると同時に、学生の個別的能力に応じて指導にあたり、アセスメント能力、看護観、倫理観、援助的人間関係の育成の指導に力を注いでいる（別添資料 5-6：「看護学臨地実習要項」参照）。

また、フィールド型実習など、地域の特徴を取り入れ、地域との連携を重視した実習に取り組んでいる。授業形態の主な内容について表に示す（資料 B 参照）。

資料 B 授業形態別の主な内容

教育方法	特 色
講義	1. 成人看護学Ⅱでは、臨床現場や患者のイメージが湧きやすいよう視聴覚教材を活用し、ME機器など臨床現場の様子を再現し、理解が深まるよう工夫している。その評価として平成 15 年度より学生による授業評価を受け、視聴覚教材を用いた授業が高い評価を得た。 2. 小児看護学Ⅰでは、子どもの育成過程における保健・医療・福祉・教育それぞれの社会資源の活用についてグループ学習による討論型授業を取り入れ、学生が相互に学習し主体的に学習出来るよう工夫した。
演習	1. 基礎看護学の援助技術では、演習ノートを作成し、より臨床に近い技術方法を工夫している。

	2. 母性看護学では、演習におけるテキストを作成し、モデル物品を使用し、10項目の母性看護特有の技術を教授している。
実験	1. 生物学（平成17年度より自然科学）、生化学、解剖学の講義においてラットの解剖実験を取り入れ、血球の顕微鏡観察、酵素の測定、遺伝子増幅実験などの実験を取り入れ、科学的思考の基盤となるように教授している。
実習	1. 成人看護学実習では、実習病院では不十分と考えられる特殊性のあるICU看護や透析センターの見学実習を取り入れ、急性期疾患患者や慢性期疾患患者の看護の理解を深めるようにしている。また、外部より講師を招き、臨地実習の実践の場で活かせるための「口腔ケア演習」を取り入れている。 2. 精神看護学実習では、一病棟に一人の実習体制をとり、学生が患者との関わりの中でどのような感情体験をしているか言語化・記述化する「再構成」を実習記録として活用している。 3. 臨地実習時の事故対応策として臨地実習事故対応マニュアルを作成し、15年度より学生に実習ガイダンスで説明し、実習施設とも連携を取りながら事故防止に努めている。実習中のヒヤリハットは報告書を提出し、報告内容を踏まえ教育方法に反映できるシステムをとっている。

実習施設の臨床実習指導者との連携については、臨床実習指導者が教育に対する意識や学生への理解を深めるために、年1回の「臨地実習施設連絡会議」を開催し、講演やグループワークなどの研修を企画、実習施設から多くの参加を得ている。平成8年から2年間は「学生の意欲を引き出すにはどのような臨床指導が望ましいか」、平成10年からの2年間は「人を育てる」とテーマを設定し、KJ法によるグループワークを行った（別添資料5-7, 5-8：古城・西村他「学生に期待する臨地実習での学び—その1, その2」『新見女子短期大学紀要』18:73-81,83-92,1997）。また、平成12年から3年間は「臨地実習におけるリスクマネジメント」平成15年からは「臨地実習における看護倫理」とテーマを設定し、講演と事例検討、シンポジウムなどを行っている（資料C参照）。

平成7年度より、戴帽式に代わる学科行事として、看護について広く深く学ぶ機会として Nursing College Seminar (NCS) を設けた。実習病院や地域の病院の看護職へも参加を呼びかけ、ともに看護を考える場としている。学生は、教員を含めた委員会を組織し、主体的な企画運営により、一つの研究テーマに取り組むことで、講義や実習に向けての内発的学習の動機づけとなっている（別添資料5-9：「NCS」リーフレット、資料D参照）。

資料C 過去5年間の臨地実習施設連絡会議

年度	テーマ	内容
平成12年度	臨地実習におけるリスクマネジメント その1基礎編「医療現場におけるリスクマネジメントの考え方」	講演：講師—大学病院の感染管理者 グループワーク
平成13年度	臨地実習におけるリスクマネジメント その2臨床編「看護現場のリスクマネジメント」	講演：講師—大学病院の看護管理者 事例検討
平成14年度	臨地実習におけるリスクマネジメント その3教育編「臨地実習におけるリスクマネジ	講演：講師—大学教授・看護学 事例検討

	メントの考え方」	
平成 15 年度	臨地実習における看護倫理 (part1) 『看護における生命倫理』	講演：講師—大学教授・法学 シンポジウム
平成 16 年度	臨地実習における看護倫理 (part2) 『看護管理と看護倫理』	講演：講師—病院看護部長 ワークショップ

資料 D 過去 5 年間の NCS

年度	テーマ	講師
平成 12 年度	心のケア (看護臨床におけるケアを实らせるコミュニケーション)	講演 講師：大学教授
平成 13 年度	命との対話—ターミナルケアにおける患者理解	講演・ワークショップ 講師：大学教授 シンポジスト：看護師, 家族
平成 14 年度	新たな医療の世界～オーストラリアの医療事情～	講演 講師：海外の看護師
平成 15 年度	納得のいく終末期を迎えるために～家族と生きる～	講演及びワークショップ 講師：看護師 シンポジスト：看護師・家族
平成 16 年度	命を看守り, 育む看護職～生命の誕生, そして成長を支える	ワークショップ シンポジスト：助産師・保健師・看護師

幼児教育学科では、教育職員免許法及び児童福祉法に照らして、教育課程を編成し、講義、演習、実習等のバランスは、それらに準拠している。また、保育福祉の現場を意識して、理論と実際のな技能を関連づけて学ぶために、学習指導法として、以下のような工夫を行っている (別添資料 5-1 参照)。すなわち多くの教科目において、グループワークや調査、プレゼンテーション、作品制作が取り入れられている。「社会福祉援助技術」「保育課程総論 I」「精神保健」などでは、グループワークやディスカッション、「保育原理 II」「発達心理学演習 I・II」「幼児心理学演習」「教育心理学」「保育課程総論 II」「乳児保育 I・II」「音楽 II・基礎音楽 II」などでは、調査とレポートまたはプレゼンテーション、「『表現』指導法 (身体表現, 造形表現, 表現技術, 総合表現等)」などでは、作品の制作を行っている。「教育実習指導」「保育実習指導」においては、現場経験がある複数の非常勤助手が授業に加わることで、少人数指導を実現している。教科専門科目の音楽関連科目では、必修・選択あわせて 6 科目を設置しており、保育の質的充実・地域貢献に寄与することができる人材養成という趣旨から、音楽の専門教養的な器楽演習・音楽理論系内容のみならず、それらをベースに、幼児の音楽的活動の理解、保育現場の音楽活動構成・音楽教材論まで踏み込んだ科目構成としている。

地域福祉学科では、本学科が開講する科目のうち、「指定科目」については法規に沿った授業形態をとり、「指定科目」外については教育目的・目標を踏まえ、それぞれの授業内容に応じた形態を採用している (別添資料 5-1 参照)。単位数の算出はいずれの場合においても、学則 23 条に定められた単位の基準に従っている。学習指導法の工夫として、まず 1 年次前期からゼミ形式の少人数演習授業「総合基礎ゼミ」を配置している。これは、介護福祉士養成校にあってユニークなカリキュラムを有する地域福祉学科の教育理念を早期に学生に理解させることを目的とし、学生を 9 グループに分け (1 グループ 5, 6 人程度)、グループごとに専任教員の研究室を巡回受

講する形態をとっている。介護技術、形態別介護技術など演習を含む科目では、各単元の講義による理論的理解を踏まえて演習を行う。演習では学生を概ね 14 のグループにわけ、演習内容によって 4～6 人の教員が 3～4 グループを指導する体制をとり、きめ細かな指導とグループ内での相互学習を行っている（資料 E 参照）。

資料 E グループ演習例 介護技術・形態別介護技術（平成 17 年度実績分）

科目	講義	演習	グループ数	担当教員
介護技術	生活環境の整備 寝具・衣類の管理	寝具環境の整備	14	4
	観察	バイタルサインの測定	14	5
	社会生活の拡大の技法 体位と安楽	体位のとらせ方と安楽な体位	14	5
形態別	運動機能障害者の介護	運動機能障害者の入浴	9	4
介護技術	居宅介護	居宅介護演習	6	4

介護実習では、例えば第 1 段階実習の履修条件として、実習開始までに行われた「介護技術 I」、「介護概論」の試験に合格していることを定めるなど、各段階に応じた知識や技術を習得した上で、それぞれの実習の目的を達成できるように配慮している。また、介護実習は、『実習の手引き』（別添資料 5-10 参照）を作成し、実習の目的、進め方、心得などととも、各段階の目的・評価表、記録物が一覧できるようにしている。

指導にあたっては、実習施設ごとにグループ編成し、主に介護過程を中心とした実習を展開している。教員は週 2 回の巡回指導を行い、学外実習指導講師である施設の実習指導者とともに指導・助言や受け持ち利用者のカンファレンスを実施している。Ⅱ・Ⅲ段階では金曜日を帰校日とし、全ての実習指導と帰校日にはグループごとの少人数指導及び個別指導を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

看護基礎教育は、講義・演習・実習の一貫した運営が望ましく、演習や臨地実習を通して人間関係能力を高める教育方法が行われている。授業方法としては、グループワークや体験学習などコミュニケーション能力や自己表現能力などを高める教育方法が工夫されている。実習においては、学生の事故防止対応を明記し、適切で安全な指導を行っている。また、指導者会議を通して実習現場との連携を図り、より良い学習環境の整備に向けた取り組みがなされている。NCS や看護研究発表会など、学生が主体的に運営する学科行事も、自主的に看護を探究する学習の機会として設けられている。

幼児教育学科では、授業形態別の教科目配置のバランス、学習指導法とも、教育目的の遂行に対して適切な工夫がなされている。

地域福祉学科における開講科目の授業形態は、介護福祉士養成校としての基準を満たし、また教育目的・目標および各分野の特性に応じた組み合わせで、概ねバランスの取れた構成になっている。学習指導法の工夫として、フィールド型授業を可能な限り取り入れるように努めている。また、実技系の演習では、実技担当の教員を 9 人（専任 4、非常勤 5）擁していることから、少人数授業の実施が可能となっている。

以上のことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実習の授業形態の組み合わせとバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な教育方法の工夫がなされていると判断する。

観点 5-2-2 : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。**【観点到に係る状況】**

シラバスの基本的構成として、「授業目的」「授業計画」「教科書等」「成績評価」を記載し、担当教員名・メールアドレス等の記載事項がフォーマットされたシラバスを作成している。また、非常勤講師や他学科の教員と連携を図りながらシラバスを作成しており、教育目標に沿って科目が配置されている。

学生に対しては、入学時のガイダンスにおいて履修登録の際に活用すること、履修登録後も授業を進めていく上で活用することを説明し、冊子として配布している。各教員は、シラバスの記載内容にそって授業を進めている(別添資料5-2参照)。シラバスは、学期当初のガイダンスおよび各授業内での講義説明等で活用されている。また、学生による授業評価にシラバスと講義内容の合致を問う項目を設定し、学生がシラバス内容を確認する機会としている(別添資料5-11:『学生による授業評価 vol.2 (2003年度)』)。

【分析結果とその根拠理由】

各学科とも、教育課程に沿ったシラバスが作成されており、準学士課程全体としては適切に作成されていると判断する。

観点 5-2-3 : 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。**【観点到に係る状況】**

自主学習時間確保とその便宜のために、図書館の開館時間を19時まで、金曜日は20時までとしている。

看護学科では、自主学習ができるようにシラバスにおいて次の授業計画を明確にしている。この点を踏まえ、単元に関心をもち授業を受けるように指導している。別添資料5-11によれば、演習科目で予習や復習を行っているとの回答が多い。その一つである援助技術では、自主的に演習学習ができるように実習室を開放し、教員は随時学生の質問に答えるようにしている。基礎学力不足の学生への配慮としては、担任が面接等で学習指導を行っている。高校で学習していない科目の中でも看護教育に必要な要件である生物学を必須科目とし策定しており、高校生物・化学を学んでいない学生に対して授業の初回時に基礎知識を確認するようにしている(別添資料5-12:宇野文夫「新見公立短期大学看護学科学生の高等学校における理科履修科目と生物学の基礎知識に関する調査の試み」『新見公立短期大学紀要』24:113-120,2003,参照)。また、基礎学力不足の学生への指導のために必修科目を設定しているが、充実させるため、17年度より「自然科学I」を設定した(別添資料5-1参照)。

幼児教育学科では、保育士資格取得のための「総合演習」(必修)である「総合研究」、幼稚園2種免許状取得のための科目「総合演習」(幼免必修)である「教育総合セミナー」では、自主学習を援助しているが、教育課程が過密であるために十分な自主学習時間を確保していない。また、基礎学力不足学生への組織的支援は行われていない。自主学習時間確保のために、平成17年度より教育改善部会を設置して、教育課程の検討に着手している。基礎学力不足学生への組織的支援も含めて検討している。

地域福祉学科では、各教員の研究室には教員の授業等以外の時間であればいつでも、図書やVTRなどの貸出し、質問への対応など行えるようにしている。介護技術などの演習については、月曜日から金曜日の7:30~20:00で他の授業で使用する時間以外は、介護実習室を開放し学生が自由に自主学習を行えるようにしており、実習室オリエンテーション時その説明を行っている。学生から質問がある場合は、その都度対応するとともに、特に介

護技術試験前にはサポートの時間を設け、指導や相談に応じる体制をとっている（別添資料5-13：「介護技術試験サポート表」）。「地域福祉研究」では、各学生の研究テーマに応じた指導・相談に対応し、いつでも研究室に来て自主学習ができることとし、必要時には調査対象となる施設などへの依頼、同行等を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

自主学習への配慮としてシラバスを活用して指導しており、授業評価を踏まえ改善を図っているところである。学生の基礎学力不足への対応については、各学科で対策を進めつつある。実習室の開放や図書館の延長により、自主学習をする場は提供されていると判断する。

観点5-2-4： 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点5-3-1： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点到に係る状況】

成績評価については、「新見公立短期大学学則」第26条（学習の評価）、「履修規程」第10条（成績の評価）で定めている。成績評価基準は、学則に基づき、試験、論文、レポート、平常学習状況、出席状況などから成績が評価され、合格した場合に認定される。成績評価は、優（80～100点）、良（70～79点）、可（60～69点）及び不可（60点未満）の4段階評価を設定し、優、良、可を合格する基準に策定している。科目別の具体的な成績評価基準としては、シラバス内に「成績評価の基準・方法・期日」の項目を設け、各授業科目の内容に応じた評価基準を記載し、学生に周知している。

卒業認定基準は、「新見公立短期大学学則」第27条（卒業の要件）、第28条（卒業の認定及び称号）に規定している。また、平成14年度学生から成績の評価にGPA評価を導入し、平成17年度には成績評価にGPA制度を併用するための暫定規程を設けている。既修得単位の認定は、他の大学または短期大学で修得した授業科目の単位の認定について、審査の上で本学の単位として認定されるとしている（別添資料5-1、5-2参照）。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準、卒業認定基準および既得単位の認定は、学則に基づき策定している。成績評価基準、卒業認定基準および既得単位の認定について、学生便覧およびシラバスに明示されており、学年次のガイダンスや初回授業時のガイダンスにおいて成績評価の方法などを周知していることにより、学生へは浸透されている。以上から、成績評価基準及び卒業認定基準、既修得単位の認定は、学生に周知されていると判断する。

観点5-3-2： 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施され

ているか。

【観点に係る状況】

「履修規程」に定める、履修の登録を行った授業科目で総授業時間数の3分の2以上出席しないと単位を受けることができない（地域福祉学科においては別に定める）ことを受験資格とし、各学科とも、「新見公立短期大学学則」第26条（学習の評価）、第27条（卒業の要件）、第28条（卒業の認定及び称号）の規定に沿って、各科目の成績評価基準が策定され実施されている。試験は、病気等のやむをえない理由による追試験、試験が不合格である学生には再試験を実施している。複数の教員が担当する科目や実習などについては、総合評価を行っている。また、成績評価基準の明確化、厳格な成績評価の実施などのため、学則に基づきGPAを平成14年度入学生より実施している。

看護学科における具体的な成績評価は、筆記・実技試験、レポート、実習内容、実習到達度試験及び授業への出席状況を総合して、4段階評価で行われている。臨地実習については、実習目標に応じて評価項目を定めるとともに、実習内容だけでなく知識の理解度を確認する到達度試験を平成15年度より実施し総合評価としている。1科目について担当教員が2人以上の場合には、同様に総合評価としている。また、卒業要件でもある看護研究の成績評価では、学科全体で評点を決めている。すべての成績評価については、最終的には教授会を経て卒業認定を行っている。

幼児教育学科では、成績評価基準はシラバスに明記されており、それに従って評価されている。しかし、成績評価の分布について分析したことはなく、評価基準は各教員にまかされている。

地域福祉学科では、成績評価は学則に基づき各科目で評価基準を定め、シラバスに明記し行われている。複数の教員が担当する科目については総合評価を行っている。介護技術の実技試験については、課題ごとの評価基準を定め、試験担当教員による評価をもとに、関わる教員の合議により決定している。実習については、実習段階ごとの評価項目と基準を設け、施設実習指導者の評価を参考に、関係教員の合議により決定している（別添資料5-1、5-2参照）。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価は、基準に基づいて、4段階で行われており、筆記・実技試験、レポート、実習内容、実習到達度試験及び授業への出席状況を総合して行われており、適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施しているが、評価基準があいまいな教科目については、その明確化が必要である。成績評価の分布表を教科ごとに分析し、評価の妥当性・信頼性を確保するための組織的取組みが必要である。

観点5-3-3： 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価の正確性を担保とする取り組みとしては、学生本人が成績を指定のパソコンで閲覧でき確認できるシステムを取り入れている。

成績評価に対する問い合わせや疑問などがある場合には、成績開示後10日以内に成績評価を行った担当教員に対して成績評価の方法や内容などについて問い合わせることができる。担当教員から十分な回答が得られない場合には、学務課に申し出ることができることを学修の手引に明記し、周知している（別添資料5-2参照）。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の正確性については、学生の異議申し立てについて学修の手引に明記しており、どのように対応したかは教務委員会に報告されている。また、改善を図る目的で教授会等において教員全員に報告されており、学生に対する必要な措置がなされていると判断する。

＜専攻科課程＞

観点5-4-1： 学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

【観点に係る状況】

地域看護学専攻科課程は、看護学科の看護基礎教育課程におけるカリキュラム内容の習得を基礎として、保健師として専門的な学びを深める専門機関である。看護学科のカリキュラムは「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」から構成され、一方、地域看護学専攻科のカリキュラムは「教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」から構成されている。

専攻科課程では、看護の対象者が母子から高齢者と幅が広いため、多角的な視点で対象者を捉えることを重視し、学科科目の成人看護学、地域看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学を基礎と考える。それらを踏まえて専門職としての保健指導について習得することを目標としている（別添資料5-14：「専攻科と基礎となる学科等との関連図」）。

【分析結果とその根拠理由】

看護学科においては、看護専門職として幅広い教養と豊かな人間性を養い、対象を多面的に理解することを目的に基礎分野の充実が図られている。また、専門基礎分野及び専門分野はすべて必修科目としており、科学的思考に基づいた看護専門職としての基礎的能力の習得が図られている。それらを基礎として専攻科課程では、統計学的視点で地域を捉え、そこで生活している対象者への保健指導のあり方を習得できるよう配慮している。

観点5-4-2： 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

【観点に係る状況】

地域看護学専攻科の教育課程は、「教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」から構成され、修了要件は33単位以上である。修了要件単位は、「教養科目」は必修2単位、「専門基礎科目」は必修8単位、「専門科目」は必修22単位、選択1単位である（別添資料5-1、5-2参照）。

地域看護学専攻科では、地域で生活する人々の健康がより向上することができるための支援能力を養うため、専門的知識・技術及び態度を習得させ、地域看護の役割を果たすことができる人材を育成することを目的としている。

専攻科の教育内容については、別添資料5-4：「教育内容の概要」に示す。

【分析結果とその根拠理由】

保健師活動は、法律に基づいた活動を主としているので「教養科目」に「日本国憲法」を開講している。また、「専門基礎科目」では地域の健康問題を疫学的及び保健統計学的視点から捉えることをねらいとして疫学、保健統計学を科目立てリンクした構成としている。さらに、国際的な視野を持ち合わせることをねらいとして、ボランティア論及び国際保健論を科目立てているのは本専攻科の特徴である。以上より、上記目的に適う教育課程の体系性が確保されているといえる。

観点5-4-3： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到係る状況】

「教養科目」の教育内容は、保健師活動の基礎となる憲法及び現代社会のあらゆる状況を踏まえた上での人間生活の理解である。「専門基礎科目」の教育内容は、地域の健康問題を疫学、保健統計学視点から分析することを内容とし、科目間の関連性を明らかにしながら構成している。さらに、国際的視野を持ち多角的な視点から地域看護を捉えるためにボランティア論及び国際保健論を内容としているのは本専攻科の特徴である。「専門科目」の教育内容は、地域活動における保健指導の方法を主とした内容としている。特に、本専攻科が設置されている地域の特性から地域リハビリテーション論、運動指導論を内容としているのも特徴といえる。さらに、「公衆衛生看護学研究」はゼミ方式で行い論文として製本し、発表会を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

地域看護学専攻科の教育内容には、必要な科目が配置され教育課程の趣旨に沿ったものといえる。科目間はずべてにおいて関連性があること、それらを統合した科学的思考を習得できるなどが理由と考える。今後は、各科目間のマトリックスを作成し教育内容の重複あるいは不足部分を検討するなどの工夫が必要と思われる。

観点5-4-4： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

【観点到係る状況】

地域看護学専攻科では、地域で生活する人々の健康がより向上することができるための支援能力を養うため、専門的知識・技術及び態度を習得させ、地域看護の役割を果たすことができる人材を育成することを目的としている。関連する研究活動としては、活動対象となる小児あるいは高齢者の健康問題の実態を調査し、地域の特性に応じた保健指導のあり方を検討し、地域を基盤においた対象者の健康と生活の捉え方などが理解できるように教育内容に反映している（資料F参照）。

資料F 研究活動の成果の授業内容への反映例（地域看護学専攻科）

	代表的な研究活動	授業科目名	研究活動の成果の授業内容への反映例

地域看護学 専攻科	健康・生活調査に関するコホート研究	疫学演習 保健統計学演習	健康・生活調査に関する内容を「健康日本21」の9項目から取上げ質問票を作成する。全住民を対象に訪問聞き取り調査を学生が実施し、疫学・保健統計学的にまとめ成果を新見市及び住民に還元する。地域特性に応じた保健指導の実施ができる。
--------------	-------------------	-----------------	--

【分析結果とその根拠理由】

授業内容に研究した内容が反映されるように、できるだけ実践を捉えた教育内容を展開するように工夫している。地域の特性を捉え、そこから波及している健康問題を多角的な視点から把握することは教育目的を達成するうえで重要な意味を持ち、地域で生活する人々とともに健康を考え支援していく上での役割は大きいといえる。

観点5-4-5： 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他専攻の授業科目の履修、大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点に係る状況】

地域の健康問題を疫学的・保健統計学的視点から分析すること、また、国際的視野をもちボランティア的な活動も視野に入れた多角的な視点から地域看護を捉えることなど、社会からの要請に対応した教育課程の編成としている。また、公衆衛生看護学研究は、学生の興味・関心のあるテーマに沿った研究を行うことができ学生のニーズに応えるものとしている。

【分析結果とその根拠理由】

上記のことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。ただし、インターンシップについては、専門的資格または免許を得ることを教育目的の一部として掲げており、そのための実務的な実習科目が事実上、インターンシップと同等の教育機能を有していること、また一般企業への就職を希望する学生がほとんどみられないことから、重ねて実施する状況にはないものと認識している。

観点5-5-1： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

【観点に係る状況】

地域看護学専攻科では、学則に定められた単位の基準（別添資料5-1参照）に基づき、教育目的を踏まえて看護基礎教育で学んだ知識・技術を基盤に創造的、主体的能力を習得できるように教育課程を展開している。さらに、地域の実情に合わせた地域保健活動の発展、向上に貢献することのできる保健師及び養護教諭の育成を目指しているところであり、教養科目においては、広い見識と思考力を持ち個性を持った人々を総体的に捉える態度を身につけることを目標としている。専門科目においては、看護基礎教育を土台に専門的知識・技術を活用して有効な公衆衛生看護活動が実践できる能力を習得することを目指している。さらに専門基礎科目では、地域の健康現象を疫学調査、保健統計学の視点から捉え、保健福祉行政の総合性についての基礎となる能力を習得で

きるようにとりにくんでいる。教養科目・専門基礎科目・専門科目の構成をとり、講義、演習、調査、実習を各々リンクさせた教育課程をとっている。

講義では、「公衆衛生看護学概論」を基礎とし、「保健計画論」、「健康教育論」、「地区活動論」の講義を公衆衛生看護学実習前に入れ、地域保健活動の展開を理解した上で実習に臨むことができるようにしている。さらに実習を通して地域保健、市町村保健の実際を学んだ上で後期において講義を深め、講義と演習、実習を連動させ、1年間で総合的に公衆衛生看護学の基礎を学ぶことができるようにしている。

また、通年で「保健福祉行政論」、「疫学」、「保健統計学」においても講義と地元の地域診断の統計演習、地域を指定しての疫学調査・分析を実際に行い、調査から地域保健活動における統計を実地で学生自ら習得できるしくみとしている。「公衆衛生看護研究」においても保健統計学での演習をもとに研究過程を通して科学的思考の基礎を学ぶことができる。

「公衆衛生看護学実習」では、少人数のグループを編成した上で現場の実習指導者との実習前後を通しての連携をとりながら、自ら学ぶ実習に取り組んでいる（別添資料5-15：「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」要項参照）。

【分析結果とその根拠理由】

通年で関連性のある講義・演習・実習をリンクさせ、学生の思考過程を大切に、総合的に公衆衛生看護学を学び理解できるしくみにしている。演習やグループワークを多く取り入れており、保健師としてのコーディネータ能力はもとより、他者の意見をまとめる力、コミュニケーション能力の育成、自己表現能力を高める学習指導方法に力を注いでいる。以上より、教育目標に掲げられている専門職としての基礎的能力を重視した教育が行われていると判断する。

観点5-5-2： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

地域看護学専攻科では、教養科目、専門基礎科目、専門科目を総合的に学び理解できるようにカリキュラムの編成を行っている。

シラバスの基本的構成として、「授業目的」「授業計画」「教科書等」「成績評価」を記載し、担当教員名・メールアドレス等の記載事項がフォーマットされたシラバスを作成している。また、非常勤講師と連携を図りながらシラバスを作成しており、教育目標に沿って科目が配置されている（別添資料5-2参照）。

学生に対しては、入学時のガイダンスにおいて履修登録の際に活用すること、履修登録後も授業を進めていく上で活用することを説明し、冊子として配布している。各教員は、シラバスの記載内容にそって授業を進めている。

【分析結果とその根拠理由】

地域看護学専攻科では、教育課程に沿ったシラバスが作成されており、保健師養成課程および養護教諭養成課程として、また終了後学位認定の要件を満たす教育課程としても適切に作成されていると判断する。

観点5-5-3： 自主学习への配慮、多様な専門分野への配慮等がなされているか。

【観点に係る状況】

地域看護学専攻科では、公衆衛生看護学研究及び保健統計学の演習等各種演習に使用することを目的として学生個々にパソコンを貸与している。各自、自主学習にも活用し、文献検索、健康教育の資料作り、統計処理等に有効に活用している。授業終了後の学生の自主学習については、教員がほぼ毎日研究室を学生の帰宅時間まで開放し、学生の質問や相談に対応している。

【分析結果とその根拠理由】

自主学習への配慮として、研究室の開放や図書館の延長により、自主学習をする場は提供されていると判断する。

観点5-6-1： 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、複数教員による指導、研究テーマ決定に対する適切な指導等が考えられる。）が行われているか。

【観点に係る状況】

入学当初から研究に関する基礎講義を行い、自分のテーマに沿った先行研究を調査し、論文を読みこなす練習をするように指導する。これまでの研究を継続するかまたは新たにテーマを見つけるかを話している。さらに基礎講義4コマ終了後、現段階におけるテーマを学生の中で互いに発表し合う。そして、5月の連休明けにテーマを提出させる。

学生の提出したテーマを3人の専任教員の専門別に各5人ずつ担当することとしている。担当教員は5人を集め、今後の研究の仕方についてディスカッションする。その後研究計画書を提出させ、本格的な研究に入る（訪問時に『公衆衛生看護学研究』を参照されたい）。

【分析結果とその根拠理由】

専攻科で修業するにふさわしい研究指導が行われていると判断できる。

観点5-7-1： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

教育目的に応じた成績評価基準は、「新見公立短期大学履修規程」にのっとっている（別添資料5-2参照）。修了認定については、所定の単位を修得した学生につき、学長が教授会の議を経て修了を認定する旨、学則第48・49条に規定されている（別添資料5-1参照）。

以上の諸点を入学当初のガイダンスにおいて学生に周知している。

【分析結果とその根拠理由】

上記基準を満たすと判断できる。

観点5-7-2： 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施され

ているか。

【観点に係る状況】

地域看護学専攻科における具体的な成績評価は、担当教員により、試験（小テスト含む）、論文、レポート、平常学習状況（グループワークへの参加態度）、実習内容、授業への出席状況などから総合評価し、4段階評価で行われる。臨地実習では公衆衛生看護学実習Ⅰとして某町をフィールドにした実習、公衆衛生看護学実習Ⅱでは保健所・市町村での実習、事業所、学校等がある。それぞれの場において自分自身の目標への到達度、実習目標に応じた実習先指導者のコメント、自己評価、記録等を総合して評価している。成績評価基準の明確化、厳格な成績評価の実施などのため、学則に基づき平成14年度入学生より実施しているGPAを実施しているため、平成16年開設の地域看護学専攻科でも同様に実施した。

学生は、総授業時間数の3分の2以上出席しないと単位を修得することができないと明記されているが、当専攻科では忌引き、就職試験以外で欠席する学生はほとんどいない。病気等のやむをえない理由による追試験、試験が不合格である学生には再試験を実施している。

また、修了要件である「地域看護学研究」は、充実した成果をあげていると認められる。修了認定は規定どおり、教授会を経て行っている。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価は、基準に基づいて行われている。筆記試験、レポート、実習内容及び授業への出席状況を総合して行われており、適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施していると判断する。

観点5-7-3： 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申し立て等が考えられる。）が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価の正確性を担保とする取り組みとしては、学生本人が成績を指定のパソコンで閲覧でき確認できるシステムを取り入れている。

成績評価に対する問い合わせや疑問などがある場合には、成績開示後10日以内に成績評価を行った担当教員に対して成績評価の方法や内容などについて問い合わせることができる。担当教員から十分な回答が得られない場合には、学務課に申し出ることができる。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の正確性については、学生の異議申し立てについてシラバスに明記しており、どのように対応したかは教務委員会に報告されている。また、改善を図る目的で教授会等において教員全員に報告されており、学生に対する措置がされていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

各教科目による専門教育において、短期大学ながら卒業論文などの研究活動を促進して、各課程に係る職種の専門性涵養に努めている。教科目以外の学習研究活動や地域と連携したボランティア活動を通じた学習機会が豊富であり、地域の公立短大としての特長や使命にかんがみた教育内容・方法に留意している。

教育課程の目的に従った教育内容・方法として、保健・医療・福祉・保育の現場の職員を非常勤のスタッフとして活用して、実習などの指導を緊密に行っており、学生一人一人の実践的力量的育成に成果をあげている。

【改善を要する点】

各領域・科目間において教育内容に関する連携と調整が必要である。また学科により多少事情が異なるが、過密なカリキュラムの中で、自主的で自由な学習活動、社会体験などを深める時間が不足している。教育内容の合理的な整理・再編成と、自主的で自由な学習を促す教育方法の開発が求められる。

また、各課程の特徴的なプログラムや活動が進められているものの、それらを本学の教育目的に照らして統合し、改善していくような意識が明確とはいえない。個々の活動を、全学的な教育課程の中に改めて位置づけ、それらの活動の成果を検証して、積み重ねと改善を進めていく必要があるだろう。

(3) 基準5の自己評価の概要

各学科・専攻科とも、関連諸法令等および本学の教育目的に基づいて教育課程を編成しており、よき社会人としての教養教育と質の高い専門職としての専門教育のバランスに配慮した教育課程となっており、必要に応じて見直しを行っている。

授業内容は、教育課程編成の趣旨にしたがって編成されており、概ね充実しているといえるが、さらに各領域・各科目間における連携による改善が求められる。

各学科・専攻科における研究活動は、授業内容に相当程度反映されており、専門職養成に成果をあげている。

他校との間の単位互換は地理的理由により実現しておらず、インターンシップは実施していないが、各学科・専攻科とも学外実習が、現場での学習や進路について考える機会になっている。卒業研究など、他短大にほとんど見られない、主体的な研究活動が行われており、専門職養成における成果が大きく、単位の実質化に寄与しているといえる。一方で、多様な学生の学習成果の確保と自主的な学習活動を促す取組みについては、今後さらに具体的に進めていく必要があるだろう。

授業形態は、講義・演習・実習が教育目的に照らして適切に配当・運営されており、バランスに配慮されている。

シラバスは教育課程の編成の趣旨にしたがって作成されており、年度始めに学生に配布され、履修指導に活用されている。

実習室の開放や図書館の開館時間の延長により自主学習の時間の確保に努めているが、基礎学力が不足している学生への指導は部分的な取り組みにとどまっている。

成績評価基準、卒業認定基準および既得単位の認定は、学則に基づき実施しており、その内容は、学生便覧およびシラバスに明示されており、ガイダンス等において学生に周知している。

成績評価の妥当性を担保するための取組みとして、異議申し立てのシステムを策定しているが、成績の分布などの分析によってより正確な履修状況の把握が必要である。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの自己評価

観点 6-1-1: 短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

教養教育及び各学科、専攻科においては、本学の目標に沿った形で、課程ごとの教育目的及び教育目標または教育内容を具体的に定め、その中で身に付けるべき資質・能力や養成しようとする人材像について明示し、これを学生便覧に掲載して学生に示している。また、これらの課程ごとの目標に沿ってカリキュラムを編成し、具体的な教育計画表を定めている（別添資料 6-1：『学生便覧』参照）。その達成状況の検証・評価については、試験・各種レポートによる評価、あるいは学生授業評価・外部評価の結果分析、またファカルティディベロプメント（FD）研修会や学科会議等における学生の現状や課題に関する情報交換などを通して検証に努めている。成績評価については、平成 17 年度から GPA 評価を導入して客観性を確保するよう努めている。総合的な達成状況検証・評価のための取組としては、幼児教育学科では「総合研究」（卒業研究）及び表現発表会（「地域とつくるにいみこどもフェスタ」。別添資料 6-2 参照）、看護学科では「看護研究」（卒業研究）及び「卒業時到達度試験」（別添資料 6-3）、地域福祉学科では「地域福祉研究」がある。さらに専攻科では、「公衆衛生看護学研究」（卒業研究）を実施している（各研究の論文集については、訪問時に参照されたい）。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目標に沿った形で、課程ごとの教育目的及び教育目標または教育内容を具体的に定め、その中で身に付けるべき資質・能力や養成しようとする人材像について明示し、これらの課程ごとの目標及び教育内容に沿ってカリキュラムを編成し、具体的な教育計画表を定めている。その達成状況の検証・評価については、試験・各種レポートによる評価（平成 17 年度から GPA 評価を導入）によって行い、総合的な達成状況検証・評価のための取組としては、幼児教育学科では「総合研究」（卒業研究）及び表現発表会（「地域とつくるにいみこどもフェスタ」）、看護学科では「看護研究」（卒業研究）及び「卒業時到達度試験」、地域福祉学科では「地域福祉研究」を実施している。これらから短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において課程に応じて、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると認識している。

観点 6-1-2: 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

幼児教育学科では、2 年間の保育者養成課程における講義・演習・実習はもとより、保育者養成に関連する行事・ボランティア活動においても学生・教員共に非常に熱心かつ真摯に取り組んでおり、単位取得、進級、卒業、

資格・免許取得の状況は例年ほぼ 100%であることから、教育の成果や効果は十分上がっていると認識している。また、卒業研究（本学における科目名「総合研究」）については必修科目として課しており、全員が個人あるいはグループによる研究論文または作品制作に取組み、毎年 2 月末、総合研究発表会及び表現発表会においてその成果を発表している。特に「にいまこどもフェスタ」と銘打った表現発表会は、文部科学省平成 16 年度「特色ある大学教育支援プログラム」に採択され、地域・社会に広く認知され高い評価を得ている取組みである。さらに、『卒業時満足度調査』（別添資料 6-4 参照）も実施しており、総合的な満足度は非常に高い数値を示している。また幼児教育学科では、学生が中心となって企画・運営する「プティ・コンセール（小さな音楽会）」（別添資料 6-5 参照）を前・後期各 1 回（6 月と 12 月）開催している。学生は在学中少なくとも 2 回の発表機会を通じて、保育者としての表現技術を習得している。

看護学科では、入学者に対する留年者（卒業延期者）、退学者、休学者の状況は、別添資料 6-6 に示すとおりである。また、「看護研究」（卒業研究）を必修単位として全員に課していて、その成果は各学生が看護研究発表会で発表し、学術論文を作成して『看護研究』と題する集録集にまとめている。3 年次に開講する臨地実習については、実習に関して実技について評価するとともに、総合的知識については「卒業時到達度試験」（別添資料 6-3 参照）で評価している。なお、到達度試験については、問題についても客観的な指標により評価を行い、これをもとに常に問題の改善に努めるとともに、教育内容と方法及びカリキュラムの評価にも用いている。平成 15 年度及び 16 年度の卒業生について、看護師国家試験には当該年度の卒業生全員が合格した。

地域福祉学科では、卒業生全員が介護福祉士登録資格を取得している。また、平成 8 年の学科開設以来、退学者は 11 人で約 2%、休学者は 5 人で約 1%である。休学者のうち 3 人は復学し卒業している。留年者は 4 人であり、単位取得不足によるものは 1 人で、他は病気療養のための休学によるものとなっている。平成 16 年度の卒業生では、進学者は 11 人（19.6%）であり、進学先は主に社会福祉士国家試験の受験資格が得られる社会福祉系学部である。就職者は、42 人（75.0%）がおもに出身地の老人介護施設、身体障害者施設など介護福祉の現場に就職しており、一般企業などへの就職者は、3 人（5.4%）である。また、「地域福祉研究」（選択科目）では、毎年、学習の総括と応用・発展の成果として『地域福祉研究』にまとめ、その発表の場として、毎年 2 月に地域福祉研究発表会を行っている。

地域看護学専攻科では、1 年間の保健師養成課程での講義・演習・実習において知識及び技術実践の修得を目指し学生・教員ともに熱心に取り組んでおり、単位取得等の状況は 100%であることから教育の効果や成果は十分であると認識している。また、「公衆衛生看護研究」（卒業研究）を必修単位とし、その成果を発表会で発表し冊子に集録している。しかし、開設して 2 年目であり、これからの評価も含めて今後も創意工夫を重ねていく必要があると考える。

【分析結果とその根拠理由】

幼児教育学科では、単位取得、進級、卒業、資格・免許取得の状況は例年ほぼ 100%であることから、教育の成果や効果は十分上がっていると認識している。卒業研究については、全員が個人あるいはグループによる研究論文または作品制作に取組み、毎年 2 月末、総合研究発表会及び表現発表会においてその成果を発表している。特に「にいまこどもフェスタ」と銘打った表現発表会は、文部科学省平成 16 年度「特色ある大学教育支援プログラム」に採択され、地域・社会に広く認知され高い評価を得ている取組みである。

看護学科においては、単位修得状況、看護研究（卒業研究）の内容、臨地実習に関する知識を評価する到達度試験の実施の工夫、平成 15 年度及び 16 年度の卒業生について、看護師国家試験には全員が合格した状況等から、教育の効果や成果が上がっているものと認識している。ただし、留年者（卒業延期者）が近年漸増する傾向にあることから、低学力者に対する履修指導及び学修支援の必要性を認識している。

地域福祉学科では、退学者、休学者、留年者とも非常に少数であり、休学者も復学し卒業するものが半数以上であること、資格取得は 100%であること、単位取得、進級、卒業についてもほぼ 100%に近いことなどから、教育の成果や効果は十分あがっていると認識している。学習の総括として地域福祉研究（選択科目）を開講しているが、平成 17 年度の履修生は、15 人にとどまっており、履修するように更なる働きかけが必要であると認識している。

地域看護学専攻科では、単位取得などの状況及び公衆衛生看護学研究の内容などから教育の効果や成果があるとは認識しているが、開設して 2 年目であることから今後の評価も含めてさらなる創意工夫を重ねていく必要がある。

各学年や卒業（修了）時等において学生が身につける学力や資質・能力について、教育の効果や成果が上がっていると認識している。

観点 6-1-3： 学生の授業評価結果等から見て、短期大学が編成した教育課程を通じて、短期大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

【観点に係る状況】

本学では、学生による授業評価を実施している。これらの結果を総合的に判断すると、学生の多くは受講することに意義があつたと回答している（別添資料 6-7：『学生による授業評価』参照）。ただし、科目によってかなりのばらつきが認められた。これとは別に平成 16 年度に全てのカリキュラムを修了した卒業予定者を対象に、在学中の満足度を調査したところ、授業に対する総合的な満足度は、学科によって 89.8%～75.4%であつた（別添資料 6-4：「卒業時満足度調査」参照）。満足度調査は平成 16 年度卒業予定者を対象に実施したのみであり、今後継続的に実施する必要があるものと認識している。

【分析結果とその根拠理由】

在学生を対象とした授業評価結果及びすべてのカリキュラムを修了した卒業予定者を対象とした卒業時満足度調査の結果によると、全体的には短期大学が編成した教育課程を通じて、短期大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているものと認識している。しかし、科目によって、または学科によってばらつきが認められることから、学生自身が、教育効果がなお不十分な部分があると判断しているものと考えられ、このことについては改善の必要があるものと認識している。

観点 6-1-4： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

看護学科では、大学の 3 年次編入者の全員が看護師養成課程（看護学部等）、その他の進学者の全員が保健師、助産師または養護教諭養成課程に進学し、就職した者の大部分（過去 5 年間で 98%）が看護師として就職している。幼児教育学科では、同じく就職した者の大部分（過去 5 年間で 98%）が保育士または幼稚園教諭として就職している。地域福祉学科では、進学者の全員が福祉系学部、就職した者の大部分（過去 5 年間で 95%）が介護福

社士として就職している。専攻科では、進学者は養護教諭養成課程に、就職者は全員保健師または看護師として就職している（別添資料 6-8：「卒業後の進路状況」（卒業時の内定実績による）参照）。

【分析結果とその根拠理由】

各学科及び専攻科とも、進学者または卒業者のほとんどは関連分野への進学または学科等で取得できる免許・資格を必要とする職種に就職していることから、教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっている。

観点 6-1-5：卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

幼児教育学科では、就職訪問活動において、教員による地域の担当窓口を設けるチューター制度により支援活動を行っている。また、担当教員が卒業生、職場職員とのコミュニケーションをとり、本学卒業生の業務遂行状況を把握し、適宜支援を行っている。

看護学科では卒業生に意見を聴取する機会として、「卒業生と語る会」が毎年 12 月に実施されている（別添資料 6-9 参照）。在学生（2 年生）を対象に就職・進学や国家試験対策などについての懇談会を半日かけて行っている。また、就職先の病院から卒業生便りが届き 3 年生の教室に掲示し紹介をしている。学報『まんさく』（別添資料 6-10 参照）が在学生、保護者、同窓生に対し年 2 回発行され、その中の同窓会のコーナーで卒業生からのコメントを紹介している。また、卒業生を対象に基礎看護技術の習得に関して卒業後 3 か月から 2 年間にわたって調査を行った。平成 2 年の看護教育カリキュラムの改正に伴って、授業時間の減少、演習項目の変更をした学生の看護技術到達度を調査したところ、就職後 1 年の到達度は高く、技術の実施の際に役に立っているものは学内実習であることが明らかとなった（別添資料 6-11 参照）。さらに、卒業生を対象に援助技術論演習の活用度を調査したところ、学内での実技試験項目やチェック項目は、就職後も高い活用度であった（別添資料 6-12 参照）。

地域福祉学科では、進路ガイダンスの一環として行っている「卒業生と語る会」（別添資料 6-13 参照）で、特に介護過程の学習や地域福祉研究が、就職先で活かされているという卒業生の意見や、実習巡回時や実習指導者会議などでは、卒業生が就職している施設の指導者から、「介護過程の学習が利用者の細かい観察や情報収集に活かされている」などの評価が聞かれる。また、外部評価（2003 年 1 月実施）で行われた卒業生へのヒアリングでは、「新聞やビデオなどを活用して多角的に学べた」、「地域文化を学ぶことが非常に有効であった」などの意見があった（別添資料 6-14：『新見公立短期大学外部評価 2003 年度』参照）。

地域看護学専攻科は平成 17 年 3 月に第 1 期生が修了したばかりであるため、修了生に意見を聴取する機会として、「修了生と語る会」を 2~3 年後に実施する計画である。

【分析結果とその根拠理由】

幼児教育学科では、高い就職率（平成 16 年度 100%）と、学生生活満足度調査における高い満足度に裏づけられている。地区担当教員が卒業生の就職先へ訪問し、職場の長などから直接、卒業生の就業状況や評価できる点、

要望などを聴取し、卒業生及び在学生の指導に反映させている。また、卒業生とも直接面談する機会を設けていただき、意見や悩みを聞き、卒業後の指導も継続している。教育研修センターを通しての講師依頼や助言依頼も卒業生・現職教員より強い要望がある。今後、組織的で計画的な取り組みにおいては改善を要する。

看護学科では、卒業生の看護技術の研究から見ると、看護実践能力に関して、本短大での学びが基盤となっており、社会における看護の役割を十分に果たす存在であることがうかがわれる。

地域福祉学科では、卒業生から「卒業生と語る会」や個別に話を聞くと、在学中の学習の成果が就職先で活かされているという意見もきかれるが、教育の成果や効果について分析できるものは現在なく、今後取り組むべき課題であると考えられる。

地域看護学専攻科では、修了生の公衆衛生看護学研究をみると、公衆衛生、公衆衛生看護、保健統計学、疫学、保健福祉行政論、保健計画論、健康教育論等をとおして、対象を全人的に捉える視点が活かされている。また、保健師業務中で他機関との連携、住民参加、資源の有効活用等の保健師としての実践能力に関して、地域看護学専攻科での学びが基盤となっており、社会における保健師の役割を十分に果たす存在であることがうかがわれる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

各学科及び専攻科の卒業（修了）後の進路において、過去5年間の就職者について、看護学科では98%が看護師として、幼児教育学科では98%が保育士または幼稚園教諭として、地域福祉学科では95%が介護福祉士として就職していることから、教育の目的で意図している人材像について、教育の成果及び効果が上がっていることを指摘できる。

卒業時に課す卒業研究及び卒業制作について、幼児教育学科では必須科目として総合研究を課し、また表現発表会として「にいみこどもフェスタ」を実施しているが、後者については文部科学省平成16年度「特色ある大学教育支援プログラム」に採択され、地域・社会に広く認知され高い評価を得た。また、看護学科においては卒業研究として看護研究を課しているが、準備教育としての講義を開講し、ゼミ形式の演習、研究活動及び論文作成、コンピュータを用いたプレゼンテーションに関する演習、看護研究発表会に沿って、運営に学生自身が主体的に取り組んでいる。

【改善を要する点】

卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組は各学科で実施しているが、系統的に実施し、その内容を検討して、短期大学の教育に反映させる取組については、なお不十分であると認識している。

(3) 基準6の自己評価の概要

短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針については、課程ごとの教育目的及び教育目標または教育内容を具体的に定め、その中で身に付けるべき資質・能力や養成しようとする人材像について明示し、これを学生便覧に掲載して学生に示している。その達成状況の検証・評価については、試験・各種レポートによる

評価（平成17年度からGPA評価を導入）によって行い、総合的な達成状況検証・評価のための取組としては、幼児教育学科では「総合研究」（卒業研究）及び表現発表会（「地域とつくるにいみこどもフェスタ」）、看護学科では「看護研究」（卒業研究）及び「卒業時到達度試験」、地域福祉学科では「地域福祉研究」を実施している。

教育の効果や成果については、各学科とも単位修得、卒業、資格・免許の取得状況から、十分に達成されていると認識している。特に幼児教育学科では、表現発表会として「にいみこどもフェスタ」を実施しているが、この取組については文部科学省平成16年度「特色ある大学教育支援プログラム」に採択され、地域・社会に広く認知され高い評価を得た。

教育の効果や成果の達成に関する学生自身の判断については、学生による授業評価に関して学生の多くは受講することに意義があったと回答している。また、平成16年度に全てのカリキュラムを修了した卒業予定者を対象に、在学中の満足度を調査したところ、授業に対する総合的な満足度は、学科によって89.8%～75.4%であった。

就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果については、各学科及び専攻科とも、進学者または卒業者のほとんどは関連分野への進学または学科等で取得できる免許・資格を必要とする職種に就職している。例えば各学科及び専攻科の卒業（修了）後の進路において、過去5年間の就職者について、看護学科では98%が看護師として、幼児教育学科では98%が保育士または幼稚園教諭として、地域福祉学科では95%が介護福祉士として就職している。

卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組については、各学科において、「卒業生と語る会」などの取組をとおして卒業生の意見を聴取しているほか、学報「まんさく」の同窓会のコーナーに卒業生のコメントが寄せられている。看護学科においては、過去にカリキュラム改正の基礎調査として卒業生を対象に調査を実施した。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの自己評価

観点 7-1-1： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

各学科及び専攻科では、入学時に全入学生対象の合同ガイダンス及び学科別ガイダンス、年度当初に学科別ガイダンスを実施している。

入学時の合同ガイダンスにおいては、新入生を対象に学務課職員が履修手続き（マークシートの記入方法、選択科目変更の方法等）について、学科別ガイダンスにおいては、学科長、担任および教務委員の教員が学生便覧・シラバスを用いて教育目的、教育計画を説明している。特に履修内容については必須科目の修得と選択科目の修得、卒業要件及び資格等取得に必要な単位数をシラバス、資料等で確認している。また、年度当初に学科別ガイダンスにおいては、在学生に対して、担任教員がシラバス、配布資料を用いて教育計画・履修内容を説明している。さらに各学年における必須科目の履修届け漏れがないように担任教員と学務課職員とが共同で確認している。後期開始時においても、科目選択について必要なガイダンスを実施している（別添資料 7-1：学生配付資料、7-2：『学生便覧』、7-3：『学修ハンドブック』）。

【分析結果とその根拠理由】

履修指導は、各学年のガイダンスで教育計画に沿ってシラバス、資料等を用いて学生に具体的に説明されており、適切に行われていると判断している。

観点 7-1-2： 進路・学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

本学の各学科及び専攻科では、クラス担任制を採用し、各クラス（各学年 1 クラス）に担任・副担任教員を配属している（別添資料 7-2 参照）。担任・副担任教員は、学生に対して学習・進路等に関する全般的な助言・指導を実施しているほか、全学生と個別面接を実施し、学習・生活・進路に関する状況を聴取し、相談に応じ、必要な情報提供・指導を実施している。これらの個人指導は、学生からの申し出によっても適宜実施している。

進路に関しては、担任教員が就職委員会を通じ、就職希望先等を訪問するなどして、求人情報を入手するなどの活動を行い、進路相談に活用している。また、平成 16 年度からは、低学年学生を対象にマナー教室を実施し、就職試験時の面接に対する準備をするきっかけとしている。

看護学科では、進学（大学編入及び保健師・助産師学校等）希望の学生に対して、受験科目・小論文対策を実施している（別添資料 7-4：各学科『進路のしおり』、7-5：「平成 17 年度時間割（看護学科 3 年次生）」）。

科目担当教員による学習指導・助言体制に関しては、従来からシラバスに各教員のメールアドレスを公開し、学生が自由に教員に質問・相談できる環境を整備してきたところであるが、平成 17 年度からはこれらを一層明確にすることを目的にオフィスアワーを実施し、指定時間に必ず研究室に在室することを義務づけることとした（別添資料 7-3、7-6：「オフィスアワー一覧表（平成 17 年度前期）」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、担任制を採用し、担任教員が学生の学習・生活・進路に関する個別の相談に応じている。科目担当教員による学習指導・助言体制に関しては、従来からシラバスに各教員のメールアドレスを公開し、学生が自由に教員に質問・相談できる環境を整備してきたところであるが、平成 17 年度からはこれらを一層明確にすることを目的にオフィスアワーを実施し、指定時間に必ず研究室に在室することを義務づけることとした。これらにより、進路・学習相談、助言が適切に行われていると認識している。

観点 7-1-3： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

学習支援に関するニーズの把握については、次の取組みを実施している。学習支援を含む包括的な大規模調査として学生生活実態調査を平成 14 年度に実施した（別添資料 7-7：『学生生活実態調査』）。このような大規模調査は今後も概ね 5 年に 1 回程度実施する計画である。平成 15 年度から学生による授業評価を実施している（別添資料 7-8：『学生による授業評価』）。平成 16 年度には卒業生・修了生を対象に卒業時満足度調査を実施した（別添資料 7-9：『卒業時満足度調査』）。全体的にみるとこれらの調査の結果、修学生活に対する満足度は高い。このような取組みにより学生のニーズの把握に努めている。ただし、学生による授業評価については、調査項目、調査方法、集計方法等に改善の必要があると認識し、平成 17 年度からは新しい方法による調査を実施するべく準備を進めている。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、概ね 5 年ごとの学生生活実態調査、毎年実施する学生による授業評価及び卒業時満足度調査を多角的に実施することによって学習支援に関するニーズが適切に把握されているものと認識している。ただし、学生による授業評価については、調査項目、調査方法、集計方法等に改善の必要があると認識している。

観点 7-1-4： 通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし。

観点 7-1-5： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

看護学科では、平成 8 年度より社会人入学制度を設け、平成 16 年度までに 34 人が修学している。修学背景も大学院卒業や 4 年制大学修了、社会人経験など多様であり、背景に応じた修学支援が必要である。また、社会人入学生の入学時の年齢は、20 代後半が約半数を占めており卒業時には 30 歳前後に達するため、年齢を考慮した進路指導が必要である。現在、担任教員による面接等で修学における困難点などに対して助言している。

【分析結果とその根拠理由】

看護学科においては、看護教育における社会人入学のニーズは高く、本学においても社会人入学制度を設けており多様な背景を持つ学生が修学している。そのため、今後修学までの経験が生かされ、一層看護学を学習する動機づけが高まるような組織的な支援が必要と判断している。これらについて、担任教員等による個別指導・助言によって学習支援が適切に行われていると認識している。

観点 7-2-1： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

学生会館の和室及び会議室については、大学行事に用いる場合のほか、学生の優先的な利用を認めている（別添資料 7-2 参照。また訪問調査時に「利用予約簿」を参照されたい）。講義室及びゼミ教室についても授業時間外（午前 7 時 30 分から午後 8 時まで）の自主学習等の目的での学生利用（午前 9 時から午後 8 時まで）を認めている（別添資料 7-2 参照）。情報処理教室については、授業時間等以外での学生の届け出を要しない利用を認めている（別添資料 7-2、7-10：『学生用 IT マニュアル』参照）。これらの設備は、学生の多くに利用されている。

【分析結果とその根拠理由】

学生会館の和室及び会議室、講義室及びゼミ教室、並びに情報処理教室について、学生の自主学習のために利用することを認めている。また、これらの設備を多くの学生が利用し、図書館閲覧室においても多くの学生が自主学習を行っていることから、自主学習環境が整備され、効果的に利用されているものと認識している。しかし、量的に必ずしも十分とはいえず、図書館等に自習室またはグループ討論室等を将来的に整備することがなお必要であると認識している。

観点 7-2-2： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生のサークル活動及び自治活動は、学生が組織する学友会及び学友会が管理する学生団体（部等）が自主的に行っている（別添資料 7-11：「学友会規程」参照）。本学としては、学生部及び学務課学生係においてこれを所掌している（別添資料 7-2 参照）。設備としては、学生会館内の学友会室、大学祭実行委員会室各 1 室及び部活動のための部室 9 室をサークル活動及び自治活動に提供している。これに加えて体育館、グラウンド、テニスコート等の施設の利用が可能であり、学生会館和室については、合宿等の活動に活用されている（別添資料 7-11 参照）。

サークル活動に対しては本学の教職員が顧問に就任することによって、必要な指導・支援を行っている（別添資料 7-11 参照）。サークル活動や自治活動等に伴う経費については、これら活動に利用する設備の維持管理に伴う費用については、校費で負担している（別添資料 7-12：「新見公立短期大学特別会計予算概要」参照）。また、活動経費については、学生の保護者等で構成する後援会の費用から必要な支援を行っている（別添資料 7-13：「新

見公立短期大学後援会総会資料」参照)。

学生の課外活動中の第三者に対する被害を補償する賠償保険については、団体加入ができるよう支援するとともに、本学として必要な支援体制をとっている(別添資料7-14:「学研災付帯賠償責任保険加入受領書」参照)。

【分析結果とその根拠理由】

学生のサークル活動や自治活動等の課外活動については、施設・設備の提供、教職員による指導・支援、後援会経費による補助、賠償保険加入に対する支援体制等を実施しており、円滑に行なわれるよう支援が適切に行われていると認識している。

観点7-3-1: 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制(例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。)が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

担任制度を導入し、担任・副担任教員による面接や相談の受付をおこなっている。この中で生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談が行われている。また、健康相談については、保健相談員を教員の中から、各学科の保健委員及び看護学科・地域福祉学科の相談専門委員各1名を配置して、これにあたっている。相談内容は健康に関することや悩み事等である。曜日、時間は指定せず、それぞれの教員の研究室で相談を実施している(別添資料7-2)。専門的なカウンセリングについては、学外相談員(精神科医師)を委嘱し、平成13年度から実施し、年10回の相談に応じている。平成15年度からは年12回実施している(8・9・3月を除く)。毎回数人の利用者がある(資料A参照)。セクシュアル・ハラスメントについては、相談員を配置している(別添資料7-15:「セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程」及び「セクシュアル・ハラスメント相談員に関する規程」参照)。

資料A 学外相談員によるカウンセリング実績

年 度	平成 15 年度	平成 16 年度
実施日	4月22日	4月21日
	5月7日	5月12日
	5月30日	5月26日
	6月11日	6月18日
	7月4日	6月30日
	7月25日	7月21日
	10月7日	10月6日
	10月31日	10月29日
	11月21日	11月17日
	12月17日	12月8日
	1月21日	12月21日
	2月13日	2月2日
利用者(延べ人数)	87人	67人

【分析結果とその根拠理由】

クラス担任教員及び副担任教員による生活・進路相談を中心として、保健相談員による健康相談、学外相談員（精神科医師）による専門的カウンセリング、セクシュアル・ハラスメント相談員による相談等が実施されている。これらの相談制度によって日常的な相談が実施されて解決されているほか、過去に数件のハラスメント事案の解決がなされたことから、学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると認識している。

観点7-3-2： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

本学の学生募集では、支援を必要とする障害者にも門戸を開いているが、日常的な生活支援を必要とする程度の障害者の入学実績はない。また、留学生の募集は行っていない。

【分析結果とその根拠理由】

現在までのところ日常的な生活支援を必要とする程度の障害者の入学実績はなく、留学生の募集は行っていない。今後、施設・設備のバリアフリー化を含む、生活支援体制を整備する必要性については認識している。

観点7-3-3： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点到に係る状況】

平成14年3月には本学全学生を対象に生活支援等に関する学生のニーズを含む全般的な学生生活実態調査を実施した（第1回学生生活実態調査）。それにより、教室等開放時間の延長や学生会館使用法の整備などの学内規則の改善をおこなった。このような大規模調査は今後も概ね5年に1回程度の実施を計画している。各種相談制度及び卒業時満足度調査で明らかになった学生のニーズは、学生生活委員会またはその他の委員会に報告されている。また、学生自治団体である学友会役員と学生部及び学生生活委員会との定期的会合を毎年2回程度実施している（訪問時に議事録を参照されたい）。

【分析結果とその根拠理由】

学生生活実態調査、各種相談制度、卒業時満足度調査で明らかになった生活支援等に関する学生のニーズは、学生生活委員会等の委員会に報告されていることから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると認識している。

観点7-3-4： 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

日本学生支援機構（平成15年度以前は日本育英会）の奨学金の貸与状況は、一種（無利子）が年平均34人、5年間の合計170人、二種（有利子）が年平均36.4人、5年間の合計182人である。なお、このうち4人が両者の併用貸与者である。二種（有利子）貸与月額が5万円が最頻値である（別添資料7-16：「奨学金支援状況」参照）。なお、過去5年間の貸与者については、貸与希望者の全員について採用されている。

保護者の経済的理由により修学が難しい学生は、成績優秀と認められた場合、授業料の減免制度を受けることができる。その基準は新見公立短期大学条例施行規則第3条（別添資料：7-17）に定めるとおりである。その実績は過去5年間で60人の申請に対して45人（75%）で免除が認められている（資料B）。

また、在学期間中緊急に資金が必要となった場合、または海外研修等に参加する場合などには小田琢三奨学基金の利用ができる（別添資料7-18：「小田琢三奨学基金設置規則」）。無利子貸与、手数料無料で、1回につき貸与額は20万円以内で、償還は3年以内である（別添資料7-2）。その実績は過去5年間で32人に対して貸与されている（別添資料7-16参照）。貸与金額は限度額の20万円が最も多い。

その他、本学で把握している都道府県等の公的団体からの奨学金の貸与実績は、別添資料7-16に示すとおりである。

資料B 授業料等減免（猶予）実績

単位：人

年度	申請	免除	猶予	却下
12年度	17	12	0	5
13年度	10	7	0	3
14年度	8	6	0	2
15年度	7	6	0	1
16年度	18	14	0	4
合計	60	45	0	15

【分析結果とその根拠理由】

日本学生支援機構の奨学金について、過去5年間で内示数に対して100%が認可されていること、本学独自の少額の貸付制度である小田琢三奨学金について有効に利用されていること、授業料減免について申請数の75%が免除されていることから、本学における学生経済支援は適切に行われている。ただし、授業料の減免については、基準の制定及び採否については、設置者（新見市長）の権限によっている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は、比較的規模の小さな短期大学であり、学生に対する教職員の人数が多い。また、開学以来、担任教員制度を採用し、各クラス（準学士課程50人または60人）に1名の担任及び1名の副担任教員が学習支援にあたっている。また、正課外教育の支援に当たる事務職員もよく学生のニーズを把握している。これらの状況は学生に対して行った卒業時満足度調査にもよく反映されている。

【改善を要する点】

学生が、各学科及び専攻科における卒業研究、並びに特に看護学科及び専攻科における国家試験準備等を主体的に行うための自習室またはグループ討論室については、学生のニーズが高い項目であるが、量的に十分ではない。また、障害を持つ学生等への施設・設備のバリアフリー化を含む、生活支援体制についても十分ではない。今後、施設・設備を整備する中で対応すべき項目と認識している。

(3) 基準 7 の自己評価の概要

授業科目等の選択の際のガイダンスについては、入学時に全入学生対象の合同ガイダンス及び学科別ガイダンス、年度当初に学科別ガイダンスを実施している。進路・学習相談、助言については、クラス担任制を採用し、各クラス（各学年 1 クラス）に担任・副担任教員を配属し、学生に対して学習・進路等に関する全般的な助言・指導を実施しているほか、全学生と個別面接を実施し、学習・生活・進路に関する状況を聴取し、相談に応じ、必要な情報提供・指導を実施している。科目担当教員による学習指導・助言体制に関しては、従来からシラバスに各教員のメールアドレスを公開し、学生が自由に教員に質問・相談できる環境を整備してきたところであるが、平成 17 年度からはこれらを一層明確にすることを目的にオフィスアワーを実施し、指定時間に必ず研究室に在室することを義務づけることとした。

学習支援に関するニーズの把握については、本学では、概ね 5 年ごとの学生生活実態調査、毎年実施する学生による授業評価及び卒業時満足度調査を多角的に実施することによって学習支援に関するニーズを把握している。

特別の支援を行うことが必要と考えられている者への学習支援については、特に看護教育における社会人入学制度による入学生について年齢を考慮した進路指導が必要であり、担任教員による面接等で修学における困難点などに対して助言している。

自主学習環境の整備については、学生会館の和室及び会議室、講義室及びゼミ室、並びに情報処理教室について、学生の自主学習のために利用することを認めている。また、これらの設備を多くの学生が利用し、図書館閲覧室においても多くの学生が自主学習を行っている。

学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制については、クラス担任教員及び副担任教員による生活・進路相談を中心として、保健相談員による健康相談、学外相談員（精神科医師）による専門的カウンセリング、セクシュアル・ハラスメント相談員による相談等が実施されている。

生活支援に関するニーズの把握については、平成 14 年 3 月に生活支援等に関する学生のニーズを含む全般的な学生生活実態調査を実施し、教室等開放時間の延長や学生会館使用法の整備などの学内規則の改善をおこなった。各種相談制度及び卒業時満足度調査で明らかになった学生のニーズは、学生生活委員会またはその他の委員会に報告されている。また、学生自治団体である学友会役員と学生部及び学生生活委員会との定期的会合を毎年 2 回程度実施している。

学生の経済面の支援については、日本学生支援機構の奨学金について、過去 3 年間で内示数に対して 100%が認可されている。また、本学独自の貸付制度である小田琢三奨学金についても有効に利用されている。授業料減免については、過去 5 年間に於いて申請数（60 件）の 75%が免除されている。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの自己評価

観点 8-1-1 : 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

【観点到る状況】

本学の校地面積は、全体で 27,311 m²であり、学生 1 人当り 65.2 m²である。講義室等を行なう校舎は 1 号館（講義室 4 室、ゼミ教室 1 室、生活文化演習室及び情報処理教室、入浴実習室及び介護実習室、研究室 14 室）3 号館（講義室 5 室（うち 1 室は大講義室）、図工教室及び音楽教室、実験室（看護学科生化学等を実施）及び栄養実習室、ピアノ練習室、看護実習室 3 室、研究室 10 室）のそれぞれの講義室で看護学科・幼児教育学科・地域福祉学科の授業を実施している。本館の一部にはリズム教室を設置している。また、1 号館に情報処理学習のための施設として、情報処理教室を設けパソコン 60 台を設置している。本館の一部に図書館及びリズム教室を設置している。図書館は、書架、閲覧、検索、事務スペースからなり、開架式である。司書は 1 名である。検索システムについては、図書館内に設置しているパソコン 3 台及び学内 LAN を介して WebOpac が利用できる。その他、国内雑誌文献検索のためのウェブサイトが利用できる。これ以外に、学生会館及び体育館を設置している。これ以外に、学生会館及び体育館を設置している（別添資料 8-1：『学生便覧』、8-2：「新見公立短期大学平面図」、8-3：「新見公立短期大学施設概要」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備として、講義室、看護・介護教育のための実習室及び演習室、幼児教育のための図工・音楽教室及びリズム教室、調理施設を備えた栄養実習室、情報処理教室、図書館等を設置し、各学科及び専攻科の授業等に活用している。

観点 8-1-2 : 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

【観点到る状況】

本学では準学士課程の 3 学科では情報処理の科目を開講している。これらの科目はいずれも演習形式で実施されている。また、専攻科では保健統計学演習を開講している。また、各学科及び専攻科では卒業研究を課している。これらの科目で、パソコンを利用している。また、学生は適宜、図書館においてパソコンを用いて図書及び文献検索を実施している。さらに、授業に関する質問等において電子メールを用いるほか、本学卒業後の学生の就職先及び進学先等の情報収集においてもパソコンを活用している。

このような学生のニーズに対応するために、情報処理教室で 60 台、進路情報室で 4 台、図書館で 3 台のパソコンを学生の利用に開放している。専攻科学生には、在学中に各自 1 台のノート型パソコンを貸与している。これらのパソコンは、学内の情報ネットワークに接続されている。また、専攻科学生用のパソコンは無線 LAN に

よってネットワークに接続されている。これらの端末は、学内専用ウェブサイト、ウェブメールサーバの利用が可能であるほか、インターネットにも自由にアクセスできる環境を整備している。また、学生が私物のノートパソコンをネットワークに接続できる情報ソケットを設置している。さらに、教務システムを整備し、履修登録、単位修得状況及び試験成績を端末から閲覧できるシステムを整備し、専用のパソコン3台を設置している。なお、10月1日からは、学生に開放している端末のうち、図書館端末を除く全ての端末から閲覧できるよう準備を進めている。

また、学生全員にアカウント、パスワード及びメールアドレスを発行し、学内及び学外の不特定の端末からウェブメールサーバを利用して電子メールの送受信が可能である（別添資料8-4：『学生 IT マニュアル』、「情報システム概念図」参照）。

情報設備及び情報ネットワークの利用については、学生用マニュアルを冊子として配布するとともに、担当教職員及び専門業者の社員により利用相談等に応じる体制を整備している。

【分析結果とその根拠理由】

学生の利用形態に応じたパソコンを学生に開放し、情報ネットワークを整備している。また、学生の利用についての支援体制を整備している。これらは学生により有効に活用されているものと認識している。

観点 8-1-3： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【観点到に係る状況】

講義室等、情報処理教室、体育館、学生会館、保健室等の学内施設・設備の利用については、その基本方針を定め、その内容は学生便覧に記載している。学生便覧は毎年全学生に配付し、ガイダンスを行い、内容の説明をおこなうことによって学生等の構成員に周知している。また、学内ホームページ上にも利用の手引きを掲載している（訪問時に参照されたい）。また、情報処理教室については、詳細な利用マニュアルを作成し、学生に配布している（別添資料8-1、8-4参照）。

【分析結果とその根拠理由】

講義室等、情報処理教室、体育館、学生会館、保健室等の学内施設・設備の利用については、その基本方針を定め、その内容を学生便覧に記載する等の方法で周知している。

観点 8-2-1： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

図書館の蔵書冊数は62,003冊（和書57,037冊、洋書4,966冊）、購読雑誌84種（和書60種、洋書24種）、新聞は8種である。図書資料の購入については、各学科の配分額から希望図書リストを提出し、図書委員会の審議を経て購入している。その内容は各学科の教育研究の内容に即している。その貸出状況は年々増加している（別添資料8-5：「図書館利用案内」、8-6「図書館利用状況」）。VTR、DVD、音楽CDは各学科で管理し、学生が自由に主体的に活用できるように配慮している。

看護学科の視聴覚資料（ビデオ）は総計 621 本である。内訳は基礎看護学 131 本、成人看護学 232 本、地域看護学 33 本、老年看護学 50 本、精神看護学 51 本、小児看護学 52 本、母性看護学 72 本である。

幼児教育学科では、視聴覚資料（合計数）は、VTR 135 本（学生対象：講義・演習授業に使用 124 本、教員研究用：21）、DVD 65 件（学生対象：演習授業に使用 65 本）、CD 49 件（学生対象：演習授業に 48 本、教員研究用：1 本）、紙芝居 5 件（学生対象：演習授業に 5 本）、大型絵本 6 冊（学生対象：演習授業に 6 冊）である。

地域福祉学科では、視聴覚資料（合計数）は、VTR175 本である。内訳は、介護福祉・技術関係 121 本、社会福祉関係 20 本、リハビリテーション関係 18 本、その他（レクリエーションなど）が 16 本である（別添資料 8-7：「視聴覚資料の活用状況」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

図書館の蔵書冊数は同規模の他の短期大学に比べ遜色はない。各学科の蔵書は、専門性を反映した内容になっている。以上から本学では、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されている。しかし、医学書等一部の図書に関しては新刊書が十分でないことを認識しており、毎年購入するよう努力している。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学内のコンピュータネットワーク（LAN）を整備し、学生全員にアカウント、メールアドレス、パスワードを発行している。教務システムを整備し、学生が、随時、履修登録、単位修得状況及び試験成績を端末から閲覧できること、学内及び学外の端末からウェブメールサーバを利用して電子メールの送受信が可能であることを挙げることができる。

【改善を要する点】

短期大学の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されているが、図書館をはじめ一部の施設及び設備では老朽化しており、また閲覧室の面積等についても必ずしも十分ではなく、これらについて順次整備する必要性を認識している。また、図書及び視聴覚教材について、数量的には十分に完備しているが、随時最新の図書及び教材を整備する必要性を認識している。特に視聴覚教材については、VTR から DVD 等へのメディアの変更が今後必要となることを認識している。

（3）基準 8 の自己評価の概要

本学では、教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備として、講義室、看護・介護教育のための実習室及び演習室、幼児教育のための図工・音楽教室及びリズム教室、調理施設を備えた栄養実習室、情報処理教室、図書館等を設置し、各学科及び専攻科の授業等に活用している。

本学における教育内容、方法や学生のニーズに対応して、情報処理教室で 60 台、進路情報室で 4 台、図書館で 3 台のパソコンを学生の利用に開放している。専攻科学生には、在学中に各自 1 台のノート型パソコンを貸与している。これらのパソコンは、いずれも学内の情報ネットワークに接続されている。これらの端末は、学内専

用ウェブサイト、ウェブメールサーバの利用が可能であるほか、インターネットにも自由にアクセスできる環境を整備している。教務システムを整備し、履修登録、単位修得状況及び試験成績を端末から閲覧できるシステムを整備している。学生全員にアカウント、パスワード及びメールアドレスを発行し、学内及び学外端末からウェブメールサーバを利用して電子メールの送受信が可能である。

講義室等、情報処理教室、体育館、学生会館、保健室等の施設設備の運用に関する方針については、その基本方針を定め、その内容を学生便覧に記載する等の方法で周知している。

図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料については、各学科の専門性を反映した内容で、十分に整備されている。図書館の蔵書冊数は 62,003 冊（和書 57,037 冊、洋書 4,966 冊）、購読雑誌 84 種（和書 60 種、洋書 24 種）、新聞は 8 種、視聴覚資料については、VTR 931 本、DVD 65 件、CD 49 件、紙芝居および大型絵本 11 件である。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの自己評価

観点 9-1-1 : 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

日常的な教育状況については、学期ごとの授業時間割としてあらかじめ計画されて実施されているが、授業時間割の臨時の変更等（休講・補講等）については、その都度記録され学務課において一定期間保存されている。学生の科目履修状況（選択科目の受講数等を含む）及び教員（非常勤講師を含む）の成績評価（授業科目の最終評価、GPA 評価、試験成績、再・追試験受験者数、再履修者数等を含む）は、電算化された教務システムの電磁記録として蓄積されている（訪問時に参照されたい）。

教育の状況については、各学科及び専攻科の会議（学科会議）で審議され、その内容は議事要旨として整理されて保存されている（訪問時に参照されたい）。また、教育活動の実態については、教員個人の論文として新見公立短期大学紀要に多く掲載されている。これらの多くは、担当科目に関連した研究論文である（訪問時に参照されたい）。また、平成 15 年度には学外の専門家による外部評価を受け（別添資料 9-1 : 『外部評価報告書及び外部評価資料』参照）、担当科目の授業内容や研究活動について過去 5 年間の活動を冊子にまとめている。学会や研究会へ参加した場合には、終了後に活動要旨について報告書を提出している。

【分析結果とその根拠理由】

日常的な教育状況については、学務課において記録し、収集して蓄積している。教員が実施する教育活動については、学生の履修状況を含め、電算化された教務システムに電磁記録として蓄積され、必要に応じて各種の集計に利用することが可能である。各学科及び専攻科の教育活動については、学科会議で審議され、その内容は議事要旨として整理されて保存されている。教員は、自らの教育活動を研究論文として新見公立短期大学紀要等に発表している。以上から教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると認識している。

観点 9-1-2 : 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点到係る状況】

本学における学生の意見を聴取する取組として、概ね 5 年に 1 回程度実施する学生生活実態調査（平成 14 年度第 1 回実施）及び毎年実施する学生による授業評価（平成 15 年度開始）、卒業時満足度調査（平成 16 年度開始）、並びに学友会（学生自治組織）役員と学生部教職員との懇談会（年 2 回実施）を行っている。

学生生活実態調査、卒業時満足度調査、学友会役員と学生部教職員との懇談会の内容については、その都度関係委員会（教務委員会、学生生活委員会等）または事務部局において審議・検討し、可能な事項から学生の要望を配慮して学習関係の整備に反映している。

授業評価では、学生の授業に対する取り組み方 7 項目、授業内容および教員の姿勢 14 項目、授業に対する感想、意見、要望について調査し、その内容は教務委員会教育改善部会で検討し、かつ各教員において次年度のシ

ラバスに反映できるよう努めている。

看護学科では、科目として臨地実習があり、フィールド型の学習環境を整えるために実習調整委員を設けて問題点を適宜取り上げ、学科会議を通して解決に取り組んでいる（訪問時に参照されたい）。

【分析結果とその根拠理由】

本学における学生の意見を聴取する取組として、学生生活実態調査、学生による授業評価、卒業時満足度調査、学友会役員と学生部教職員との懇談会が実施されている。その内容は、関係委員会（教務委員会、学生生活委員会、教務委員会教育改善部会等）または事務部局で検討し、教育の状況に関する自己点検・評価に適切に反映されている。

ただし、学生による授業評価については、評価項目、評価方法及び集計方法については、改善する必要を認識しており、平成17年度にその一部を改正する計画である。

観点9-1-3： 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点に係る状況】

各学科では卒業生から意見を聴取する機会として、「卒業生と語る会」が年に1回実施されている（別添資料9-2：パンフレット）。在学生を対象に就職・進学や国家試験対策などについての懇談会を行うのが主たる目的ではあるが、教員との懇談をおこない、本学での教育状況に関する意見交換が実施されている。

学報『まんさく』が年に2回発行され、在学生、保護者、同窓生に対して配布されている。その中の同窓会のコーナーには、毎回卒業生からのコメントが寄せられ、掲載されている（別添資料9-3：『まんさく』参照）。

看護学科及び地域福祉学科では、学外の実習施設（学生の就職先を含む）における指導者との連絡会議が年に1回開催され、特に実習に係わる教育状況に関する意見交換が行われている。

同窓会役員会が年に1回開催され、卒業生の代表との意見交換を行っている。同窓会の運営についての審議が主たる目的ではあるが、大学から学長及び学生部長が出席し、適宜本学の教育内容についての意見交換が実施されている。

後援会（学生の保護者等で構成）の役員会が年に2回開催され、保護者の立場から見た本学の教育の状況についての意見交換が実施されている。

以上の内容は、適宜教授会及び各学科会議等に報告され、教育状況に関する自己点検・評価に反映されている。

【分析結果とその根拠理由】

卒業生、学生の就職先を含む学外実習施設関係者、同窓会役員、後援会役員から教育の状況に関する意見を聴取し、その内容は自己点検・評価に適切な形で反映されていると認識している。

ただし、今後これらの取組を本学における自己点検・評価制度として系統的に整備して実施する必要性について認識している。

観点9-1-4： 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点に係る状況】

評価結果は、主として各学科会議において審議され、必要があれば教授会に対して教育課程の見直しや教員組織の構成の変更を提案するなどの取組を実施している。

看護学科では、学科会議の下に、実習調整委員、看護研究委員、カリキュラム検討委員、国家試験対策委員、担任等を置いている。それぞれの会議・委員会は月1～2回程度定期的に行っている（別添資料9-4：「学科会議資料；2005年度看護学科運営について」）。これらの検討の結果、点検評価の結果を踏まえて平成17年度より教育課程の一部を改正して実施している。

【分析結果とその根拠理由】

評価結果は、主として学科会議において審議され、必要があれば教授会に対して教育課程の見直しや教員組織の構成の変更を提案するなどの取組を実施している。看護学科では、点検評価の結果を踏まえて平成17年度より教育課程の一部を改正して実施している。これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられていると認識している。

観点9-1-5： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

各教員は、学生の単位修得状況、進路状況、卒業研究の成果、学生による授業評価、看護学科では国家試験、卒業時到達度試験等を通して教育成果を把握している。平成14年度からは学生の授業評価により、評価結果に基づく授業改善の方策を明確に示した（別添資料9-5：『学生による授業評価』参照）。また、各教員または教員が共同で演習時のワークブックなど教材の開発、教授技術及び教育方法の改善等を研究課題として取り上げ、研究論文として発表するなどして継続的に改善を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

評価結果に基づいて、各教員は、独自に授業内容、教材、教授技術等の改善に努めているほか、各教員または教員が共同で演習時のワークブックなど教材の開発、教授技術及び教育方法の改善等を研究課題として取り上げ、研究論文として発表するなどして継続的に改善を図っている。

ただし、これらを組織的かつ系統的に実施する取組については、必ずしも十分ではないと認識している。また、学生による授業評価については、教員個人の努力によっては、評価の改善のみられない教員に対する勧告・指導方法について、改善または実施する必要性を認識しており、平成17年度に一部を改正する計画である。

観点9-2-1： ファカルティディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

【観点に係る状況】

本学におけるファカルティディベロップメント（FD）は平成15年度から開始された。第1回は主として教育の

方法論及び技術を題目とし、学外の専門家を招聘して講演会を開催し、その後専門家を指導者に授業科目の教育方法の実践をモデルにワークショップを実施した。第2回（平成16年度）は、本学教員が視察した先進的なFD活動を実施している短期大学の事例を紹介し、本学において独創的な授業を展開している教員の実例を紹介する講演を行い、本学における今後のFD活動の実践をテーマに参加者全員によるグループワークを実施した。各グループリーダーの発表について、質疑討論を実施した（別添資料9-6：『2004年度FD活動の概要』参照）。

【分析結果とその根拠理由】

本学におけるFDは、参加者が能動的に参加する実践形式の集会であり、学生や教職員のニーズができる限り反映されることを配慮して実施されたことから、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると認識している。

観点9-2-2： ファカルティディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

本学におけるFDは、観点9-2-1で記したとおり、参加者全員による能動的実践形式の集会であることから、活動に参加することによって、自ら参加者自身のスキルとモチベーションが向上したものと考えている。このことは、参加者の感想からも裏付けられる。

【分析結果とその根拠理由】

本学におけるFDは、参加者全員による能動的実践形式の集会であることから、活動に参加することが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると認識している。しかし、今後は、FDが、実際に教育の質の向上や授業の改善に結び付いているかどうかを検証・評価する取組が必要であると認識している。

観点9-2-3： 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

【観点に係る状況】

本学における教育支援者とは、主として学務課に所属する事務職員及び学外実習施設等における指導者を指すものと認識している。

学務課に所属する事務職員の研修については、年に1回開催される「中国・四国地区学生指導職員研修会」（別添資料9-7：「中国・四国地区学生指導職員研修会修了者名簿」（平成13年以前は「中国・四国地区厚生補導職員研修会」））に1人ないし2人を派遣し、研修を受けている。研修会では、専門家及び文部科学省高等教育局係官の講演を受講するとともに、設置者別分科会及び職掌別分科会に参加して研修を深めている。

看護学科及び地域福祉学科については、年に1回学外実習施設等における指導者の連絡会議を開催し、その機会に研修会を行っている。看護学科の研修会では、講演会及びテーマを決めたグループワーク等を実施している（『自己評価書』41-42頁参照）。

【分析結果とその根拠理由】

学務課事務職員については、順次「中国・四国地区学生指導職員研修会」に派遣し、必要な研修を行っている。看護学科及び地域福祉学科の学外実習施設等における指導者については、連絡会議において研修会を開催し、講演会及びテーマを決めたグループワーク等により研修を実施している。これらの取組により、教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると認識している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教育の状況について点検・評価するためのデータや資料を適切に収集及び蓄積に関して、学生の科目履修状況（選択科目の受講数等を含む）及び教員（非常勤講師を含む）の成績評価（授業科目の最終評価、GPA 評価、試験成績、再・追試験受験者数、再履修者数等を含む）は、その都度、電算化された教務システムの電磁記録として蓄積されていることにより、事後これを多角的に評価検討することによって、教育の状況の点検・評価資するのみでなく、学生募集、進路状況とを含めた検討が可能である。

【改善を要する点】

本学における FD 及び学生の授業評価等の教育の質の向上及び改善のための取組については、鋭意実施されているが、その内容を教育の実践にフィードバックし、また改善がなされたかどうかを検証する取組については、なお不十分である。

(3) 基準 9 の自己評価の概要

教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料の収集と蓄積については、日常的に学務課において記録を収集して蓄積しているほか、教員が実施する教育活動については、学生の履修状況を含め、電算化された教務システムに電磁記録として蓄積され、必要に応じて各種の集計に利用することが可能である。学生の意見聴取については、学生生活実態調査、学生による授業評価、卒業時満足度調査、学友会役員と学生部教職員との懇談会が実施されている。その内容は、関係委員会（教務委員会、学生生活委員会、教務委員会教育改善部会等）または事務部局で検討し、教育の状況に関する自己点検・評価に適切に反映されている。学外関係者の意見については、卒業生、学生の就職先を含む学外実習施設関係者、同窓会役員、後援会役員から教育の状況に関する意見を聴取し、その内容は自己点検・評価に適切な形で反映されている。

評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムとしては、主として各学科会議において審議され、必要があれば教授会に対して教育課程の見直しや教員組織の構成の変更を提案するなどの取組を実施している。看護学科では、点検評価の結果を踏まえて平成 17 年度より教育課程の一部を改正して実施している。評価結果に基づいて、各教員は、独自に授業内容、教材、教授技術等の改善に努めているほか、各教員または教員が共同で演習時のワークブックなど教材の開発、教授技術及び教育方法の改善等を研究課題として取り上げ、研究論文として発表するなどして継続的に改善を図っている。

本学における FD 活動としては、平成 15 年度から年 1 回の FD 集会が開催されている。教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等としては、学務課に所属する事務職員の研修については、年に 1 回開催

される中国・四国地区学生指導職員研修会（平成 13 年以前は中国・四国地区厚生補導職員研修会）に 1 人ないし 2 人を派遣し、研修を受けている。看護学科及び地域福祉学科については、年に 1 回学外実習施設等における指導者の連絡会議を開催し、その機会に研修会を行っている。

基準10 財務

(1) 観点ごとの自己評価

観点 10-1-1： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学は、新見市長が設置する公立短期大学であり、新見公立短期大学特別会計で運営され、資産は新見市に属している。資産は地方自治法及び新見市条例に基づいて管理されている。

教育研究活動を安定して遂行するため昭和55年3月に3号館校舎（鉄筋コンクリート造 3,273 m²）を建築、平成3年10月に学生会館（鉄筋コンクリート造 960 m²）を建築、平成7年10月に1号館校舎（鉄筋コンクリート造 2,426 m²）・2号館校舎（鉄骨造 432 m²）を建築し、順次施設整備に努めている。

また、これら施設整備に伴う財源を一部起債で充当しており、その借入状況は平成3年3月、学生会館建設 159,300 千円、平成7年3月、校舎改修 23,800 千円、平成8年3月校舎改修 390,000 千円、平成13年5月、災害復旧 1,200 千円、平成13年10月、空調・給湯設備整備 149,000 千円借入、平成16年度末借入残高は 306,314 千円で、平成17年度に 73,892 千円償還見込みで、平成17年度末借入残高は 232,422 千円となる。

新見市の資産総額に比較して、本学の平成17年度末借入残高は過大ではないと認識している（別添資料10-1：「校舎等平面図」、10-2：「起債償還台帳」、10-3：『市報こいみ』（平成17年2月第660号）参照）

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的に沿って逐次校舎・設備等の改築を進めており、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。また、平成17年度末借入残高は、新見市の資産総額に対して過大ではない。

観点 10-1-2： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学では、学生からの授業料及び短期大学設置者からの分担金により経常的収入を確保している。過去5年間の収入の状況は次の各表に示すとおりである（資料A参照）。歳入歳出決算状況は、毎年、歳入総額の2～3%の額が翌年度へ繰越財源として繰越されている。

【分析結果とその根拠理由】

授業料等経常的収入は平成13年度の24.7%を除いて、30%程度確保している。なお、平成13年度は歳入総額 974,540 千円のうち借入金 149,000 千円を除けば、授業料等経常的収入は 29.1%となる。以上より、短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されている。

資料A 過去5年間の決算状況

(単位：千円)

	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額
12年度	764,623	734,174	30,449
13年度	974,540	945,021	29,519
14年度	773,463	753,710	19,753
15年度	823,209	805,067	18,142
16年度	834,574	794,311	40,263

歳入の内訳

	歳入総額	分担金	授業料等
12年度	764,623	490,847	234,835
13年度	974,540	548,621	240,981
14年度	773,463	504,228	235,095
15年度	823,209	562,318	237,125
16年度	834,574	558,315	239,685

(出典 「新見公立短期大学特別会計歳入歳出決算書」の該当箇所)

観点10-2-1： 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学の運営は公立のため、年間の歳入歳出予算については、議会の承認を経て執行している。また、歳入歳出決算についても、議会に報告し承認を得ている。これらは、全て議会終了後、法令に基づき告示により住民に周知されている。

【分析結果とその根拠理由】

短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、単年度予算で議会に予算案を提出して議決後執行され、これらは全て議会終了後、告示により住民に周知されていることから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されている。

観点10-2-2： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

過去5年間の収支は単年度黒字であり、歳入総額の2~3%の額が翌年度へ繰越財源として繰越されている。また、公債費支払状況について、歳出総額に占める公債費の割合は平成13年度の10.5%から平成16年度13.7%に推移している（資料B参照）。

【分析結果とその根拠理由】

毎年繰越財源がでており、また歳出総額に占める公債費の割合も適正な範囲内であることから、過大な支出超過とはいえない。

資料B 歳出総額に占める公債費の状況

(単位：千円)

	歳 出 総 額	公 債 費		歳出総額に占める 公債費の割合
		元 金	利 子	
12年度	734,174	74,206	22,891	13.2%
13年度	945,021	78,474	21,038	10.5%
14年度	753,710	77,429	19,462	12.9%
15年度	805,067	85,265	16,505	12.6%
16年度	794,311	95,339	13,320	13.7%

(出典 「新見公立短期大学特別会計歳入歳出決算書」の該当箇所)

観点 10-2-3： 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点到係る状況】

資源配分に係る方針等は策定していないが、限られた予算の範囲で緊急度の高いものから順次配分対応している。平成17年度教育費総額857,201千円予算化している。その内訳は、教職員の給与等、施設の維持管理等の総務管理費に624,501千円、非常勤講師の報酬等、学生の実習経費等の教務費に114,258千円、教員の研究費に21,292千円、図書館の運営に11,551千円、施設整備のために借り入れた借入金の返済の公債費に84,105千円を計上し教育研究活動を推進している（訪問調査時に予算書を参照されたい）。

【分析結果とその根拠理由】

予算の範囲内で緊急度の高いものから順次配分対応していることから、短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされていると認識している。

観点 10-3-1： 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

該当なし。

観点 10-3-2： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点到係る状況】

議会選出の監査委員1名と、学識経験者の監査委員1名の2名で毎年定期監査を行っている。また、監査委員の指摘事項については、改善に努めている（別添資料10-4：『阿新広域事務組合定期監査結果報告書』参照）。

【分析結果とその根拠理由】

財務に対して、会計監査等が適正に行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

地方公共団体の財政が厳しさを増す環境の中で、過去5年間にほぼ一定額の歳入が確保されたこと、及び事務の効率化に努め、事務費の節約ができたことを挙げるができる。

【改善を要する点】

学生の要望事項でも、大学の設備・施設に係わるる事項が多数を占めている現状ではあるが、これらを整備する財源の確保が困難であると認識している。

(3) 基準10の自己評価の概要

短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤に関し、資産については逐次校舎・設備等の改築を進めており、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。また、平成17年度末借入残高は、新見市の資産総額に対して過大ではない。経常的収入については、学生からの授業料及び短期大学設置者からの分担金により経常的収入を確保している。また、年間の歳入歳出予算については、法令に基づいて議会の承認を経て執行している。また、歳入歳出決算についても、議会に報告し承認を得ている。これらは、全て議会終了後、法令に基づき告示により住民に周知されている。

過去5年間の収支は単年度黒字であり、歳入総額の2～3%の額が翌年度へ繰越財源として繰越されている。また、公債費支払状況について、歳出総額に占める公債費の割合は平成13年度の10.5%から平成16年度13.7%に推移している。これらから毎年繰越財源がでており、また歳出総額に占める公債費の割合も適正な範囲内であることから、過大な支出超過とはいえない。

教育研究活動に対する資源配分については、予算の範囲内で緊急度の高いものから順次配分対応している。

会計監査等については、議会選出の監査委員1名と学識経験者の監査委員1名の2名で毎年定期監査を行っている。また、監査委員の指摘事項については、改善に努めている。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの自己評価

観点 11-1-1： 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

【観点到係る状況】

学長の下に教養科、看護学科、幼児教育学科、地域福祉学科、地域看護学専攻科及び事務局、学生部、図書館を設置している。各学科に学科長（教員）、教養科及び地域看護学専攻科にそれぞれ科長（教員）を置いている。事務局に事務局長、学生部に学生部長及び学生部次長（いずれも教員）、図書館に図書館長（教員）を置いている。総務課に総務課長、学務課に学務課長（教員）を置いている。機構の詳細及び事務分掌は運営組織図のとおりである（別添資料 11-1：「新見市事務分掌規則」、11-2：「運営組織図」参照）。

事務職員数は、事務局長を含めて事務局職員 8 人（総務課 2 人、学務課 4 人、図書館 1 人）及び臨時職員 3 人である。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究組織である各学科に学科長、教養科及び専攻科に科長を置き、事務組織に事務局長及び事務職員 7 人を配置して管理運営にあたっている。教育研究組織との連携を緊密にすることを目的として、学生部、学務課及び図書館には教員の身分をもつ管理職を併任している。これらのことから、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持ち、必要な職員が配置されていると認識している。ただし、近年設置者によって事務職員が減員されているので、事務組織が短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務が低下しないよう努めることの必要性を認識している。

観点 11-1-2： 短期大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点到係る状況】

学内における意志決定機関として教授会が設置されている（学則第 36 条）。教授会の下部機関として各種委員会が設置されている（学則第 39 条）。また、各学科に学科会議、教養科会議及び専攻科会議が設置されている。定例教授会は原則として月 1 回開催され、その他入学試験実施後の合格者決定教授会、入学式前の入学者決定教授会、卒業・修了者決定教授会が開催され、必要に応じて臨時教授会が開催されている（別添資料 11-3：「学則」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

意志決定機関として教授会が設置され、専門的な審議機関として各種委員会及び学科会議等が設置されている。教授会は原則として月 1 回以上開催されていることから、短期大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

観点 11-1-3： 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到係る状況】

学生のニーズについては、担任・副担任教員から学科会議等で、または学生部・学務課から教務委員会または学生生活委員会で把握し、これらを経て管理運営及び教授会に、教員のニーズは学科会議等または各種委員会を経て教授会の議事にそれぞれ反映されている。事務職員のニーズは、事務局で把握するか、または職掌の各種委員会を経て管理運営及び教授会の議事に反映される。学外関係者については、後援会理事、同窓会評議委員等との懇談会を開催して意見を聴取し、事務局または各種委員会を経て管理運営及び教授会の議事に反映されている（訪問時に議事録を参照されたい）。

【分析結果とその根拠理由】

各種委員会、学科会議、事務局等において学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されている。

観点 11-1-4： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】

地方自治法の規定に基づき監査委員が置かれ（議会選出 1 人、学識経験者 1 人）、毎月出納検査が、定期監査が年 1 回行なわれている。指摘された事項については、改善措置を行っている（『自己評価書』79-80 頁）。

【分析結果とその根拠理由】

地方自治法の定めるところにより、監査が実施されていることから、監事が適切な役割を果たしていると認識している。

観点 11-1-5： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

全国公立短期大学協会等が毎年実施している事務局職員研修に積極的に参加し資質の向上に努めている（別添資料 11-5：「公立短期大学事務職員中央研修会」参照）。学務課職員については、「中国・四国地区学生指導職員研修会」に派遣し、必要な研修を行っている（別添資料 11-4 参照）。ただし、本学独自の研修等は実施していない。

【分析結果とその根拠理由】

全国公立短期大学協会及び「中国・四国地区学生指導職員研修会」に派遣し、必要な研修を行っていることから、管理運営に係わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行なわれていると認識している。

観点 11-2-1： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到係る状況】

管理運営に関する方針について、組織及び事務分掌については、「新見市事務分掌規則 第4章 短期大学」(第15～21条)(別添資料11-1参照)に、教授会等の職責については学則にそれぞれ明示されている。これらに基づいて「新見公立短期大学教授会運営規程」、「新見公立短期大学委員会規程」、「新見公立短期大学情報システム委員会規程」、「新見公立短期大学図書館規程」等が定められている。

学長の選任については「新見公立短期大学学長選考規程」、学科長の選考については「新見公立短期大学学科長選考規程」、学生部長、学生部次長、学務課長の選考については「新見公立短期大学学生部長選考規程」、図書館長の選考については「新見公立短期大学図書館長選考規程」を定めている(学内ホームページ掲載。訪問時に参照されたい)。

【分析結果とその根拠理由】

本学の組織及び事務分掌については、「新見市事務分掌規則 第4章 短期大学」(第15～第21条)に、その管理運営に関する方針が定められている。学内の諸組織については、学則に基本的な方針が定められ、これに基づいて学内規程が定められている。また、管理運営に関わる委員や役員の選考については、「新見公立短期大学学長選考規程」等が制定されていることから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると認識している。

観点 11-2-2： 適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点到係る状況】

本学の目的は、学則第1条に規定されており、構成員に配布されている学生便覧に掲載されているとともに学内ホームページ上にも掲載されている。計画、活動状況が審議される教授会については、毎回その議事要旨が作成され、総務課内に永年保存されるとともに、教職員全員に配布されている。委員会の活動については、それぞれの事務分掌に従って事務局に保存されるとともに、主要な内容については、教授会で報告され、教授会議事要旨に掲載されている。これらの保存されている議事要旨については、必要により教職員が閲覧することができる(訪問時に参照されたい)。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は、構成員に配布されている学生便覧に掲載されている。計画、活動状況が審議される教授会については、毎回その議事要旨が整備され、総務課内に永年保存されるとともに、教職員全員に配布されている。委員会の活動については、それぞれの事務分掌に従って事務局に保存されるとともに、主要な内容については、教

授会で報告されている。過去の議事要旨等については、必要により教職員が閲覧することができることから適切な意志決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能している。しかし、各種の記録を系統的に保存するための書式の統一や保存方法に関する基準等については、現在のところまだ不十分であり、今後の整備の必要性を認識している。

観点 11-3-1： 各短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

【観点到に係る状況】

平成7年度に学則を改正し、学則に基づいて自己点検・評価委員会を設置した。その後、平成9年度に全般的な資料の収集と自己点検評価、平成12年度に教員の教育研究活動に関する資料の収集と自己点検評価、平成14年度に学生生活に関する調査と自己点検評価を順次実施した。また、平成15年度には各学科の教育状況及び教員の教育研究活動等について自己点検・評価を行い、それをもとに外部評価を実施した。これらの自己点検評価の実務は、課題ごとに所管する委員会及び事務組織、または学長の指名する教員が実施し、総括的な評価について主として自己点検・評価委員会が行った。自己点検評価した結果を、短期大学の運営・学生募集方法等に適宜反映させてきた（訪問時に参照されたい）。

【分析結果とその根拠理由】

平成7年度に学則を改正し、学則に基づいて自己点検・評価委員会を設置して以来、順次課題ごとに根拠となる資料やデータを収集し、これに基づいて自己点検・評価を実施した。また、その結果を適宜、短期大学の運営・学生募集方法等に適宜反映させてきたことから、各短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能している。

観点 11-3-2： 自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点到に係る状況】

観点11-3-1で実施した各自己点検・評価の結果は、その都度報告書にまとめ、冊子として学内の全教員に配布するとともに、関係事務部局に保管し、また図書館に所蔵して、学生等に公開している。図書館所蔵の報告書については、学外者の閲覧も可能である。それぞれの冊子は、公立短期大学協会加盟の短期大学及び岡山県内の関係大学にも送付した。第2回自己点検・評価報告書については、3年間にわたって本学ホームページでもその内容の一部を開示した。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の結果は、その都度報告書にまとめ、冊子として学内の全教員に配布するとともに、関係事務部局に保管し、また図書館に所蔵して、学生等に公開している。公立短期大学協会加盟の各短期大学及び岡山県内の関係大学に送付したことから、自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されている。

観点 11-3-3： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

【観点到係る状況】

平成 15 年度に実施した各学科の教育状況、教員の教育研究活動及び社会貢献等に関する自己点検・評価については、自己点検・評価報告書及び根拠となる資料について、学科（教養科を含む）ごとに学外の有識者を評価委員とする書面審査を行い、さらに訪問調査によって学内諸施設の視察、学長及び学科長との面談、全教員による教育研究及び社会貢献に関する口演、授業参観、卒業生及び在學生との面談を実施した。その結果を外部評価報告書としてまとめた（別添資料 11-6 参照）。

【分析結果とその根拠理由】

平成 15 年度には、学外の有識者を評価委員とした外部評価を実施し、その内容を自己点検・評価報告書としてまとめたことより、自己点検・評価の結果について外部者（当該短期大学の教職員以外の者）によって検証されている。

ただし、外部評価の実施は平成 15 年度及び今回（平成 17 年度）の機関別認証評価の 2 回であり、今後継続して実施するための体制を確立する必要を認識している。

観点 11-3-4： 評価結果が、フィードバックされ、短期大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

評価結果については、その課題ごとに学科または所管する委員会等にフィードバックされて、改善が行われている。例えば、平成 15 年度の外部評価の実施以降、教員の研究活動を活性化する取組の結果、新見公立短期大学紀要への研究論文の投稿数が増加している（訪問時に参照されたい）。

【分析結果とその根拠理由】

評価結果については、その課題ごとに学科または所管する委員会等にフィードバックされて、改善が行われていることから、評価結果がフィードバックされ、短期大学の目的の達成のために改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能していると考えているが、改善を系統的に実施し、その結果を検証する体制の整備については、なお改善の必要性を認識している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学生部及び学務課組織の管理職を教員が兼任すること、管理組織が少人数であることなどから、教員及び学生の要望等が管理運営に反映されやすい構成となっていることを挙げることができる。

【改善を要する点】

市立の短期大学であることから、管理運営に関する基礎的な事項が条例及び規則で決定され、短期大学の権限外であること、事務職員の在任期間が短いことがある。事務職員に対する研修に関する取組については、従来から実施されているが、管理運営に関する記録を系統的に保存する取組、各種の評価について改善が行われたかどうかを検証する取組については、なお不十分である。

(3) 基準 11 の自己評価の概要

管理運営のための組織及び事務組織としては、教育研究組織である各学科に学科長、教養科及び専攻科に科長を置き、事務組織に事務局長及び事務職員 7 人を配置して管理運営に当たっている。教育研究組織との連携を緊密にすることを目的として、学生部、学務課及び図書館には教員の身分をもつ管理職を併任している。学内における意志決定機関として教授会が、その下部機関として各種委員会が設置されている。また、各学科に学科会議、教養科会議及び専攻科会議が設置されている。定例教授会は原則として月 1 回開催され、その他入学試験実施後の合格者決定教授会、入学式前の入学者決定教授会、卒業・修了者決定教授会が開催され、必要に応じて臨時教授会が開催されている。これらの各種委員会、学科会議、事務局等において学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されている。

監査については、地方自治法の規定に基づき監査委員が置かれ（議会選出 1 人、学識経験者 1 人）、毎月出納検査が、定期監査が年 1 回行なわれている。

事務職員の研修については、全国公立短期大学協会が毎年実施している事務局職員研修に参加し資質の向上に努めている。また、学務課職員については、「中国・四国地区学生指導職員研修会」に派遣し、必要な研修を行っている。

管理運営に関する方針について、組織及び事務分掌については、「新見市事務分掌規則 第 4 章 短期大学」（第 15～21 条）に、教授会等の職責については「新見公立短期大学学則」（新見市規則）にそれぞれ明示されている。

管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針については、学長の選任については「新見公立短期大学学長選考規程」、学科長の選考については「新見公立短期大学学科長選考規程」、学生部長、学生部次長、学務課長の選考については「新見公立短期大学学生部長選考規程」、図書館長の選考については「新見公立短期大学図書館長選考規程」を定めている。

短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報の蓄積及び構成員のアクセスについては、構成員に配布されている学生便覧及び学内ホームページに掲載され、計画、活動状況が審議される教授会については、毎回その議事要旨が作成され、総務課内に永年保存されるとともに、教職員全員に配布されている。委員会の活動については、それぞれの事務分掌に従って事務局に保存されるとともに、主要な内容については、教授会で報告され、教授会議事要旨に掲載されている。これらは、必要により教職員が閲覧することができる。

短期大学の自己点検・評価については、平成 7 年度に学則を改正し、学則に基づいて自己点検・評価委員会を設置し、これに基づいて自己点検評価を実施した。これらはその都度冊子として学内の全教員に配布するとともに、関係事務局に保管し、また図書館に所蔵して、学生等に公開しているほか、公立短期大学協会加盟の短期大学及び岡山県内の関係大学にも送付した。さらに、平成 15 年度には、学外の有識者を評価委員とした外部評価を実施し、その内容を自己点検・評価報告書としてまとめて公表した。